

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象 事業年度	年度評価	平成30年度（第3期）
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 I-3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（II～IVに関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 永島 徹也
	大臣官房（I-1, 2に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 小森 繁
	大臣官房（I-1に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 野村 由美子
	大臣官房（I-3に関する業務）		環境経済課環境教育推進室長 三木 清香
	環境再生・資源循環局（I-4, 5に関する業務）		廃棄物規制課長 成田 浩司
	大臣官房（I-6に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 長谷川 学
	大臣官房（I-7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 関根 達郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 内藤 冬美
主務大臣	農林水産大臣（I-3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 久保 牧衣子
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志
主務大臣	経済産業大臣（I-3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 若林 伸佳
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦
主務大臣	国土交通大臣（I-3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 川埜 亮
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基

3. 評価の実施に関する事項	
<p>ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。</p> <p>また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。</p> <p>（外部有識者）※敬称略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有田 芳子（主婦連合会会長）</li> <li>・泉 淳一（太陽有限責任監査法人）</li> <li>・西川 秋佳（済生会宇都宮病院 病理診断科主任診療科長）</li> <li>・萩原なつ子（立教大学社会学部教授）</li> <li>・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）</li> </ul>	

4. その他評価に関する重要事項	
<p>平成28年に法人設置法等を改正し、環境研究総合推進業務を法人の業務として追加。（※平成28年度は一部の業務を環境省から移管。平成29年度から移管業務の全てを法人が実施。）</p> <p>業務実施体制の見直しについては、債権管理業務を所掌する事業管理部を経理部に統合した。</p>	

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		B	B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務は適正かつ着実に実施されている。</li> <li>・内部統制の推進については、「平成 30 年度内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。</li> <li>・リスク管理のための体制整備については、業務実施方法の変更等を踏まえて見直しを行い、重要リスク一覧の更新を行っている。</li> <li>・コンプライアンスの推進については、全役職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。</li> <li>・研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画に沿って研修を実施し、92 講座に対し受講者数延べ 2,108 人が受講している。等</li> </ul>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	・石綿健康被害救済業務（認定・支給の迅速かつ適正な実施）・・・環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 3 期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。当該事業年度は第 3 期中期目標期間の最終年度として取組を進めた結果、所期の目標をほぼ計画どおり達成できたものと評価できる。 等
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
<公害健康被害補償業務>	B	B	A	B	B		12%
汚染負荷量賦課金の徴収	B	<u>B</u>	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	1-1	(8%)
都道府県等に対する納付金の納付	B	B	B	B	B	1-2	(4%)
<公害健康被害予防事業>	B	A	B	B	B		10%
事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	B	<u>B</u>	<u>B</u>	B○	B○	2-1	(1%)
ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	B	B	B	B	B	2-2	(1%)
調査研究	B	B	B	B	B	2-3	(1%)
ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施	B	B	B	B	B	2-4	(2%)
公害健康被害予防事業を担う人材の育成	B	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	B○	2-5	(2%)
関係地方公共団体の事業に対する助成	A	<u>A</u> ○	<u>B</u>	B○	B○	2-6	(3%)
<地球環境基金業務>	B	B	B	B	B		13%
助成事業に係る事項	A	B	B	B	B	3-1	(7%)
振興事業に係る事項	B	A	B	B	B	3-2	(4%)
地球環境基金の運用等について	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	3-3	(2%)
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務>	B○	B	B○	B	B	4	1%
<維持管理積立金の管理業務>	B	B	B	B	B	5	1%
<石綿健康被害救済業務>	B	A	A	A	A		20%
認定・支給等の迅速かつ適正な実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6-1	(9%)
救済給付の支給に係る費用の徴収	B	B	B	B	B	6-2	(1%)
制度運営の円滑化等	B	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	6-3	(3%)
救済制度の広報・相談の実施	B	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6-4	(5%)
安全かつ効率的な業務の実施	B	B	B	B	B	6-5	(1%)
救済制度の見直しへの対応	B	B	B	B	B	6-6	(1%)
<環境研究総合推進業務>	-	-	B	B	B		13%
環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	-	-	B	<u>B</u>	<u>B</u>	7-1	(7%)
効率的、効果的な研究及び技術開発の推進	-	-	B	B○	B○	7-2	(6%)
	B	B	B	B	B		70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、平成30年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.18≒B」となる。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織運営	B	B	B	B	B	1	4%
業務運営の効率化	B	B	B	B	B	2	9%
業務における環境配慮	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B		14%
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画の作成等	B	B	B	B	B	1	6%
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	2	4%
短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B		11%
IV. その他の事項							
職員の人事に関する計画	A	B	B	B	B	1	3%
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B	B	2	1%
その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	B	B	3	1%
	B	B	B	B	B		5%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	汚染負荷量賦課金の徴収		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」 汚染負荷量賦課金は当該年度の補償給付支給費用等の財源として賦課徴収されるものであり、公害健康被害補償制度の根幹を担うものである。</p> <p>難易度：「高」 汚染負荷量賦課金の徴収は、当該年度の補償給付支給費用等に必要な額の 8 割を充足する必要があることから、現状の極めて高い申告率・収納率を維持することが必要不可欠である。同賦課金は申告・納付制度となっており、制度への理解の下に企業の自主的な協力を前提としているが、「公害」を知る現役世代が減り、制度への理解が薄れつつあること、経営不振の企業からも徴収しなくてはならないこと等からその維持には相当な努力が必要となっている。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	申告額に係る収納率 99%以上を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%	99.986%	予算額（千円）	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	40,602,118
	実地調査の確実な実施	平成 24 年度実績に比し 50%増 (95 事業所)	58%増 (100 事業所)	65%増 (104 事業所)	70%増 (107 事業所)	70%増 (107 事業所)	67%増 (105 事業所)	決算額（千円）	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	38,258,137
汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	徴収業務に係る委託費の縮減	平成 24 年度実績に比し平成 30 年度末までに 5%以上の縮減	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%	9.20%	経常費用（千円）	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	38,270,422
	電子申告の	電子申告の比	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%	72.4%	経常利益（千円）	261,479	171,590	Δ815,963	Δ373,800	Δ464,544

	促進	率を平成 30 年度末までに 70%以上												
									行政コスト（千円）	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	8,121,989
									従事人員数	20	20	20	20	20

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価	評価		
	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。	(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、特に、引き続き多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行う。  ア. 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務		<主要な業務実績>          ① ア. 未申告納付義務者に対する申告督促の実施  汚染負荷量賦課金の未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由：          法に基づく重要な制度であること、厳しい経済状況ではあるが申告・納付の必要なことなどを粘り強く丁寧に説明した結果、清算終了等で納付義務の消滅した	評価	B	<評価に至った理由> 申告督促、実地調査、委託事業者への指導等によりの確な徴収業務が実施され、申告額に係る収納率についてほぼ 100%が維持された。これは国民年金等の他の公租公課と比較して極めて高い水準であり、本制度が、汚染負荷量賦課金の徴収に関し、企業の自主的な協力を前提として申告納付制度が導入されていること及び赤字法人にも申告納付義務を課していることを踏まえると評価に値する。  この高い収納率を確保するために機構では下記のような取り組みを実施している。 ・事業所等に対する実地調査では、平成 30 年度は、適正性・公平性を高めて調査の質の向上を図り、実地調査を中期計画に定める 95 事業所を上回る 105 事業所に対して実施した。 ・徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により中期計画に定める 5%を上回る平成 24 年度比 9.2%の削減を実現している。 ・オンライン申告等の電子申告及び電子納付については、賦課金説明会での説明、電話や文書による懇話、事業所等への訪

	<p>者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。</p> <p>イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100% 収納を確保する。</p> <p>② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50% 増の現地調査等を計画的に実施</p>	<p>者に対し委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告・納付督促をさらに強化する。</p> <p>イ. 未納の納付義務者に対しては、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」により、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100% 収納を確保する。</p> <p>② 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績 (63 件) に比し中期計画の目標である 50% 増 (95 件以</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 申告額に係る収納率 (99%以上)</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>実地調査の計画的な実施</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt; 実地調査の件数 (H24 年度比 50% 増)</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p>	<p>地訪問等による申告督促を行った。結果、納付義務者数 8,165 事業所のうち、未申告者は 414 事業所であったが、386 事業所が申告に応じた。</p> <p>また、未申告者の様態に応じた督促手法を行う「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」に基づき、個々の未申告者の実情に応じた対策を行っているところである。</p> <p>イ. 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 法律・内部規程及び「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」に基づき、賦課金を納付しない納付義務者に対する納付督促を行った。</p> <p>○現事業年度分 ・電話による督促：150 件 ・現地訪問による督促：2 件 破産手続中等の 8 件を除き収納を完了した。</p> <p>○過年度分 期首 9 件の滞納事業者については、破産、清算結了等により 2 件の滞納が解消し、3 件は分割により支払中で、残り 4 件は破産手続中である。</p> <p>② ア. 申告書審査による修正及び更正の状況 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1252 1480 1748 1810"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>机上審査</th> <th>実地調査</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当年度修正</td> <td>29</td> <td>5</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>当年度更正</td> <td>42</td> <td>4</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>過年度修正</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>過年度更正</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>27</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	机上審査	実地調査	計	当年度修正	29	5	34	当年度更正	42	4	46	過年度修正	2	13	15	過年度更正	0	5	5	計	73	27	100	<p>1 非該当事業所を除いた 27 事業所 (0.3%) まで縮小させ、99.7% と高い申告率を確保することができた。</p> <p>収納率については、目標値である 99% を上回り、破産等の特別な要因を除くと 100% 確保していることは、顕著な成果である。</p> <p>実地調査件数については、平成 24 年度実績 (63 件) に比し 50% 増 (95 件) とする目標に対し、平成 30 年度においては目標を大幅に上回る 67% 増 (105 件) の調査を実施した。</p>	<p>間によるオンライン申告の説明、「オンライン申告セミナー」を開催したこと等の効果もあり、72.4% の事業所から行われ、中期計画に定める目標の 70% 以上を達成している。また、平成 30 年 1 月から開始した電子納付(ペイジー)について、利用促進のための周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 3 月末の賦課料率改訂から 5 月 15 日の申告納付期限までの短い期間内の約 3 週間、具体的には 4 月上旬から下旬にかけて全国 103 会場 (平成 30 年度実績) において申告納付説明会を開催するとともに、より効果的な説明会に改善していくために参加者及び委託先を含む関係者へのアンケート調査を実施し、納付義務者からの質疑・照会等を申告・納付に関する各種マニュアル等に反映する改訂を行い、納付義務者の負担軽減に寄与する改善を行った。</li> <li>こうした業務の質的改善への努力により極めて高い収納率を維持しているが、これに加えて特に平成 30 年度は、納付義務者の負担軽減のための取り組みとして、</li> <li>・申告納付手続に関し、前年度に考え方を整理した納付義務の承継や問い合わせが多い事項について、説明内容や資料の追加により申告納付説明・相談会の内容を充実させた。</li> <li>・Pay-easy (ペイジー) 収納サービスによる電子納付を平成 30 年 1 月から開始し、インターネットバンキングによる納付の利用促進のための各種周知を行った。</li> <li>・未申告・未納事業者への督促等の対応を引き続き強化し、未納案件を、実質的に経営破たんしているものを除いて解消するとともに未申告案件も着実に減少させた。等の成果をあげた。</li> </ul>
区分	机上審査	実地調査	計																											
当年度修正	29	5	34																											
当年度更正	42	4	46																											
過年度修正	2	13	15																											
過年度更正	0	5	5																											
計	73	27	100																											

<p>（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施  徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。</p> <p>また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70% 以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することによ</p>	<p>する。</p> <p>（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5% 以上の委託費の削減を図る。</p> <p>② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。</p>	<p>上) の実地調査を計画し実施する。</p> <p>（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、本年度においても 5% 以上の委託費の削減を達成する。</p> <p>② オンライン申告等の電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、申告納付説明・相談会、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリ</p>	<p>汚染負荷量賦課金を  <b>确实かつ適正・公平</b>  に徴収を行えたか</p> <p>徴収業務に係る委託  費の削減</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>委託費を H24 年度  に比し H30 年度末  までに 5%以上削減</p> <p>電子申告の促進</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>電子申請の比率を平成 30 年度末までに 70%以上</p>	<p>イ. 実地調査の状況  実地調査について、中期計画に定める平成 24 年度比 50%増 (95 件) を大きく上回る 105 事業所 (5 年分=525 件) の申告内容を詳細に調査した。  その結果、27 件の修正及び更正処理を行うとともに、適正な申告となるよう指導を行った。</p> <p>（２）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> <p>① 徴収業務に係る委託費の削減  平成30年度徴収業務に係る委託費（税抜）については、以下のとおりであり、平成24年度比9.20%の削減を図った。  平成24年度：169,507,228円  平成30年度：153,904,688円（▲9.20%）</p> <p>また、現契約が平成30年度末で終了するため、平成31年度以降の徴収業務の委託先決定のために民間競争入札制度を活用して実施した。その結果、日本商工会議所と契約を締結した。</p> <p>② オンライン申告の促進  平成30年度の電子申告率は72.4%で中期計画で定める目標を達成した。「平成30年度オンライン申告促進計画（7月12日）」を策定し、次の各種取組を実施した。</p> <p>ア. オンライン申告セミナーの開催  8月に実施したアンケートで参加希望の多かった16地域で24回開催した（236名参加）。</p> <p>イ. 徴収・審査システムの改修の検討  納付義務者からの要望を踏まえ、今後利用</p>	<p>徴収業務に係る委託費については、平成 24 年度比 9.20%の削減を実現した。目標（30 年度末までに 5% 以上削減）に対する達成度は 184%となり、中期計画に定める目標を大幅に達成した。</p> <p>中期計画に定める電子申告率 70%の目標については、申告件数・申告金額ともに前倒しで達成し、この水準を維持し、引続き定着に向けた各種取組を行っている。さらに高い電子申告率の達成に向け「オンライン申告促進計画」を定め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った。</p>	<p>機構では、本事業に求められる成果については、目標以上の成果を上げている。これに加えて今中期目標期間では、本事業の質的改善に取り組んで来ており、これまでも多くの成果をあげている。以上を踏まえ、中期目標における初期の目標を十分に達成していると認められるため B 評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>申告額に係る収納率が高い水準で維持されるように、引き続き、納付義務者からの意見等を踏まえ説明会資料の見直しを行うなどし、納付義務者の理解と協力が得られるよう事務を進められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	--	--	---	--	---

<p>り、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。</p>		<p>ティの信頼性等について説明する。また、業界団体等に対し、傘下事業主等への利用促進のための周知・広報について協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図る。</p> <p>中期計画に掲げた電子申告率 70%以上の目標を2年前倒しで達成しており、引き続き、オンライン申告等の一層の普及及び定着に向けた取組を行う。</p>		<p>の増加が見込まれるウェブブラウザ(GoogleChrome)への対応を図り、11月1日から開始のExcel雛型ファイルの早期ダウンロードに合わせて実装した。</p> <p>ウ. オンライン申告から用紙又はFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所への対応        オンライン申告から用紙申告又はFD・CD申告に移行した事業所(61件)及びFD・CD申告から用紙申告に移行した事業所(1件)に対し、アンケート調査を実施した。</p> <p>エ. 実地調査におけるオンライン申告の推奨用紙又はFD・CDで申告している事業所(34件)に対し、オンライン申告を推奨した。</p>	<p>また、オンライン申告から用紙又はFD・CD申告に、FD・CD申告から用紙申告に移行した事業所へのアンケート結果をもとに、オンライン申告への再移行の方策とその対応可能性を検証の上、オンライン申告への実施に向け取り組んでいく。</p>	
<p>(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上        納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。</p>	<p>(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上        ① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。</p>	<p>(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上        ① 納付義務者に対するサービスの向上を図るために、以下の取組を行う。        ア. 納付義務者のニーズに基づき、インターネットを利用した汚染負荷量賦課金の</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;        納付義務者等に対して提供するサービスの向上        &lt;評価の視点&gt;        事務処理の効率化等をは図るため質の高いサービスを提供したか</p>	<p>(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上        ①納付義務者に対するサービスの向上        納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続の簡素化など質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。        ア. 汚染負荷量賦課金の納付手続きの効率化        汚染負荷量賦課金について、納付義務者からインターネット等を利用した納付についての要望を踏まえ、インターネットを利用したペイジー(電子納付)収納サービスを開始し</p>	<p>納付義務者の電子納付に係る要望を踏まえ、インターネットを利用したペイジー(電子納付)収納サービスを30年1月から開始した。        インターネットを利用したペイジー収納サービスについて、各種の方法で様々な機会をとらえて周知した。</p>	



電子納付 (Pay-easy (ペイジー) 収納サービス) を開始したことから、利用促進のための周知を行う。

イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し、改訂する。

ウ. 申告の手続などを説明した動画サイトを申告納付説明・相談会等を通じて、納付義務者に周知する。

エ. 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意

たことから、利用促進のための次の各種周知を行った。

- ・ 申告納付説明・相談会でペイジーによる電子納付説明用チラシを配布 (4月)
- ・ 機構ホームページにペイジー電子納付の取扱金融機関を随時更新
- ・ 汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を表記 (8・11・2月)
- ・ 延納事業者に対してリーフレットを作成し配布 (8・11・2月)
- ・ 雛型ファイル早期ダウンロードの案内文書にリーフレットを同封 (10月)
- ・ 利用促進に係るアンケート調査の実施 (7月・1月)
- ・ 申告納付説明・相談会で配布する「手引き」及びパワーポイント資料に操作方法や注意事項を更新

イ. 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂  
年度更新及びシステム改修に伴う修正事項に加えて、問合せや誤りの多い事項を反映するため、これらの冊子の2019年度版の改訂を行った。

ウ. 汚染負荷量賦課金動画サイトの周知  
公害健康被害補償制度や申告書類の作成方法・手続等を解説した動画サイトについて、申告納付説明・相談会で一部動画を利用するなどにより周知した。

エ. 徴収・審査システムの改修  
徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修及び最新のサーバへの更新に伴うセキュリティ対策の強化を行った。

納付義務者からの質疑・照会を反映したマニュアルの改訂により、納付義務者の制度、手続に対する理解を深めるとともに、適正かつ的確な申告・納付の確保に努めた。

申告納付説明・相談会における動画の紹介等により、汚染負荷量賦課金動画サイトには2,200件のアクセスを得た。

徴収・審査システムのペイジー利用に係る改修を行うとともに、最新のサーバへの更新に伴うセキュリティ対策の強化と今後のセキ

			<p>見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、他の機関情報システムでのサイバー攻撃による情報漏えいの事案の発生を踏まえ、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。</p> <p>オ. 委託商工会議所と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p>	<p>(ア)改元に伴う西暦表示対応及び内部システムの Windows10、Office2016 対応にかかるシステム改修、実装</p> <p>(イ) 徴収・審査システムのセキュリティレベルの高度化を図るため、セキュリティ専門業者より提案のあった事項を元に策定した「セキュリティ対策計画」に基づくアプリケーションやファイルの整理</p> <p>(ウ)機構が実施する情報セキュリティ研修の受講、新任職員に対するシステム研修の実施</p> <p>オ. 納付義務者からの問い合わせへの対応 納付義務者からの問い合わせに適切に対応した。なお、誤りや照会が多かった事項は、商工会議所担当者研修会や次年度の申告納付説明・相談会を通して説明及び注意喚起していく。</p> <p>○問い合わせ件数 フリーダイヤル : 735 件 (H30. 4. 2～5. 31) メールによる問合せ : 101 件 (H30. 4. 2～5. 15)</p>	<p>セキュリティ対策計画を策定した。</p> <p>納付義務者からの問い合わせに対し、適切に対応した。</p>	
--	--	--	---	---	--	--

	<p>② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。</p>	<p>② 汚染負荷量賦課金の徴収関係業務を円滑に推進するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア. 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託業者担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。</p> <p>イ. 委託商工会議所との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。</p>		<p>②汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進 汚染負荷量賦課印の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。</p> <p>ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施 納付義務者が制度や申告の手続について、正しい理解が得られるよう委託商工会議所担当者を対象に研修会を平成31年3月5日に開催した（参加者数：132名）。</p> <p>イ. 申告納付説明・相談会の実施 申告・納付が的確に行われるよう全国 151 商工会議所 103 会場（出席納付義務者数：2,521 事業所）で4月に申告納付説明・相談会を開催した。 なお、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、これらを基に既述の取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会で意見を集約し、平成31年度の説明・相談会等に反映している。</p>	<p>委託商工会議所担当者に対し、本業務の実施に係る研修会を実施した。</p> <p>より効果的な説明・相談会の実施に向け、アンケート結果をもとに事後検討会で検討し、手続き等の改定を行うとともに、平成31年度の説明・相談会等に反映させた。</p> <p>以上のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は、数値目標を上回る水準を達成しており、制度への理解を得ることが困難となってきた状況において機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は数値目標を大幅に上回る水準であること、電子申告率も中期計画</p>	
--	--	--	--	--	---	--

					<p>に定める目標を前倒しで達成したこと及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、自己評定を「B」とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい経済状況の中で、汚染負荷量賦課金の申告・納付について、納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保していく。</li> <li>・ 納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付の利用を開始し、今後は、周知に力を入れていく。</li> <li>・ 申告・納付を行う納付義務者の担当者が適正に申告が行えるように、引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供するため、今後も納付義務者のニーズを的確に把握し、各種の取組を行っていく。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	都道府県等に対する納付金の納付		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現地指導の実施都道府県等数	原則3年間で全ての都道府県等に実施。(第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等)	第一種地域13都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域15都道府県等 第二種地域2都道府県等	第一種地域14都道府県等 第二種地域1都道府県等	第一種地域12都道府県等 第二種地域3都道府県等	予算額(千円)	45,536,393	44,049,195	42,947,758	41,934,215	40,602,118
オンライン申請を行う自治体数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%	97.8%	決算額(千円)	42,580,375	41,261,041	40,092,468	39,233,948	38,258,137
								経常費用(千円)	42,557,539	41,259,873	40,090,817	39,193,524	38,270,422
								経常利益(千円)	261,479	171,590	△815,963	△373,800	△464,544
								行政コスト(千円)	8,243,891	8,079,294	8,891,740	7,962,670	8,121,989
								従事人員数	20	20	20	20	20

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。</p>	<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに国及び都道府県等に提供する。</p>	<p>(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化 補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45都道府県等に対する現地指導を原則として3年に1回のサイクルで実施する。 また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。 さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、都道府県等に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 納付事務処理の現地指導都道府県数</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 現地指導の実施により、適正な納付業務の事務処理を確保したか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 納付申請等に係る事務処理の適正化</p> <p>① 納付業務の適正性を確保するため、3年に1回のサイクルで全45都道府県等のうち旧第一種地域12都道府県等、第二種地域3都道府県等に対して現地指導調査を実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。</p> <p>③ 公害保健福祉事業については、5都道府県等(平成29年度：6都道府県等)の実態調査を行い、事業計画の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。</p> <p>現地指導調査の結果及び公害保健福祉事業で創意工夫のある事例等について、事業計画の参考となるよう環境省に報告するとともに、都道府県等に情報提供を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B</p> <p>評価理由： 納付業務に係る現地指導調査については、適正な事務処理がなされるよう指導、処理を行った。</p> <p>また、公害保健福祉事業については、5都道府県等の実態調査を行い、有用な情報提供を行った。</p>	<p>評価</p> <p><b>B</b></p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 納付申請等に係る事務処理については、適正かつ正確に実施する必要があるが、原則3年に1回のサイクルで関係都道府県等への現地指導を行うことは不可欠である。あらかじめ現地指導実施都道府県等数の目標を設定し、確実に実施することが必要であるが、平成30年度は、第一種地域については12都道府県等に対して、第二種地域は3都道府県等に対して現地指導を実施した。</p> <p>また、公害保健福祉事業については、5都道府県等の実態を調査し、創意工夫のある事例等について、他の都道府県等への情報提供を行った。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、20都道府県等から33名の参加を得て、参加者の70%から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得た。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 適正な申告納付を維持するため、現地調査、研修をはじめとする機会を設けて自治体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	

<p>(2)納付申請等に係る事務処理の効率化 全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化 納付業務システムについて、都道府県等の意見・要望を把握し、事務処理の効率化を図れるよう改修する。 また、45 都道府県等の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、要望がある担当者全員を対象に研修を実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 納付業務システム研修の実施</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施したか。</p>	<p>(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>①都道府県の担当者からのアンケート調査を踏まえて納付業務システムの改修を行った。</p> <p>②納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査を実施し、都道府県等全ての要望に対応するため、開催場所、開催時期及び参加のしやすさのニーズを把握し、45 都道府県等中 20 都道府県等、33 人（平成 29 年度：22 都道府県等から 37 人）を対象に、研修を実施した。 また、研修終了後のアンケートでは、参加者の 70%から「有意義・やや有意義であった」との結果を得た。</p>	<p>都道府県等の担当者の意見・要望を踏まえ、作業の効率化に対応するようシステム改修を行った。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった 20 都道府県等の全ての者を対象に全国 3 か所（東京・名古屋・大阪）で研修を行った。 なお、前年度の要望を受け、開催場所、開催時期間を見直し実施した。</p> <p>以上を踏まえ、納付業務に係る事務処理の適正化・効率化を図るための対応を適切に行っていることから、自己評定を「B」とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ・納付業務については、毎年度指導が必要な都道府県等があることから、適正性を確保するため、今後も指導調査を実施していく。 また、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例等を収集し事業計画の参考となるよう</p>	
---	--	---	--	---	--	--

						<p>情報提供を行って行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付業務システム担当者研修を継続して実施する。</li> </ul> <p>なお、研修の実施に当たり、実施場所、実施時期及び研修内容等、研修ニーズを把握しきめ細かな対応を行っていく。</p> <p>また、研修の満足度の減少があったことから、原因を分析して、研修内容の充実を図っていく。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--



様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 市中金利の低下により基金の運用益が減少する状況下において、事業予算を確保し、事業の重点化・効率化を進め、予防事業全体の方向を決定する必要がある。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
公害健康被害 予防基金（以下 「予防基金」と いう。）の運用に ついて、景気局 面に対応して安 全で有利な運用 を図るとともに、 予防基金の 運用収入の減少 見込みに対応し て、事業の重点 化・効率化を図 ること。《中期目 標》	公害健康被害 予防基金の運用 について、運用方 針に基づき安全 で有利な運用に 努めるとともに、 自立支援型公害 健康被害予防事 業補助金の活用 により、収入の安 定的な確保を図 る。 また、事業の実施 に当たっては、地 域住民のぜん息 等の発症予防及 び健康回復に直 接つながる事業、 局地的な大気汚 染が発生してい る地域の大気汚 染の改善を通じ 地域住民の健康 確保につながる 高い効果が見込 める事業等に重 点化するなど、効 率化を図る。	(1) 事業の重 点化  予防事業の実 施内容を、地域 住民のぜん息等 の発症予防及び 健康回復に直接 つながる事業、 局地的な大気汚 染が発生してい る地域の大気汚 染の改善を通じ 地域住民の健康 確保につながる 高い効果が見込 める事業等に重 点化するなど、効 率化を図る。  (2) 収入の安 定的な確保  公害健康被害 予防基金につい て、市場等の動 向に適時・的確 に対応して、運 用方針に基づき 安全で有利な運 用を行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> 事業の抜本的な重 点化・効率化として取 り組んだ公害健康被 害予防事業の見直し の具現化の重要性・困 難さ。	<主要な業務実績>  (1) 事業の重点化・効率化 ① 機構が自ら行う予防事業については、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させる取組を引き続き行うとともに、各事業について次の重点化・効率化を図った。 ・知識の普及については、ぜん息・COPDの発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化し実施した。 ・調査研究については、予防事業の重点施策に沿った調査研究を継続し、外部有識者による事後評価を実施した。 ・研修については、平成27年度に策定した予防事業研修の体系に基づき、ソフト3事業を担う地方公共団体の職員のほか、看護師、理学療法士などコメディカルを対象とした専門研修を実施した。 ② 地方公共団体が行う事業への助成について、特に地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業を重点事業として、医療機関を対象とした医療機器整備助成への交付は見合わせたうえで交付決定を行った。  (2) 収入の安定的な確保 ・低金利の状況が続く中、市場の状況や金利の優位性を勘案して債券を購入するなど、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第2期中期目標期間から繰り越された目的積立金（約674百万円（公健勘定））の取崩しにより、事業に必要な財源を確保した。なお、第3期中期目標期間終了後に主務大臣の承認を受けた目的積立金（約562百万円（予定）（公健勘定））は、引き続き第	<評価と根拠> 自己評価： B  評価理由： 以下のとおり、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、事業内容に反映させるとともに、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を行い、休止する事業については事業関係者と調整を図り、事業費については、市場において低金利が続く中、基金の安全で有利な運用に努め、安定的に確保したため。 ・引き続き、ぜん息患者等のニーズを的確に把握し、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながるソフト3事業・知識の普及、予防事業に資する人材育成のための研修に重点化・効率化を図った。  ・基金の運用については、低金利の状況が続く中、市場の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めた。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第2期中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業に必要な財源を確保した。	評価 B  <評価に至った理由> 公害健康被害予防基金の運用等については、近年の低金利状況が長期化する中で、市場動向等に応じた安全かつ有利な運用等により、収入の安定的な確保が図られた。 事業の重点化・効率化については、平成26年度から開始した当中期目標期間における事業の見直しの継続実施と新たな事業の本格実施が確実に行われた。 以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるためBとする。  <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあることから、ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、効率化及び他団体との連携等により、必要とされる事業の実施を確保していくこと。  <その他事項> 特になし。	

			<p>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、事業財源の安定的な確保を図る。</p> <p>(3) 公害健康被害予防事業の基本方針に基づく次期中期計画の作成</p> <p>次期中期計画の作成において、平成29年度に取りまとめた公害健康被害予防事業の基本方針を反映させる。また、事業移行に当たり、関係団体等と必要な調整を図る。</p>		<p>4 期中期目標期間の事業実施の財源としていく。</p> <p>(3) 公害健康被害予防事業の基本方針に基づく第4 期中期計画の作成</p> <p>・今日の低金利の状況による運用益の減少を踏まえ、今後の公害健康被害予防事業の実施に向け公害健康被害予防事業の基本方針を、第4 期中期計画に反映させた。また、予算編成に当たり、「ぜん息児水泳記録会」など休止する事業について事業関係者との調整を図った。</p>	<p>・運用収入が減少する中でも、地域住民のぜん息の発症予防や健康回復に直接つながる事業は規模を維持しつつ、その他の事業は縮減を図るなど「公害健康被害予防事業の基本方針」を踏まえ、第4 期中期計画を策定し、「ぜん息児水泳記録会」など休止する事業について関係者との調整を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・低金利の状況が継続していることから、引き続き市場の動向を注視し、安全で有利な運用による運用益の確保、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び目的積立金の取崩しにより安定した財源を確保する必要がある。</p> <p>・更なる事業の重点化・効率化のため、例えば、地方公共団体が行うイベント等とあわせて事業を展開するなど、他機関との連携や協力の可能性について継続して検討する必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0255

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。 また、事業の実効性を確保す	効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の	公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の各種事業を効果的かつ効率的に実施するため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 本事項「ニーズの把握と事業内容の改善」は、公害健康被害予防事業（以下、右欄を含め「予防事業」とい	<主要な業務実績>  (1) ニーズの把握と事業への反映 ① 患者等のニーズに基づき実施した事業 これまで患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等から把握したニーズについて、実施可能なものから事業内容に反映した。 ② 事業参加者へのアンケート 知識の普及及び研修の参加者に対するアンケ	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 以下のとおり、ぜん息患者、地域住民及び関係機関・団体など事業参加者のニーズを把握し、可能なものから事業へ反映するとともに、ソフト3事業の実施効果測	評価	B  <評価に至った理由> 患者団体やNPO法人等、事業参加者から把握したニーズのうち実施可能なものを事業内容に取り入れている。 また、ぜん息患者等や地域住民のニーズを的確に把握し、事業内容の改善に活用するためソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続し、その結果を地方公共団体へフィードバックし、事業内容の

<p>る観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。</p>	<p>改善を図る。 また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。</p>	<p>果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。 平成26年度に見直した助成事業のメニューを地方公共団体がより効果的に実施できるよう支援に取り組む。 また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。</p>	<p>う。）の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。</p>	<p>ート調査(対象者:計2,342人、回収率:82.6%)を実施し意見等を収集した。平成29年度の地方公共団体からのアンケートにおいて、研修日程が長いと受講しづらいとの意見があり、平成30年度の事業において、従来の3日間の研修について、初任者を対象とした基礎研修を新たに設け、1日で受講可能なカリキュラムに見直しを行い、あわせて開催地を分散化することで、研修参加者を51%増加させることができた。</p> <p>(2) 予防事業の第3期中期目標期間(平成26~30年度)における見直し 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業は優先的に実施し、調査研究、知識の普及及び研修は縮減又は統廃合により合理化を進め、他の主体とも連携を図りながら、次のとおり事業の重点化及び効率化を図った。</p> <p>① 調査研究 平成30年度は、2年間の研究期間の最終年度に当たり、ソフト3事業の効果的な実施に向けた調査研究を継続して行った。また、令和元年度から実施する調査研究について、調査研究期間を十分に確保できるように、関係機関と調整の上、公募を前倒しで行い、外部有識者による事前評価を行った。 また、環境改善調査研究については、研究の質を確保するため採択方針を見直した。</p> <p>② 知識の普及 複数の冊子を統合し、最新の情報を加えて再編した「成人ぜん息ハンドブック」を発行するとともに、ウェブコンテンツも全面リニューアルした。さらに、他機関からスライドデータや冊子等の転載依頼に応えるため、転載ルールを明確にして2次利用しやすい環境を整えた。 また、機構ホームページの「ぜん息などの情報館」に加えて、ぜん息情報のポータルサイト「ぜん息・COPDプラットフォーム」を運用し、国、地方公共団体、学術研究団体及</p>	<p>定を行い、その結果を地方公共団体へフィードバックした。さらに事業参加者アンケートの改訂を進め、今後の公害健康被害予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、効果的に予防事業を実施できるように今後の展開や支援内容について地方公共団体に中間報告できたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、事業参加者のニーズを把握し、知識の普及、研修の各事業内容に反映した。また、平成29年度の研修受講者のアンケートを整理・分析し、カリキュラムに反映した。</li> <li>・ソフト3事業の実施効果の測定と把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接できる集計・分析システムを活用し、事業の実施効果の測定を行い、その測定結果について地方公共団体にフィードバックを行った。</li> <li>・また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票(事業参加者アンケート)の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。</li> <li>・ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書に</li> </ul>	<p>改善が図られている。 平成26年度から運用を開始している「集計・分析システム」について、継続的に測定し効果的・効率的な事業内容の改善への取組がされていること。 また、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行ったことを踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるためBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、ぜん息患者等のニーズの変化も踏まえ、状況変化に応じた事業展開に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	--	--	---	---	--	---

				<p>び患者団体等が発信するぜん息・COPDの予防等に関する最新の情報を集約した上で、さらにSNS（ツイッター）でも積極的に提供した。</p> <p>③ 予防事業を担う人材の育成 患者教育を行うための人材育成研修を継続して実施するとともに、患者教育・指導の専門ライセンスを有する看護師・理学療法士等とも連携を図り「ERCA予防事業人材バンク」（以下「予防事業人材バンク」という。）を運営し、将来の予防事業の担い手となる人材の育成強化を図ったほか、地方公共団体が行う講演会や肺年齢測定会へ人材を派遣した。</p> <p>④ 地方公共団体が行うソフト3事業への支援 ソフト3事業を効果的に推進するため、地方公共団体職員を対象とした研修の充実や取組事例の紹介など情報提供等に取り組んだ。</p> <p>（3）ソフト3事業の効果測定等 ソフト3事業の評価・分析のための集計・分析システムを活用し、事業の実施効果の測定を行い、測定結果は地方公共団体にフィードバックした。 また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。 さらに、ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の公害健康被害予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。</p>	<p>まとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者へアンケートを実施しニーズの把握を引き続き行い、より効果の高い事業を展開していく。</li> <li>・ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性について、その具現化を図るため、実務者連絡会議などを通じて、事業展開例を含め地方公共団体へ周知していく必要がある。</li> <li>・公害健康被害予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民及び関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらのニーズに基づき効果的かつ効率的な事業を実施するなど、今後も事業参加者に対して質の高いサービスを提供していく。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	調査研究		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調査研究費の総額の削減	平成 24 年度比で 10%以上削減する	同左	39%削減	37%削減	50%削減	61%削減	63%削減	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から 60 日以内に決定する	同左	59 日	—	—	55 日	48 日	決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注 2) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、平成 27 年度は採択年でないため。

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 4) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 5) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成24年度実績に比し、10%削減すること。また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。</p>	<p>(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する。</p> <p>(2) 外部有識者による評価 各調査研究課題について、外部有識者による平成29年度評価結果を各調査研究の実施者にフィ</p>	<p>(1) 調査研究の実施 平成29年度から開始した環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究について、引き続き着実に実施する。</p> <p>また、次期中期計画で実施する調査研究について、調査研究計画を作成し、評価委員会の審議を経て今年度中に募集を開始する。</p> <p>なお、調査研究課題の重点化や実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費の総額を平成24年度比で10%以上削減する。</p> <p>(2) 外部有識者による評価 各調査研究課題について、外部有識者による平成29年度評価結果を各調査研究の実施者にフィ</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ・調査研究費の総額を平成24年度比で10%以上削減する。 ・課題の採択までの事務処理期間について、外部有識者による評価を行い、公募締切日から60日以内に決定する。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; －</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 第11期調査研究の実施 ① 環境保健分野に係る調査研究 ・平成29年度から2年間で実施した第11期調査研究について、環境保健調査研究評価委員の年度評価を踏まえ、平成30年度においても予防事業に資する3分野9課題の調査研究を実施した。 ② 大気環境の改善分野に係る調査研究 ・平成29年度から2年間で実施した調査研究では、環境改善調査研究評価委員の年度評価を踏まえ、平成30年度においても引き続き、今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題の分野1課題について、調査研究を実施した。 ③ 調査研究費総額の削減 ・平成29年度の採択決定に基づき、調査研究費の総額は平成24年度比で10%以上の削減となった。 ④ 調査研究にかかる経理の適正化、透明性の確保 ・調査研究に係る会計処理を適正に行うため、会計担当者からの質問等に対して迅速かつ適切に対応したほか、委託機関6機関に対して現地指導調査を実施し、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等について確認を行った。</p> <p>(2) 外部有識者による評価 環境保健分野、環境改善分野ともに、調査研究成果発表会を通じて評価委員による事後評価を行い、研究代表者へ今後の研究に役立ててもらうため、評価結果をフィードバックした。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B</p> <p>評価理由： 以下のとおり、予防基金の運用収入が減少する中、研究の質の確保を図りつつ、年度計画に定めた「調査研究費の総額を平成24年度比で10%以上削減する。」との目標を達成したほか、各課題において平成29年度の年度評価結果を平成30年度の研究計画に反映させ、年度末には事後評価を実施したほか、令和元年度から実施する第12期調査研究の研究期間を十分に確保するため、新規課題の募集を平成30年度内に行い、評価委員会及び採択決定を前倒して年度内に取りまとめが図れたため。 ・調査研究費の総額については、研究の質を確保しつつ、平成29年度の採択決定に基づき進めた結果、平成24年度比10%以上の削減となった。 ・第12期調査研究の研究期間を十分に確保するために、第11期採択時より約3か月、新規課題公募、評価委員会及び採択決定を前倒して取り組み、公募の締切日から採択日までに要した</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 平成30年度は平成29年度から開始している調査研究の最終年度であり、研究計画に即して調査研究が行われた。環境保健分野、環境改善分やともに、調査研究成果発表会を通じて評価委員による事後評価を行い、研究代表者への今後の研究に役立ててもらうため、評価結果のフィードバックを行った。 研究成果については、成果集にとりまとめ関係地方公共団体及び関係学会等に配布するとともに、機構ホームページへの掲載、知識の普及事業及び研修等への成果の活用など他の予防事業に資するものである。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。 また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏まえて適切な課題設定に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

<p>(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。</p>	<p>性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。</p> <p>また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。</p> <p>(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後は事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないも</p>	<p>ードバックして平成 30 年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。</p> <p>また、調査研究課題の終了時期である平成 30 年度末に事後評価を実施する。</p> <p>(3) 調査研究成果の予防事業への反映</p> <p>調査研究の成果は、ホームページや研究発表会で公表するほか、パンフレットなどの作成により、広く情報提供を行う。</p> <p>また、その結果に応じて、研修事業や助成事業の向上、知識の普及等事業で行う取組の内容に的確に反映させる。</p>		<p>(3) 調査研究成果の公害健康被害予防事業への反映</p> <p>① 環境保健分野、環境改善分野とも、研究成果については成果集に取りまとめ、関係地方公共団体及び関係学会等に配布するとともに、機構ホームページに掲載し、知識の普及で制作するパンフレットへ反映したほか、研修において紹介した。</p> <p>② 調査研究の成果は、学会発表（77 件：平成 30 年度実績）や論文発表（45 件：同）に引用されている。</p> <p>(4) 第 12 期調査研究の公募及び採択</p> <p>① 環境保健分野に係る調査研究</p> <p>・令和元年度から 3 年間で実施する第 12 期調査研究について、環境省とも連携を図った上で外部有識者の意見も踏まえ分野や課題を設定し公募を行い、外部有識者による事前評価を行った。</p> <p>・課題設定では、アドヒアランス・患者教育の分野に重点を置いた第 11 期の課題設定から、第 12 期はより応募してもらいやすい疾病ごとの分野にテーマを整理して公募を行った。</p>	<p>日数は 48 日で目標を達成した。</p> <p>・研究課題について、環境保健分野では高齢ぜん息患者の増加に着目した研究課題を設定し、環境改善分野では、地方公共団体からの要望を踏まえ、光化学オキシダントについて研究課題を設定した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>・高齢ぜん息患者に対応した予防事業を展開していくためには、成人ぜん息の中でも高齢ぜん息患者の治療実態を把握するための調査研究が必要である。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

	<p>のについては、計画の変更又は中止を行う。</p> <p>さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価方法は、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。</li> <li>・24件の応募があり7課題を採択した。なお、事前評価点が5段階中 3.5 未満の1課題は不採択とした。</li> </ul> <p>② 大気環境の改善分野に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度から2年間で実施する研究課題について、地方公共団体の要望や環境省関係部局とのヒアリング及び外部有識者の意見を踏まえ課題を設定し公募を行い、有識者による事前評価を行った。</li> <li>・評価方法については、従来の総合評価に加え、予防事業や社会・経済に対する貢献度などの各評価軸の内容が反映できるように改訂した。</li> <li>・また、応募件数が1分野1件のケースでは、全体評価（各評価軸の平均）で高い評価を得ているものであっても、予防事業や社会・経済への貢献度が低いなど、研究目的、記述評価の内容等が不適切な課題は採択しないことを採択方針に定めた。</li> <li>・公募の結果、6件の応募があり1課題を採択した。なお、事前評価点が5段階中 3.5 未満の1分野は不採択とした。</li> </ul>		
--	---	--	--	---	--	--

注6) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-4	ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
講演会の参加者等による評価	講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	94%	95%	97%	98%	96%	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
								経常利益（千円）	25,032	Δ58,467	Δ26,423	Δ30,625	Δ84,640
								行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
								従事人員数	16	16	16	16	16

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。</p> <p>また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。</p>	<p>(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。</p> <p>また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な</p>	<p>(1) 知識の普及事業等の実施</p> <p>地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復等に係る知識普及事業については、ぜん息等の患者の自己管理の重要性に鑑み、これまで作成した成人ぜん息に関する複数の啓発冊子を一冊に統合・再編したパンフレットの発行、ぜん息・呼吸器専門医等による講演会等の開催、ぜん息・COPD電話相談室などの事業を積極的に実施する。</p> <p>また、講演会等への参加者等に対するアンケート調査を実施する。アンケートの有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得るとともに、引き続き事業効果の把握に努める。なお、個人の自己管</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>講演会の参加者等による評価</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>ぜん息及びCOPDの予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 患者教育を含む確かな医療情報等の提供</p> <p>① パンフレット類の作成</p> <p>ア. 過去に制作したパンフレットを効果的かつ効率的に頒布するため、成人ぜん息患者向けの啓発冊子を再編・統合するに当たり、最新の医療情報を加え、医学的知見に基づく確かな情報を「成人ぜん息ハンドブック」として当初7千部を発行し、その後増刷をして約1万4千部を提供した。また、紙媒体のほかウェブコンテンツも全面リニューアルし、スマートフォンにも対応した。あわせて指導用スライドやイラストも掲載し、指導者向けのコンテンツも充実させた。</p> <p>イ. ぜん息及びCOPDの最新情報の発信媒体として生活情報誌「すこやかライフ」を発行(春・秋/年2回)し、ウェブコンテンツも制作し公開した。</p> <p>② パンフレット類の提供先</p> <p>・パンフレットの提供先は、予防事業対象地域の患者のほか、患者に近い医療機関や医療従事者、又は予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、平成30年度は約46万部を提供した。また、一般からの要望にも対応するため、ホームページからPDFデータで提供して、さらなる活用を促した。</p> <p>・さらに、他機関からのスライドデータや冊子等の転載依頼に定めるため、転載ルールを明確にして2次利用しやすい環境も整えた。厚生労働省からも依頼があり、平成31年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に転載された。(再掲)</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由：</p> <p>以下のとおり、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復等に資する知識の普及及び情報提供を実施し、各種事業参加者から年度目標よりも高い評価を得ることができた。成人ぜん息に関する複数の啓発冊子を統合・再編したパンフレット「成人ぜん息ハンドブック」を発行し、関連してウェブコンテンツも全面リニューアルして、患者団体や医療機関から患者教育に役立つとの好評を得たほか、知識の普及としてこれまで制作したパンフレット及びウェブコンテンツからの転載依頼も多くあり、知識の普及を図れたため。</p> <p>・ぜん息患者等の地域住民に対し、市民公開講座、ぜん息児水泳記録会、アレルギーの日関連行事等の各種事業を展開し、通年でぜん息・COPD電話相談を実施したほか、保育士等の専門職を対象とした保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会を開催し、これらの参加者から高い評価(満足度96%)を得た。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>成人ぜん息に係る複数の啓発冊子を最新の情報を加えて再編・統合したパンフレットを発行し、パンフレット類の合理化に向け適切かつ積極的に取り組んでいる。関連してウェブコンテンツも全面リニューアルして、患者団体や医療機関から患者教育に役立つ情報発信に取り組んだ。</p> <p>また、ぜん息患者等の地域住民に対する活動として、市民公開講座、ぜん息児水泳記録会、アレルギーの日関連行事等の各種事業を展開し、通年でぜん息・COPD電話相談を実施したほか、保育士等の専門職を対象とした保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会を開催し、これらの参加者から高い評価(満足度96%)が得られている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における初期の目標を達成していると評価してBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>本事業で作成してきたコンテンツについては、他省庁や民間からも高く評価されている。他機関から2次利用の依頼については、積極的に応じ、これまでに蓄積した情報が活用されることに期待する。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

提供先	部数
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	118,449部
医療機関	235,227部
個人等	108,745部
計	462,421部

③ ぜん息専門医等による講演会・講座の開催

ア. 市民公開講座の開催

・ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第35回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、地域住民を対象とした市民公開講座を福岡市で開催した。(7月)

イ. ぜん息児水泳記録会

・機能訓練事業に参加のぜん息の小学生と中学生を対象に、健康回復のための自己管理の啓発・継続を図ることを目的に、水泳記録会を関西地区(大阪プール:8月)及び関東地区(東京辰巳国際水泳場:10月)で開催し、計253人の参加を得た。

・会場ではぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、吸入手技指導を交えた体験教室及びピークフローメーターの使用方法等の実技指導を併せて実施した。

ウ. アレルギーの啓発に関する講演会

・「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。(2月)

エ. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に講習会を東京で開

・複数の冊子を統合し、最新の情報を加えて再編した「成人ぜん息ハンドブック」を発行するとともに、ウェブコンテンツも全面リニューアルした。

・他機関からスライドデータや冊子等の転載依頼に応えるため、ウェブコンテンツの充実を図り、転載ルールを明確にして2次利用しやすい環境を整えた。厚生労働省からも依頼があり、平成31年に改定の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に転載された。

<課題と対応>

・多様化する地域住民のニーズに応えるために、引き続きアンケート等を通じてニーズ調査を実施するとともに、他機関との連携を図り、情報発信の幅を広げる。  
・NPO法人の知見等を活用した「地域におけるCOPD対策推進事業」について、今後は予防事業人材バンクを活用して事業未実施の対象地域に拡大していく必要がある。

	<p>(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極</p>	<p>(2) ホームページ等による情報提供          予防事業のWEBページである「大気環境・ぜん息などの情報館」において、各種パンフレット類の紹介や講演</p>		<p>催した。(2月)</p> <p>④ ぜん息・COPD電話相談室          ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、看護師(常勤)及び医師(非常勤:日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医)によるぜん息・COPD電話相談室を通年で開設し、計1,022件の相談に対応した。</p> <p>⑤ エコドライブ普及ツールの貸出し          ・地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいて行うエコドライブの啓発事業の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを地方公共団体等に対し 31 件の貸出しを行った。</p> <p>⑥ 事業参加者の評価          各種事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。</p> <table border="1" data-bbox="1252 989 1783 1415"> <thead> <tr> <th>事業分類</th> <th>上位2段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アレルギーの日関連行事(講演会)</td> <td>90.4%</td> </tr> <tr> <td>保育所等における普及啓発講習会</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>ぜん息児水泳記録会</td> <td>93.6%</td> </tr> <tr> <td>市民公開講座</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>ぜん息・COPD電話相談室</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>合計(平均)</td> <td>96.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 他の主体との連携による知識の普及の展開</p> <p>① 「ぜん息・COPDプラットフォーム」の運用          ・国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団体等が発信するぜん息・COPDに関する最新の情報などを集約し、積極的に提供した。(提供回数121回)          ・同サイトの利用促進を図るため、SNS(ツ</p>	事業分類	上位2段階の評価率	アレルギーの日関連行事(講演会)	90.4%	保育所等における普及啓発講習会	97.2%	ぜん息児水泳記録会	93.6%	市民公開講座	91.4%	ぜん息・COPD電話相談室	97.7%	合計(平均)	96.2%		
事業分類	上位2段階の評価率																			
アレルギーの日関連行事(講演会)	90.4%																			
保育所等における普及啓発講習会	97.2%																			
ぜん息児水泳記録会	93.6%																			
市民公開講座	91.4%																			
ぜん息・COPD電話相談室	97.7%																			
合計(平均)	96.2%																			

	<p>的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。</p>	<p>会の開催等に関する情報提供を行う。</p> <p>また、ぜん息・COPDに関する情報ポータルサイト「ぜん息・COPDプラットフォーム」を引き続き運用するとともに、SNSやメールマガジンなど複数のツールを複合的に活用し、ぜん息・COPDに関連する情報を速やかに利用者に発信する。</p>		<p>イッター)やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。(SNS発信件数142回、同フォロワー298人、メールマガジン発信回数21回、同登録者数5,089件)</p> <p>② NPO法人等との協働事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、日本小児臨床アレルギー学会との共催で、地域住民を対象とした市民公開講座を福岡で開催した。</li> <li>・「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を東京で開催した。</li> <li>・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に講習会を東京で開催した。</li> <li>・NPO法人の知見等を活用するとともに、地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及させ、自己管理能力とQOLの向上を図るための「地域におけるCOPD対策推進事業」を平成29年度から引き続き、大阪市及び倉敷市の2地域で実施した。同事業で行ったCOPD患者の早期発見の取組では、肺年齢測定結果から医療機関への受診勧奨をした結果、参加者からCOPDの早期発見につながった。</li> <li>・予防事業人材バンクを活用して、地方公共団体が主催する健康イベント等において肺年齢測定会を行い、596人の事業参加者を得るなどCOPDの普及啓発を図った。</li> </ul> <p>② e-ラーニング学習システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体のソフト3事業の従事者及び医療従事者に、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページに公開している。</li> </ul>		
--	--	---	--	--	--	--



--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<b>4. その他参考情報</b>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 ぜん息患者のアドヒアランスの向上させるために患者教育ができるコメディカルスタッフを養成すること及び予防事業の担い手となる地方公共団体職員の育成は今後の予防事業の実施に不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	96%	98%	98%	99%	99%	予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
研修受講者の所属上長による評価	研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から「研修成果を効果的に	同左	95%	96%	100%	99%	98%	決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512

		活用できている。」などのプラス評価を得る。												
									経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
									経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
									行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
									従事人員数	16	16	16	16	16

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。実施に当たって	(1) 研修による人材の育成 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得するための研修を実施する。 また、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師・理学療法士等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 実施に当たって	<主な定量的指標> 研修受講者及び研修受講者の所属上長による評価  <その他の指標> —  <評価の視点> 予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。	<主要な業務実績>  (1) 効果的な研修の実施 ① 地方公共団体（助成対象地方公共団体数：46団体）が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象とする研修ア. 環境保健分野 (ア) 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得してもらうことを目的として、ソフト3事業研修及び環境改善研修を実施した。 なお、受講者アンケートにおいて、研修日程が長いと受講し難いとの意見があったことから、従来の研修内容のうち、初任者を対象とした基礎研修を新たに設けてカリキュラムの見直しを行い、あわせて開催日程及び開催地を分散化することで、研修参加者を51%増加させることができた。 (イ) 予防事業担当者の研修の受講機会を確保するため、地方公共団体が年度当初に研修計画や研修内容を把握し、計画的に受講ができるよう配慮するとともに、各研修開催前に再度案内を行った。	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 以下のとおり、地方公共団体の予防事業担当者及び地域の医療機関に所属する看護師や理学療法士等を対象に研修を行い、受講者から高い評価を得るとともに、受講者に予防事業人材バンクへの登録を促し、登録者の増加を図れたため。  ・地方公共団体のソフト3事業及び大気環境改善事業の担当者を対象とした研究と看護師や理学療法士等を対象とした研修を実施し、参加者満足度については年度計画より高い値(99%)を達成した。 ・研修受講者から予防事業人材バンクに年度計画を上	評価	B
						<評価に至った理由> 予防事業の担い手となる人材の育成をより効果的に行う取組として、研修体系の大幅な統合・再編を実施した。その結果、平成30年度の研修効果は、受講者の評価で5段階評価の上位2段階までの評価が平均97.6%、受講者が職場に戻ってからの所属上長に対する追跡調査（「研修の成果が発揮されているか」）で5段階評価の上位2段階までの評価が98.0%と高い評価を継続している。 また、患者教育及びコメディカル等の専門家を育成する専門研修の効果は、受講者の評価で5段階評価の上位2段階までの評価が平均100%と高い評価を継続している。 また、ネットワークを活用した人材支援では、平成30年度に予防事業人材バンクに登録された延べ38人を10自治体の14事業に派遣している。  以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価してBとする。	

は、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

ては、アンケート調査により理解度や研修ニーズ等を把握し、カリキュラム作成等に反映させる。なお、アンケート調査では、有効回答者のうち80%以上の研修生から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを目標とする。さらに、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、研修を修了し業務に復帰してから一定期間経過後に追跡調査を実施し、平均80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

(ウ) 研修に参加できない予防事業担当者に対し、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したe-ラーニング学習システムを機構ホームページに公開し、地方公共団体に周知した。

イ. 環境改善分野  
環境改善事業の従事者を対象に、平成29年度の受講者アンケート結果及び大気環境改善分野に関する最新の国等の動向等を踏まえ、PM2.5に関する最新の知見、地域における環境改善の取組事例として北九州市における計画作成事業をカリキュラムに反映した。また、長年にわたり国や地方公共団体の審議会等で環境行政に携わってきた大学名誉教授を招き60年以上にわたる大気環境行政についての特別講演も実施した。

ウ. 研修受講者による評価  
受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者のうち平均97.6%以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。また、ソフト3事業の従事者を主な対象とした研修受講者については、研修受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する調査を実施し、「研修成果を効果的に活用できている」ことについて有効回答者のうち平均98.0%以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。研修受講者の所属上長のアンケート結果からは、地域住民への対応や事業の企画立案において成果がみられるとの意見があった。

研修受講者の評価

地方公共団体従事者向け研修コース	上位2段階の評価率
ソフト3事業基礎研修	100.0%
ソフト3事業研修	100.0%
環境改善研修	96.1%
合計（平均）	97.6%

回る115人の登録を得た。

<課題と対応>

- ・予防事業人材バンクの登録リストを最新情報とするため、現在の登録者に1年間の活動状況と登録の継続意向について確認し、更新を行う。
- ・予防事業人材バンクをより活用してもらえよう、地方公共団体への指導調査やヒアリング時に課題や要望等を聴取し、利用促進を図っていく必要がある。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き予防事業人材バンクに登録された人材の活用に努め、ぜん息患者等の療養指導の質の向上が図られることを期待する。

<その他事項>

特になし。

(2) 地方公共団体に対する支援

地方公共団体が実施するソフト3事業を支援するため、ぜん息やCOPDに係

研修受講者の所属上長の後日評価

地方公共団体従事者向け研修コース	上位2段階の評価率
ソフト3事業基礎研修	100.0%
ソフト3事業研修	96.8%
合計(平均)	98.0%

② 看護師・理学療法士等を対象とする研修  
ア. 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

ぜん息・COPD患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、10月に東京で実施。

イ. ぜん息患者教育スタッフ養成研修

ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を習得してもらうことを目的に、12月に岡山市で実施。

ウ. 研修受講者による評価

受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者のうち平均99.4%の方から5段階評価で上位2段階までの高い評価を得た。

研修受講者の評価

研修コース	上位2段階の評価率
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	99.0%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	100.0%
合計(平均)	99.4%

(2) ネットワークを活用した人材支援の強化

① 予防事業人材バンクへの登録

地方公共団体のソフト3事業等に従事する講師や指導スタッフに係る予防事業人材バンクについて、平成30年度も研修受講者に登録を促し、115人(小児ぜん息27人、成人ぜん息

			<p>る患者教育の知識、助成事業実施上の医療専門的スキル・技術を習得するための看護師・理学療法士等を対象とした研修を実施する。また、研修履習者等について「予防事業人材バンク」に新たに 100 人の登録を目指す。</p>		<p>等 88 人) の登録を獲得し、これまでに 626 人 (小児ぜん息 205 人、成人ぜん息等 421 人) の登録を得た。また、登録者に活動報告アンケートを実施した。</p> <p>②予防事業人材バンクの活用 実務者連絡会議、指導調査、助成金要望ヒアリング等の場を通じて予防事業人材バンクの紹介を行い、地方公共団体による活用を推進したほか、機構が地方公共団体の事業実施を支援する際には予防事業人材バンクの登録者を活用することで、健康相談事業の講演や肺年齢測定などへ平成 30 年度には、10 の地方公共団体の 14 事業に延べ 38 人を派遣し、当該事業へ 691 人の参加を得た。</p> <p>③地方公共団体担当者との意見交換 地方公共団体において予防事業人材バンクを積極的に活用してもらうため、利用実績のある地方公共団体の担当者と意見交換会を開催し、課題や要望について聴き取りを行った。地方公共団体からは、予防事業人材バンク登録者との交流を求める意見が寄せられたことから、令和元年度以降、実務者連絡会議等において、予防事業人材バンクの活動状況について登録者から講演を行うなどを通じて、活動状況を伝えていく予定である。</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-6	関係地方公共団体の事業に対する助成		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 地方公共団体が行う健康診査、健康相談、機能訓練は予防事業の中核をなす事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0255

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%	94.7%			予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	837,863
										決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	738,512
										経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	753,749
										経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	△84,640
										行政コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	244,369
										従事人員数	16	16	16	16	16

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価																
<p>助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。</p>	<p>環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。</p> <p>なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。</p> <p>環境改善分野に</p>	<p>(1) 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>①環境保健分野 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的な事業の実施に向けた取組を推進する。</p> <p>②環境改善分野 地域における大気環境改善施策を実施するための計画作成事業について、環境改善研修等の機会を通じて地方公共団体に活用を推奨する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合</p> <p>&lt;その他の指標&gt; -</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 予防事業を実施する地方公共団体に対する着実な助成</p> <p>① 環境保健分野の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度も予防事業を実施する地方公共団体の助成要望について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択した。</li> <li>平成 29 年度と同額程度の助成額を確保し、その結果、ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合については、94.7%となった。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名等</th> <th>助成額 (百万円)</th> <th>事業参加者 数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康相談事業</td> <td>85</td> <td>26,367</td> </tr> <tr> <td>健康診査事業</td> <td>111</td> <td>84,195</td> </tr> <tr> <td>機能訓練事業</td> <td>142</td> <td>22,076</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>338</td> <td>132,638</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 環境改善分野の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度は、計画作成事業 16 百万円、大気浄化植樹事業 2 百万円の助成を行った。</li> <li>環境改善研修を通じて、北九州市で行った計画作成事業の事例発表を行い、計画作成事業の活用について推奨した。</li> </ul> <p>(2) 見直し後の環境保健分野の助成事業の定着及びレベルアップを図るための積極的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな助成事業メニューの定着やレベルアップを図るため、地方公共団体との実務者連絡会議(11月開催)、指導調査(8~11月実施)、助成要望のヒアリング(1~2月実施)及び研修の機会などを通じて、見直し後の助</li> </ul>	事業名等	助成額 (百万円)	事業参加者 数(人)	健康相談事業	85	26,367	健康診査事業	111	84,195	機能訓練事業	142	22,076	合計	338	132,638	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由： 以下のとおり、ぜん息患者等を対象とした環境保健分野では、ぜん息の発症予防、健康回復に直接つながるソフト3事業に重点をおいた助成を行うとともに、環境改善分野では、地方公共団体と打合せを重ね、大気汚染対策のための計画作成事業の実施につなげたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度と同額程度の助成額を確保し、その結果、ソフト3事業が助成事業全体に占める割合については、94.7%となった。</li> <li>地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票(事業参加者アンケート)の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修の準備を行った。</li> <li>ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。</li> </ul>	B	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>助成事業は、公害健康被害予防事業の大きな柱であるが、制度発足から時間が経過する中で生じた様々な変化に対応するために平成 26 年度に「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」の抜本的改正を行い、平成 27 年度から新要綱による新たな助成事業メニューを実施している。</p> <p>新メニューへの円滑な移行に向けて、地方公共団体との意見交換を重ねて進めてきたこと、地方公共団体の体制整備に資するために研修事業を通じて人材育成を行ったこと等により、新事業メニューへの対応もスムーズに行われ、ソフト3事業の参加者も着実に増加している等、継続して成果を上げている。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため B とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>引き続き、ぜん息患者等のニーズも把握し、自治体の意見も踏まえつつ状況変化に応じた事業展開に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
					事業名等	助成額 (百万円)	事業参加者 数(人)															
健康相談事業	85	26,367																				
健康診査事業	111	84,195																				
機能訓練事業	142	22,076																				
合計	338	132,638																				



	<p>係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。</p>	<p>(2) ソフト3事業の効果の把握・分析等 ソフト3事業については、地方公共団体の協力を得て事業実施効果の測定及び分析等を継続して行うとともに、地域住民のニーズや事業を取り巻く状況を調査分析し、実務者連絡会議などの機会を通じて、地方公共団体の事業内容の参考となるよう情報提供する。</p>		<p>成事業メニューの各地方公共団体における取組状況を共有するとともに、積極的に取組事例などを紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト3事業の評価・分析のための集計・分析システムを活用し、地方公共団体の協力を得て事業の実施効果の測定を行い、地方公共団体にフィードバックした。</li> <li>・また、地方公共団体のニーズを把握しながら、共通の質問票（事業参加者アンケート）の改訂を進めるとともに、令和元年度からの運用を図るため集計・分析システムの改修準備を行った。</li> <li>・ソフト3事業を取り巻く国の動向やニーズ調査等を踏まえ、今後の予防事業の展開について外部有識者を交え検討を行い、事業内容の改善等について報告書にまとめ、実務者連絡会議を通じて地方公共団体に中間報告を行った。</li> </ul> <p>(3) 見直し後の環境改善分野の助成事業の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染の発生源対策などに関して地方公共団体との意見交換を積極的に行った結果、平成30年度は2地方公共団体（3事業）において計画作成事業を実施した。</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の意識やライフスタイルが多様化する中、地方公共団体で行うソフト3事業の今後の方向性について、実務者連絡会議の開催を通じて、事業実施事例等の情報提供を行い、地域住民のニーズを踏まえた事業の展開に向けて支援する。</li> </ul>	
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-1	助成事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	—	—	—	900万円	900万円	900万円	1,350万円	予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度10人程度	—	16人	24人 (新規採択者10人)	33人 (新規採択者12人)	40人 (新規採択者10人)	40人 (新規採択者7人)	経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
評価対象団体数	—	8団体	84団体	140団体	182団体	209団体	198団体	経常利益（千円）	—	—	46,342	52,074	67,520
概算払い団体数	—	—	—	18団体	33団体	31団体	17団体	行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
他の主体との連携会議実施回数	—	—	3回	5回	13回	13回	9回	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
Excel マクロファイル利用率	—	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%	93.2%						

助成対象分野への重点化	—	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%	98.1%	97.6%							
海外助成アジア太平洋地域への重点化	—	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%	70.2%							
これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%	12.6%							
交付決定処理期間	平均処理期間 30日間以内	30日	28日	27日	26日	26日	27日							
支払申請処理期間	平均処理期間 4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日	24.4日	27.3日							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1)助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成</p>	<p>(1) 助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的</p>	<p>(1)助成の重点化等による効果的な実施 ①助成対象については、引き続き国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成ではアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。また、企業等からの寄付金を直接助成事業に充てる企業協働プロジェクトを引き続き推進する。 ②将来の環境保全活動を担う若手人材を育成するため、振興事業と連携した「若手プロジェクトリーダー育成支</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか。  &lt;実績に対応する主な定量的指標&gt; ・企業協働プロジェクト実施による助成総額の増加額 ・若手プロジェクトリーダー育成人数 ・評価対象団体数 ・概算払い団体数 ・他の主体との連携会議実施回数  &lt;その他の指標&gt; ・これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 ・支払申請処理期間 ・交付決定処理期間</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 助成の重点化等による効果的な実施 ①助成対象 ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定207件(国内案件:160件、海外案件:47件)のうち、重点配慮事項の対象活動は、202件(97.6%)となった。 イ.海外の助成活動47件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は33件(70.2%)であった。 ウ.平成26年度から開始した「企業協働プロジェクト」の活用により寄付金のうち1,350万円を助成費に充てることにより12件助成を行い、助成規模の拡大を図った。  ②若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム 今後の環境環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を応募20名の中から7名を採択した。これにより、平成30</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価: B  評価理由: 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 (1) 助成の重点化等による効果的な実施 ①助成対象 ・海外における活動への助成は47件実施しており、そのうち重点地域であるアジア太平洋地域における助成活動は33件(70.2%)となった。 ・企業協働プロジェクトによる助成 環境NGO・NPO活動の量的な充実を図るため、平成26年度から開始した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、平成30年度も引き続き(一社)日本釣用品工業会の寄付による「LOVE BLUE助成」を実施した。寄付金のうち、1,350万円を助成費に充て、助成総額の拡大を図った。  ②若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム 環境NGO・NPOの組織機能の強化を図るため、今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上</p>	<p>評価 B  &lt;評価に至った理由&gt; 30年度計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・海外の助成活動47件に対して、アジア太平洋地域における助成活動が33件(70.2%)を占めており、地域による重点化が図られた。 ・26年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、(一社)日本釣用品工業会からの寄付の一部(1,350万円:昨年度比450万円増)を財源として12件の助成を実施するなど、運用益によることなく助成規模の拡大が図られた。 ・若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムにおいては、新たに7名の育成支援対象者を採択し、助成事業から賃金を支給し活動に専念させるとともに、振興事業として研修を受講させる等の支援が継続して実施されており、修了者が研修</p>	

<p>も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。</p> <p>(2)助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。 また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡</p>	<p>に事業を実施する。</p> <p>(2) 助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年間を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助</p>	<p>援プログラム」(年10件程度の採択を目指す。)を実施する。</p> <p>(2)助成先固定化の回避 環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、これまで地球環境基金から助成を受けたことのない団体への助成(全体の20%を目指す。)に努めるとともに、引き続き、助成事業に係る周知広報を図る。また、助成継続年数の上限について募集要領に明記し厳正に履行する。</p>		<p>年度末時点における育成支援プログラム在籍者人数(過年度の修了者を含む)は40名(1期生12名、2期生8名、3期生8名、4期生7名、5期生5名)となった。</p> <p>③新たな助成メニューの導入 地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援する制度として、平成29年度より開始した新たな助成メニュー(つづける助成)について、34件総額67百万円の交付決定を行った。</p> <p>(2) 助成先固定化の回避 ・平成30年度の助成金採択に当たり、地球環境基金運営委員会の審議を経て、208件の助成を内定し、機構ホームページに公表した。上記③のとおり、複数年計画を基本とする「つづける助成」を新たに追加したことの影響等により、採択件数に一定の制約がある中で、なるべくこれまで助成を受けたことのない団体の採択に努めたものの、一方では採択審査により活動の質の確保も図らねばならず、結果として初めて助成を受けた件数は26件(全助成件数の12.6%)にとどまった。</p> <p>・助団体合同説明会の開催 地球環境基金主催の説明会を9箇所、セブーンイレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を3箇所で開催した。</p> <p>・各種媒体による周知広報 10月に募集案内を約1,500箇所へ送付し、機構ホームページでの案内や、リスティング広告を実施した。その他、Twitterや機構ホームページを活用し助成活動の周知を行った。</p>	<p>を支援する若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを実施している。平成30年度は、応募20名の中から7名(うち、年度末までに2名離脱)の対象者を新たに採択した。</p> <p>(2) 助成先固定化の回避 環境NGO・NPOの量的な充実を図り、助成対象の裾野の拡大を図るため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない26件(全助成件数の12.6%)の採択を行った。</p>	<p>で学んだクラウドファンディングに関する知識を活用して資金調達を行うなど、効果の高い事業が実施された。</p> <p>・地域の活動を軌道に乗せ定着させるための新たな助成メニュー(つづける助成)について、34件総額67百万円の交付決定を行うなど、助成事業の効果的な実施を図るための環境整備が実施された。</p> <p>・これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成案件を、助成活動の質の確保に留意しつつ採択するように努めた結果として、全助成件数の12.6%に相当する26件を採択するなど、助成先の固定化の回避に向けた取組が実施された。</p>
--	--	---	--	---	---	--

<p>大に努めること。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。</p>	<p>成対象の裾野の拡大に引き続き努める。</p> <p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表</p>	<p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支払に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 助成した事業の成果の向上を促進するため、有識者等により構成する第三者委員会と連携し、事業実施期間に応じて、事前目標共有(初年度)、中間コンサルテーション(2年度目)、書面評価(3年度終了時)、実地評価(終了の翌年度)等を実施し、評価結果を公表する。また、評価</p>		<p>(3) 処理期間の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間を迅速な処理に勤めた結果、4週間以内の27.3日で処理することができた。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 助成活動の成果を向上させるため、平成26年度から再編した新たな評価要領に基づき、事前、中間、事後(書面、実地)と一連の評価を行う新たな評価制度に移行し、平成28年度から新たに継続評価を実施した。平成30年度は評価対象(複数年プロジェクト)となるすべての198助成団体に対して評価を行った。 実地評価に関しては、結果の概要を評価専門委員会で取りまとめ、確定した。 ・1年目 事前目標共有(活動目標の共有) 69団体 ・2年目 中間コンサルテーション 68団体 ・3年目 書面評価 53団体 ・継続評価 1団体 ・活動終了後 実地評価 7団体</p>	<p>(3) 処理期間の短縮 助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金の支払申請の迅速な処理に努めた結果、支払申請書受付から支払までの平均処理期間27.3日で処理し、平均処理期間の目標(4週間以内)を達成した。</p> <p>(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 環境NGO・NPO活動の質的な充実を図り、助成活動の成果を向上させるため、平成26年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を順次導入した。平成30年度は、対象となる全ての団体(198団体)を評価し、その結果を用いて評価専門委員によるアドバイスなどを行い助成活動の質の向上、活動の改善を支援した。</p>	<p>・助成金の支払申請の平均処理期間を4週間以内の27.3日とするなど、迅速な処理が図られた。</p> <p>・助成活動の成果の向上を目的として26年度に導入した新評価制度に基づき、評価対象となる198団体全ての評価が実施されており、評価専門委員によるアドバイス等による活動内容の改善が図られた。また、助成専門委員会による助成要望の採択がより効率的に行われるように実地評価結果を踏まえた同委員会に対する提言が行われた。</p>
---	---	---	--	---	---	--

<p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。</p>	<p>するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。</p> <p>(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。</p>	<p>結果を毎年策定する募集要領及び審査方針に反映させる。</p> <p>(5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 助成金の各種申請書等様式のダウンロード、中間支援組織等と連携した助成金募集説明会の開催等により、助成金交付要望団体等の利便性を図る。</p>		<p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ① 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 27 日（平均処理期間 30 日以内）で実施した。 ② 平成 30 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 Excel マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。Excel マクロファイルの使用率は 93.2% だった。 地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO 向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。</p>	<p>(5) 利用者の利便性向上を図る措置 ① 交付決定処理期間 助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間 27 日で実施し、平均処理期間の目標（30 日以内）を達成した。</p>	<p>・ 交付決定処理期間の短縮（平成 30 年度平均処理期間 27 日）、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。</p>
--	--	---	--	--	---	--

	<p>③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。</p>	<p>③ 民間の助成団体や地方環境パートナーシップオフィス等関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るため、情報交換を行うとともに、助成金説明会等を連携して開催し、より広範な情報提供に努める。</p> <p>④ 助成金の支払事務が適正に行われ、計画どおりに執行されている団体については、団体の求めに応じて概算払を実施する。</p>		<p>③他の主体との連携・協働の促進</p> <p>ア..地方環境パートナーシップオフィス（地方EPO）と、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。また、10月から11月にかけて、地方EPOと協力し、助成金説明会を全国9か所で実施した。</p> <p>イ.環境NGO・NPO同士や企業等との連携を促進するため、活動報告会を12月6日から8日に東京ビックサイトで開催されたエコプロ2018に地球環境基金ブースを設置して実施した。</p> <p>ウ.各主体との連携を重要課題として掲げ、企業CSR担当者などとの連携会議等により意見交換を行った。</p> <p>④一部概算払いの実施</p> <p>前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、17団体（2,960万円）に対して、助成金50%を上限に概算払を実施した。</p>	<p>③他の主体との連携・協働の促進</p> <p>・環境NGO・NPOの地域での連携・協働を促進し、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する観点から、環境NGO・NPOと企業との連携を促進するため、企業CSR担当者など他の主体との連携会議等により意見交換を行った（連携会議合計9回）。</p> <p>④一部概算払いの実施</p> <p>助成金交付団体の利便性向上を図るため、助成金の一部概算払いを支給要件を満たす17団体に対して実施した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>次期中期目標期間も引き続き、助成事業の効果的な実施の観点から、寄り添い型の支援を行うべく、体制の整備や成果・効果の向上に着目した取組を行うとともに、人材育成を視野に入れた活動への支援を実施する。</p>	<p>・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等の開催や、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスとの連携による全国における助成金説明会の開催などにより、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。</p> <p>・所定の要件を満たす団体（17団体）に対して一部概算払を実施するなど、利用者の利便向上のための措置が講じられた。</p> <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>助成を受けた活動が助成終了後も自立し持続的に継続していくことのできるよう、これまでに機構が蓄積してきた知見や経験を活用しつつ助成事業の質の向上に向けたさらなる支援に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	---

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-2	振興事業に係る事項		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生との交流事業の実施回数	—	—	—	1回	2回	6回	18回
若手プロジェクトリーダー研修実施回数	各コース年3回	—	1コース3回	2コース6回	3コース9回	3コース9回	3コース9回
受講者アンケート満足度	「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得る	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%	98.4%

  

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,373	920,977
経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
経常利益（千円）	—	—	46,342	52,074	67,520
行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。</p> <p>また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。</p>	<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。</p> <p>研修事業については、民間団体を支援している他、助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。</p> <p>また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。</p>	<p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>助成事業と連携した、若手プロジェクトリーダー研修への重点化(年3コース、3回)を実施する。</p> <p>ユース世代のネットワークの構築に資するため、学生との交流事業を民間団体、企業、自治体等と連携して年2回実施する。</p> <p>調査事業については、民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生との交流事業実施回数</li> <li>・若手プロジェクトリーダー研修実施回数</li> <li>・受講者アンケート満足度</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>特になし</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>年度計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 調査事業、研修事業の重点化</p> <p>①調査事業</p> <p>海外先進国(米国及び欧州)における環境NGO・NPOに対する州政府等からの財政支援内容について、支援側と被支援側の双方からヒアリング調査を実施した。</p> <p>②研修事業</p> <p>ア 第4回全国ユース環境活動発表大会を平成31年2月に開催し、環境大臣賞や環境再生保全機構理事長賞など全16校を優秀な取組として表彰した。</p> <p>イ 平成30年度は、環境省の地方事務所や環境パートナーシップオフィス(EPO)の協力のもと全国8地区で地方大会を開催し、全国的な拡大を促進した。</p> <p>ウ 第3回全国ユース環境活動発表大会にて独立行政法人環境再生保全機構理事長賞を受賞した高校への副賞として2泊3日の国内環境体験プログラムを実施した。</p> <p>エ 全国大学生環境活動コンテスト(econ2018)に共催として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。</p> <p>オ 地方別の高校生向け、大学生向けのSDGsセミナーを開催し、ネットワークのさらなる拡大に努めた。</p> <p>カ 今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、若手プロジェクトリーダー研修を7月、10月、1月に3コース計9回実施した(3期・4期・5期合計23名)。</p> <p>平成28年度に採択された研修生は3年間の</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価: B</p> <p>評価理由:</p> <p>以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評価を「B」とした。</p> <p>②研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生との交流事業実施回数</li> </ul> <p>平成27年度より広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施しており、平成30年度は、全国8地区で地方大会を開催し、参加校数も平成29年度の100校から152校へと大幅に増加するなど、全国的な拡大を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から開始した各地方での高校生や大学生を対象としたSDGsをテーマとしたセミナーを平成30年度も引き続き開催した。(高校生3回、大学生2回、計5回実施)</li> <li>・若手プロジェクトリーダー研修実施回数</li> </ul> <p>今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、7月、10月、1月にフィールド実習を含む3コース計9回実施し</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>30年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生及び大学生を対象とした地域別のSDGsセミナーの開催や、全国大学生環境活動コンテスト(econ2017)への共催としての参画など、ユース世代による環境保全活動に対する支援が実施された。</li> <li>特に、環境省との協働事業である「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の一環として平成27年度から実施されている「全国ユース環境活動発表大会」(環境省・国連大学との共催)については、これまでの全国大会に加えて平成30年度からは環境省地方環境事務所及び地方環境パートナーシップオフィスの協力のもと全国8か所で地方大会が新たに開催され、参加校数も前年度を大きく上回る152校に達するなど、ユース環境ネットワークのさらなる拡大に向けた取組が実施された。</li> <li>・若手プロジェクトリーダー研修受講者(3期4期5期合計23名)に対して、フィールド実習を含む3コース計9回の研修が実施されるなど、今後の環境保全活動を担う若手人材の育成のための取組が着実に実施された。</li> </ul>	

<p>(2) 研修事業の効果的な実施 受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。 また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。</p>	<p>(2) 研修事業の効果的な実施 実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。</p>	<p>(2) 研修事業の効果的な実施 研修事業の効果等に関する評価として、研修受講者へのアンケート調査による評価・フォローアップを行い、効果的な研修事業の実施に努める。また、各研修事業について、「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得られるように努める。</p>		<p>カリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会（エコプロ 2018 のメインステージ）において発表した。</p> <p>キ 2月中旬から下旬にかけて、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、インドネシアにおいて短期コース（11日間）・長期コース（20日間）の環境ユース海外派遣研修を実施した。</p> <p>(2) 研修事業の効果的な実施 ア 研修の理解度や活用度などを把握するため、開始時、終了時、終了3ヵ月後にアンケートを行うとともに、終了時アンケートにおいて研修に対する受講者の評価を調査したところ、有効回答者のうち98.4%の者から「有意義であった」との評価を得た。</p> <p>イ 平成31年度からの次期中期目標期間における研修事業のあり方（方向性）及び研修の目的、ターゲット、ねらい、テーマ等について、外部有識者の意見を踏まえた検討を行った（8月、11月、2月）。</p>	<p>た（3期・4期・5期合計23名）。平成28年度に採択された研修生は3年間のカリキュラムを修了し、その結果等を活動報告会（エコプロ2018のメインステージ）において発表した。</p> <p>(2) 研修事業の効果的な実施 ・受講者アンケート満足度 若手プロジェクトリーダー研修や環境ユース海外派遣研修等を行い、受講者アンケートの有効回答者のうち98.4%の者から「有意義であった」との評価を得ることができた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修についてはカリキュラム等の不断の見直しを行うなど効果の向上に努めつつ、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。</p>	<p>・研修の理解度や活用度などを把握するために若手プロジェクトリーダー研修や環境ユース海外派遣研修等の受講者を対象として実施したアンケートにおいて、「有意義であった」との評価が有効回答者中98.4%と高い評価を得るなど、効果の高い事業が実施された。</p> <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について引き続きその効果的な実施を図るとともに、ユース世代による環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	---	---	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-3	地球環境基金の運用等について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 厳しい経済状況の中、企業・団体等からの大口寄付を獲得すること（寄付の獲得に向けて様々な取組を実施）	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-3. 環境パートナーシップの形成 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	—	新たな寄付の獲得	1社 (10,000千円)	3社 (12,000千円)	6社 (14,500千円)	5社 (18,500千円)	5社 (18,500千円)	予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	979,989
ポイント寄付提携カード数	—	前中期計画最終年度の実績数（7カード）	7カード	9カード	10カード	10カード	10カード	決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,373	920,977
募金システム数	—	前中期計画最終年度の実績数（1システム）	3システム	3システム	3システム	3システム	3システム	経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,737	924,772
広報・募金活動分野数	—	前中期計画最終年度の実績数（5分野）	5分野	5分野	5分野	5分野	5分野	経常利益（千円）	—	—	46,342	52,074	67,520
寄付件数（計画値）	前中期計画期間の実績数の平均	755.2件 (3,776件÷5年)	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	行政コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,674	795,017
寄付件数（実績値）	—	—	874件	899件	821件	789件	868件	従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5
達成度	—	—	115.73%	119.04%	108.7%	104.5%	114.9%						

寄付額 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	47,524.2 千円 (237,621 千円÷ 5 年)	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円						
寄付額 (実績値)	—	—	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円	22,879 千円							
達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%	48.14%							
基金の運用額 (計画値)	—	年度計画予算 における計画額	210 百万円	201 百万円	173 百万円	147 百万円	118 百万円							
基金の運用額 (実績値)	—	—	212 百万円	210 百万円	174 百万円	147 百万円	119 百万円							
達成度	—	—	100.95%	104.48%	100.58%	100.00%	100.85%							

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取	地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的	地球環境基金事業のこれまでの取組について、国民・事業者等の理解を促進するため、様々な広報媒体や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、地球環境基金のより一層の造成のため新たな寄付方策の導入に向けた検討を行う。 具体的な広報活	<主な定量的指標> ・企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額 ・ポイント寄付提携カード数 ・募金システム数 ・広報・募金活動分野数 ・寄付件数 ・寄付額 ・基金の運用額  <その他の指標> 特になし	<主要な業務実績> <b>【地球環境基金を取り巻く状況】</b> 企業協働プロジェクト等に係る寄付受入を除き、地球環境基金への大口寄付(年間100万円以上)は、平成18年度の8社をピークに減少し、平成28年度以降は0社となった。また、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得も企業独自の展開とは別に寄付を行うことに理解を得ることが難しい状況にある。 大口寄付が減少している主な要因として、 ・今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中であって、以下のとおり、寄付件数も計画値を上回ったほか、企業協働プロジェクトによる寄付獲得額は前年度水準を確保することができたなど、総合的に前年度と同等程度の結果を得られたことから、自己評価をBとした。	評価 <b>B</b>  <評価に至った理由> 30年度計画に沿って適正に事業が実施されている。	

<p>り組むこと。 また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。</p>	<p>かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。 また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。</p>	<p>動として、国民に対しては、「地球環境基金サポーター」を始め、多様な寄付方法について更なる広報に取り組む、寄付獲得に努める。 一方、事業者等に対しては、現在の社会経済情勢を踏まえ、「地球環境基金企業協働プロジェクト」による寄付獲得に重点を置き、より多くの参加を得るよう企業CSR担当者等への直接の広報等に取り組むとともに、東京2020に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得に努める。 なお、出えん金の総額及び件数については、社会経済情勢や前中期目標期間以降の推移を改めて分析した上で、その増加に努める。 また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。</p>	<p>活動に取り組んでいること ・地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、寄付を行った企業の貢献度が見えにくいこと などの状況に変わりが無いため。</p> <p>(1) 広報・募金活動等 地球環境基金事業の取り組みや意義等、認知度向上に資する周知活動を行うとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーターのほか、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本 de 寄付）などについて積極的な周知活動を行った。また、平成29年度に続き、他部門との連携を図った周知を行った。 環境イベント等でのブース出展を通じて助成活動を来場者に対して実際に紹介することで事業への理解促進を図った。 地球環境基金企業協働プロジェクトに参画している業界団体に対して成果及び効果報告を行い、寄付の獲得に努めた結果、増額された平成29年度の水準を確保することができた。</p> <p>(2) 基金の運用 運用方針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場の状況を考慮した運用を行った。</p>	<p>(1) 広報・募金活動等 ・地球環境基金に対する寄付の減少や、東京2020に関連した特別助成に対する寄付の同意も困難な状況にあるなど、地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中、地球環境基金事業の認知度向上に資する広報に努め、地球環境基金企業協働プロジェクトに参画している団体からの寄付は、平成29年度の水準を引き続き確保することができた。 ・また、全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）の実施に当たっても、事業に対する理解を得て、地球環境基金企業協働プロジェクトの枠組みを利用した寄付を前年度に続いて4社から受け入れることができた。 ・結果、寄付件数は過去2カ年度を超えた868件の寄付を受け入れることができ、第2期中期目標期間中の件数（3,776件）を475件上回る4,251件となった。寄付金額は29年度を下回ったものの（22,879千円、対前年度比97.94%）、28年度までの各年度の金額を超えて受け入れることができた。</p> <p>(2) 基金の運用 ・市場金利の著しい低下が続く中、資金の安全性を確保した上で、市場の状況も考慮した運用を行った。</p>	<p>・新聞等のメディア媒体を活用した地球環境基金事業の周知や、企業と連携した寄付メニューの実施、環境イベント等へのブース出展を通じた助成活動の発信など、積極的な広報及び募金活動が実施された。</p> <p>・「地球環境基金企業協働プロジェクト」制度に参画している（一社）日本釣用品工業会から、前年度と同水準の寄付を受け入れるとともに、「全国ユース環境ネットワーク促進事業」の実施に当たって前年度に引き続き企業4社から寄付を受け入れるなど、企業等からの寄付獲得のための取組が実施された。</p> <p>・寄付の獲得に向けた積極的な広報・募金活動の結果として、寄付件数では過去2カ年度を超える868件、寄付金額では昨年度と同水準の22,879千円（対前年度比97.94%）を受け入れた。</p> <p>・資金の安全性を確保した上で、市場金利の低下が続く厳しい市場の状況を考慮した運用が実施された。</p>
--	--	--	---	---	--	---

			づく安全で有利な運用に努める。			<p>以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
					<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>寄付者からの「寄付先のみえる化」等の要望に対応するため、地球環境基金の助成先の一つひとつの事業活動について効果的な広報に努める。</p> <p>また、地球環境基金への大口寄付が減少している中、地球環境基金企業協働プロジェクトに対する企業の参画を得るため、企業が賛同しやすい助成分野（テーマ）を検討するとともに、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋がるよう周知を継続する。</p>	

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第5条第1項、第6条第1項 環境再生保全機構法第10条第1項第5号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）  平成31年度行政事業レビューシート 事業番号307 平成31年度基金シート 基金シート番号31-004

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% (3,993件) (3,993件)	100% (3,680件) (3,680件)	100% (3,485件) (3,485件)	100% (3,840件) (3,840件)	100% (3,799件) (3,799件)	予算額(千円)	3,092,992	3,134,794	3,051,672	3,042,118	3,185,256
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年5回 (四半期+決算)	5回	5回	5回	5回	5回	5回	決算額(千円)	2,233,092	2,269,199	1,953,608	1,964,921	2,153,602
		—						経常費用(千円)	2,233,054	2,268,968	1,953,743	1,965,621	2,154,076
		—						経常利益(千円)	—	—	10,571	4,974	3,688
	—	—						行政コスト(千円)	2,173,590	2,168,696	1,944,671	1,953,254	2,107,052
		—						従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	2.25

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。</p> <p>また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減(軽減事業)、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進(振興事業)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減(代執行支援事業)に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。</p>	<p>軽減事業、振興事業及び代執行支援事業について、環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請及び事業実績報告の内容を適正に審査した上で交付する。</p> <p>また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表(年5回)する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数、助成対象実施の実施状況等の公表回数</p> <p>&lt;その他の指標&gt; -</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 軽減事業については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で平成30年5月11日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して助成金の交付を行った。</p> <p>また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。</p> <p>振興事業については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成30年7月25日に交付決定し、事業実施後は実績報告書を審査し、事業の採択状況を機構ホームページで公表した。</p> <p>代執行事業については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で、支払申請に対して助成金の交付を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B</p> <p>評価理由： 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請(3,799件)に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。</p> <p>また、代執行事業については、1～3月の支払申請(14件)に対し同様に助成金を交付した。</p> <p>本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、年5回機構ホームページで公表した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して引き続き実施する。</p> <p>本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 軽減事業及び代執行業務について環境大臣の指定する者からの支払い申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表したことから、PCB廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価した。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保していただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施するPCB廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施されるようにしていただきたい。</p>	

		<p>本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。</p>					<p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	--	---	--	--	--	--	--------------------------------

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4. その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,199 \text{ 件}}{1,199 \text{ 件}}\right)$
積立金の運用額	年度計画予算における実績額 -	-	(計画額) 267 百万円  (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円  (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円  (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円  (実績額) 273 百万円	(計画額) 240 百万円  (実績額) 247 百万円
	-	-					
	-	-			-	-	-
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額（千円）			289,772	282,586	295,973	281,755	324,197
決算額（千円）			210,646	209,315	237,427	269,748	233,070
経常費用（千円）			325,171	313,140	301,607	299,532	268,740
経常利益（千円）			-	-	△ 6,194	628	9,185
行政コスト（千円）			18,107	14,131	22,018	20,406	22,352
従事人員数			1.25	1.25	1.25	1.25	1.25

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。 本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	本積立金について、取戻し請求に確実に対応するとともに、積立額及び取戻額を想定し資金の出入を把握することにより、予定外の資金需要に対応できる余裕を確保しつつ、より有利な運用を行う。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額を年 1 回 3 月末に通知する。	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 積立者に対する運用状況等の情報提供率、積立金の運用額</p> <p>&lt;その他の指標&gt; －</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立及び取戻し、利息の払渡しについて適切に対応し、預り証書の発行・送付を遅滞なく行うとともに維持管理積立金の利息額通知を平成 31 年 3 月末に送付した。 維持管理積立金の運用については、安全性の確保を最優先に、最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、資金需要を考慮して、預金による短期運用と、債券による中・長期の債券運用を組み合わせた効率的な運用に努め、計画額を上回る運用収入の確保ができた。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B 評価理由： 本積立金の運用については安全かつ有利な運用により、247 百万円の利息を得た。 資金の透明性を図るため、本積立金の積立者に平成 30 年度運用利息額の通知を平成 31 年 3 月末に送付した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 維持管理積立金の積立及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を適切に行う。 維持管理積立金の運用については、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻請求に対応することを考慮し預金による短期運用と、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入を確保する。 資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額(240 百万円)を上回る運用収入(247 百万円)を確保している。また、積立者に対する運用状況等の透明性確保についても、運用利息額の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害者の迅速な救済が求められているため。 難易度：「高」認定には環境省において高度な医学的判定を受ける必要があり、迅速に認定等を行うためには、機構が個々の申請（症例）に応じて適確な資料を収集する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策  平成31年度行政事業レビューシート 事業番号 0259 平成31年度基金シート 基金シート番号 31-005

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養中の申請から認定等決定までの処理日数	前中期目標期間中より短縮	151日 （前中期目標期間中の処理日数）注2)	116日 注3)	106日 注3)	98日 注3)	96日 注3)	90日 注3)	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注2) 前中期目標期間中における平均値。

注3) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

注4) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注5) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注6) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。	(1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。 また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口の情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。	(1) 認定等の迅速かつ適正な実施 申請段階から医療機関と緊密に連絡を行い、病理標本など医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で結果が得られるようにすることなどで、療養中の方々からの認定申請について、特別な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するとともに、計測に時間を要している石綿繊維の計測については、環境省他関係機関と連携を図りながら迅速化に努め、着実に実施する。 また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。	<主な定量的指標>  (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養者の認定申請について、特殊事例を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮(参考) ・前中期目標期間の平均処理期間 151 日 ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115 日  <その他の指標> ・療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の支給までの処理期間  <評価の視点> (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。	<主要な業務実績>  (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・療養者の申請受付から認定等決定までの平均処理日数は石綿繊維計測等の特殊事例を除き 90 日(前年度実績 96 日)であった。  ・申請受付件数が前年度比で 9.6%増加(平成 29 年度 1,189 件→平成 30 年度 1,303 件)する中、胸膜上皮型中皮腫の申請案件について、「医学的判定に係る資料に関する留意事項(平成 29 年 6 月 29 日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会(以下、「判定小委員会」という。))」で特に強く推奨されている免疫染色検査が未実施の場合に、医学的判定の申出前から医療機関へ染色結果の提出を求めたことにより、判定小委員会審査分科会(以下「分科会」という。)の段階で中皮腫の蓋然性が高く指定疾病と判定された案件(二重丸案件)が前年度を上回る件数であったこと(平成 29 年度 5 件→平成 30 年度 45 件)などにより、1回の医学的判定で結果が得られた割合は 62.4%となり、ほぼ前年度(61.7%)並みの実績を維持した。  ・労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件を精査し、厚生労働省に 109 件の情報提供を行った。	<評価と根拠> 自己評価：A  評価理由： (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が前年度比で 9.6%増加する中においても、環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料提出を積極的に求めるなど、可能な限り資料の事前収集に努めたこと、追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底したこと、申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、分科会の回数やスケジュールを調整してもらうよう努めたことなどにより、療養中の申請に係る平均処理日数(石綿繊維計測の特殊事例を除く。)は 90 日(前年度実績 96 日)となり、前中期目標期間の平均 151 日と比べて期間短縮(40.4%減)が図られている。  <課題と対応> (1) 認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。	評価 A  <評価に至った理由> 石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。特に、療養中の石綿健康被害者に 1 日でも早く安心して医療サービスを受けていただくためには、期間短縮に向けた取組が重要である。 平成 30 年度においては、申請受付件数が前年度に比べ増加(1,189 件→1,303 件：9.6%増)する中、環境大臣への医学的申出前から、医療機関に病理標本等の提出を求めたこと等により、1回の医学的判定で結果が得られた割合が前年度同等の 62.4%(前年度 61.7%)となった。こうした期間短縮に向けた取組の結果として、療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測等の特殊事例を除き 90 日(前年度実績 96 日)に短縮され、前中期目標期間と比べても大幅な期間短縮(151 日→90 日：40.4%減)が図られている。 労災保険制度の対象となり得る申請については、申請者の同意を得て労災保険窓口へ情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図っている。 また、被認定者への医療費請求に係る手引きの作成や手続き方法の再案内を行うなど、迅速な支給を図るための取組を行っており、救済給付の支給に係る期間は、前中期目標期間の平均と比べ期間短縮(療養手当(初回)支給までの処理期	

<p>(2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。</p>	<p>(2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。</p>	<p>(2) 迅速かつ適正な支給 救済給付の請求に関する案内資料について、より分かりやすくなるよう見直しを検討するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進め、支給に係る事務を適切に行う。 また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p>	<p>(2) 迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。</p>	<p>(2) 迅速かつ適正な支給 ・迅速かつ適正な支給に係る以下の取組を進め、適切な支給を行った。 i) 石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認定者について、医療費請求等の業務が円滑に行われるよう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きを作成して被認定者に送付する取組を開始した。 ii) 時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない場合は再案内を継続実施。 iii) 業務継続計画の非常時優先業務である療養手当（継続）の支給について、実施訓練の結果を踏まえ、療養手当支払手順書（非常時）の見直しを行う等、非常時の対応についてより確実なものとした。 iv) 認定を更新した被認定者について、更新時に提出された申請資料から経過観察のみの状況が相当期間にわたり続いていると認められる場合の状況を確認するため、対象者に対して文書を発出した。</p>	<p>(2) 迅速かつ適正な支給 ・石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きの作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行っている。 ・救済給付の支給については、前中期目標期間の平均を下回る処理日数で適正な支給を行うことができている。（療養手当（初回）の支給までの処理日数：前中期目標期間平均 23 日→平成 30 年度 17 日（26.0%減）） ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; (2) 迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。</p>	<p>間：23 日→17 日：26.0%減）が図られている。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られていると認められるため、A 評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれる中、処理日数の大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---------------------------------	--	---	---	---	---	---

注7) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-2	救済給付の支給に係る費用の徴収		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第47条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。	<主な定量的指標> 特別拠出金の徴収率  <その他の指標> —  <評価の視点> ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。	<主要な業務実績> 特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち2事業主からの延納申請（4期に分納）を受け付けたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施していることから、自己評価をBとした。	評価 B  <評価に至った理由> 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、全ての特別事業主より確実に徴収を行うことができおり、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。	

						<p>&lt;課題と対応&gt;          特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;          引き続き、着実な徴収を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;          特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成 18 年法律第 4 号) 第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	難易度: 「高」 全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等 (参考)	達成目標	基準値 (参考) (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院	1,824 病院	予算額 (千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回	15 回	決算額 (千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用 (千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益 (千円)	—	—	—	—	—
								行政コスト (千円)	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。</p> <p>(2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。</p>	<p>(1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。</p> <p>(2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。</p>	<p>(1) 保健所等への情報提供 各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。</p> <p>(2) アンケート調査 救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関</li> <li>・石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 保健所等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブロック（参加者 227 名）の他、県単独での開催の要望があった4県（参加者 56 名）において、説明会を開催した。</li> <li>・地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象とし、専門医及び機構職員より救済制度に関する説明を行い、石綿関連疾患、救済制度及び申請（請求）手続きの周知を図った。（3 県：参加者 89 名）</li> </ul> <p>(2) アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。</li> <li>・アンケート調査の結果から、①被認定者の受診や医療費請求手続きの円滑化を進める観点からも、医療機関への制度等の周知を継続する必要があること、(制度利用アンケート)、②指定疾病の診断・治療に関する知見の普及・向上を図ること、また、国・地方自治体のアスベスト対策や介護などの情報提供も求められていること（制度利用アンケート）、③被認定者等における制度の認知経路から、医</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価：B</p> <p>評定理由：</p> <p>次のとおり、目標とした水準を概ね達成する取組を実施したため、自己評価をBとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続きの周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成 28 年 12 月に救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成 29 年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。</li> <li>● その他の指標とした、申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関及び石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数いずれも基準値を 20%以上上回る実績が得られた。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>制度のより円滑な運営を図るためには、被害者の申請・請求、指定疾病の診断・治療及び療養指導等に関わる保健所担当者、医師・医</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>石綿救済制度の申請窓口となる保健所等の担当者に対し、受付・相談及び医学的事項等に係る必要な知識の向上を図るため、保健所説明会を実施するとともに、地方公共団体主催研修会において、医療従事者や地方公共団体担当者を対象に、石綿関連疾患や石綿救済制度等に係る講演を行うなど、積極的な情報提供を行った。</p> <p>中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、呼吸器関連学会、看護師・医療ソーシャルワーカー等の医療関係団体、がん診療連携拠点病院等の協力を得ながら、医療現場への制度周知を実施するとともに、「石綿による肺がん」については、医療機関へのチラシの配布やセミナーにおける説明、ウェブサイト等の活用により重点的な周知を図った。</p> <p>また、医療機関、保健所等に対し、申請手続き等に係る手引きやパンフレット等の提供を行うとともに、医療専門誌を活用した医療従事者向けの制度周知を実施するほか、地域の開業医等への制度周知を図るため、地域の医師会と連携した医師向け研修会の実施や、労災関係機関主催の研修会の機会を捉え、制度や申請手続に係るパンフレット等の提供を行った。</p> <p>さらに、石綿関連疾患に関する学会等での医学的セミナーにおいて医師向けに石綿関連疾患や制度等周知を行ったほか、中皮腫細胞診断実習研修会において細胞検査士の診断技術の向上を図るとともに、肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測に</p>	

<p>(3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。</p>	<p>(3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。</p>	<p>(3) 医療機関等への申請手続等の周知 医療機関が加入する団体、呼吸器に関連する学会、がん診療連携拠点病院及び看護師等の関係する医療関係団体等に協力を依頼し、効果的な制度の周知を図るとともに、申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。</p>		<p>療関係者への周知と一般広報の両面から周知を進める必要が認められること(被認定者(療養者)アンケート、未申請死亡遺族アンケート、施行前死亡者遺族アンケート)等が示唆された。</p> <p>(3) 医療機関等への申請手続等の周知 ① 救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」(平成28年12月)を踏まえた取組 ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行ったほか、東京都及び静岡がん診療連携協議会担当者連絡会において救済制度のパンフレットを配布した。 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修(東京、兵庫)において、救済制度のパンフレットを配布した。 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載し、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにおいて、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。 日本肺癌学会ワークショップにおいて、救済制度のパンフレットを配布した。 ・「石綿による肺がん」の重点的な周知 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、石綿による肺がん周知のチラシを医療機関に配布(1,793枚)するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」(医師、看護師等の会員数約70万人)利用者を対象とした「Yahoo! JAPAN データ連携ターゲット広告により呼吸器内科医に対する周</p>	<p>療機関、看護師、ソーシャルワーカー等の協力が重要である。 今後も、これら制度運営に関わるステークホルダーに対する制度及び申請手続の周知や情報提供等に取り組む。</p>	<p>ついて、検査技師等の計測精度の均てん化を図るための精度管理事業を実施するなど、医療従事者に対し医学的判定で得られた知見の還元等を図った。 以上のとおり幅広い医療従事者に対し石綿救済制度に係る周知を行い、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施しており、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 今後も、看護師や医療ソーシャルワーカー等も含めた医療従事者・医療機関や、申請手続の相談等に携わる保健所等担当者に対し、制度や申請手続き等の周知を着実に推進する必要がある。また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	--	---	--	--	--	--

<p>(4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。</p>	<p>(4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行</p>	<p>(4) 調査・情報収集の実施 環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する</p>	<p>知を行った(1/7～2/6 51,467回表示)。また、インターネット広告を利用し呼吸器内科医、看護師、介護士、ケアマネージャー等に対する周知を行った(1/7～2/6、ADMATRIX DSP(4,321,611回表示)、Facebook「マーケットプレイス」(966,476回表示))。</p> <p>② 申請等に係る手引等の送付 申請等に係る医学的資料の作成実績があった医療機関及び地域がん診療連携拠点病院等1,793か所のほか、保健所524か所、地方公共団体150か所、環境省地方環境事務所11か所の計2,478か所に対して医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。</p> <p>③ 医師会主催研修会 地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、秋田県医師会、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。</p> <p>④ 医療専門誌 「MMJ 毎日メディカルジャーナル」、「画像診断」及び「ナーシング」に制度に関する広告を掲載し、また、「急変ABCD+呼吸・循環ケア」に指定疾病や制度に関する記事広告を掲載した。</p> <p>⑤ 石綿関連疾患診断技術研修における情報提供等 独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修(開催回数計:43回、受講者総数945名)に参加する呼吸器内科医師や産業医等に対し、救済制度や申請・請求手続の周知を図るため、石綿関連疾患や制度に関するパンフレット等を提供した。</p> <p>(4) 調査・情報収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的として、引き続きデータの集計等を行った。また、集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。 ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療</p>		
--	---	--	---	--	--

	<p>う。</p> <p>(5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。</p> <p>(6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。</p>	<p>調査等を行う。</p> <p>また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。</p> <p>(5) 医療機関等への知見の還元等 診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。</p> <p>(6) 救済制度に関する情報の公開 救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。</p>		<p>機関等に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。</p> <p>(5) 医療機関等への知見の還元等 ① 中皮腫の診断に係る細胞診断について細胞検査士等の診断技術の向上を図るため、中皮腫細胞診実習研修会を実施した。(12月：関西、2月：関東) ② 石綿による肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の計測精度の確保・向上を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。 ③ 医師向けセミナー等の開催 医師等を対象に、石綿関連疾患及び制度の周知のため、医師向けセミナー等を15回開催した(参加数1,976名)。</p> <p>(6) 救済制度に関する情報の公開等 申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表した。一部は報道発表を行った。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-4	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第79条の2 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に実施していく必要があるため。 難易度：「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知していくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度



広報の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 14 紙</li> <li>・車内広告 17 路線</li> <li>・石綿関連業界専門誌 2 誌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 28 紙</li> <li>・車内広告 17 路線</li> <li>・関西主要 4 駅における大型広告</li> <li>・石綿関連業界専門誌 38 誌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 6 紙</li> <li>・従来の媒体による広報に加え、全国テレビ CM (地上波 62 局・BS 5 局) を実施</li> <li>・全国地上波 45 局パブリシティ</li> <li>・交通広告 20 路線</li> <li>・全国ネットラジオ 34 局</li> <li>・特設サイト</li> <li>・ウェブリスティング広告</li> <li>・地方ローカルテレビ 8 局</li> <li>・石綿関連業界専門誌 6 誌</li> <li>・院内ビジョン 719 病院</li> <li>・故藤本義一氏によるポスター 1,618 か所の医療機関及び 529 か所の保健所等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 4 紙</li> <li>・全国テレビ CM (地上波 49 局・BS 5 局) を実施</li> <li>・全国地上波 42 局パブリシティ</li> <li>・交通広告 2 路線</li> <li>・ラジオ 1 局</li> <li>・特設ウェブサイト</li> <li>・ウェブリスティング広告</li> <li>・地方ローカルテレビ 1 局</li> <li>・院内ビジョン 225 か所</li> <li>・故藤本義一氏によるポスター 1,654 か所の医療機関及び 682 か所の保健所等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 9 紙</li> <li>・全国テレビ CM (地上波 37 局、BS1 局)</li> <li>・全国地上波 24 局パブリシティ</li> <li>・ラジオ 1 局</li> <li>・特設サイト</li> <li>・故藤本義一氏によるポスター 1,713 か所の医療機関及び 679 か所の保健所等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞 3 紙</li> <li>・CM (地上波 42 局) を実施</li> <li>・地上波 35 局パブリシティ</li> <li>・ポスター 1,793 医療機関及び 685 保健所等に配布</li> <li>・院内ビジョン 234 か所</li> <li>・ポスターの作成、掲出 駅・郵便局 305 か所</li> </ul>	予算額 (千円)	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル)	4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件	6,214 件	6,183 件	決算額 (千円)	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
							経常費用 (千円)	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
							経常利益 (千円)	—	—	—	—	—
							行政コスト (千円)	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
							従事人員数	43	43	43	43	43

※1) 今中期目標期間初年度件数

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。</p> <p>(2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。</p>	<p>(1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。</p> <p>(2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。</p>	<p>(1) 制度に関する広報等 直近3年間の広報事業の成果のほか中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。</p> <p>(2) 制度等に関する相談等 申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ・無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 制度に関する広報等 これまでの広報実績から広報効果の高かったテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分し、CM等による広報を行った。</p> <p>・全国紙(読売新聞、日本経済新聞、毎日新聞)3紙</p> <p>・全国テレビCM(地上波42局)</p> <p>・地上波35局パブリシティ(番組内において制度紹介)</p> <p>・院内ビジョン234か所</p> <p>・ポスター等の掲出(駅・郵便局305か所に掲出。1,793医療機関及び685保健所等へ配布)</p> <p>・川崎国際環境技術展における制度周知</p> <p>(2) 制度等に関する相談等 一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。</p> <p>・無料電話相談件数6,183件(基準値4,832件に対し、28.0%の増)</p> <p>・地方公共団体等との共催による一般住民向け説明・相談会(4か所7回 さいたま市、横浜市、奈良県、沖縄県)</p> <p>また、中皮腫と診断された方の療養の支援に役立つよう救済制度、専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を、機構のホームページを通じて総合的に提供するポータルサイトを作成した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：A</p> <p>評価理由： 以下のように、テレビCMや新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだことを通じ、無料電話相談件数(石綿救済相談ダイヤル)は、基準値とした平成26年度の4,832件に対し、28.0%増の6,183件の実績が得られた。申請(請求)件数の増(26年度920件に対し平成30年度は41.6%増の1,303件、また、平成29年度1,189件に対しては9.6%の増)にも反映されたものと考えられる。これらのことから、自己評価をAとした。</p> <p>・各種広報媒体を活用した広報における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM(全国地上波42局)、テレビ番組パブリシティ(全国地上波35局)及び新聞(全国紙3紙)を使って、全国規模の広報を行った。</p> <p>・また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 石綿健康被害救済法によって救済されるべき方が、適切に申請等を行い、迅速に救済されるためには、国民全体に幅広く制度を継続して周知していくことが重要である。</p> <p>平成30年度では、過去の実績で最も広報効果の高かったテレビCMと新聞広告に重点を置くことで、効率的に制度の認知度を高める広報を実施した。また、無料電話相談(石綿救済相談ダイヤル)により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は中期目標期間の期初(平成26年度)と比べ大幅に増加(4,832件→6,183件：1.28倍)し、前年度件数(6,214件)とも同程度となっている。申請件数においても中期目標期間の期初(平成26年度)と比べ大幅に増加(920件→1,303件：1.42倍)し、前年度件数(1,189件)と比べても増加(1.1倍)しており、適切な媒体を活用した効果的な広報の取組が引き続き実施されたと考えられる。</p> <p>また、中皮腫と診断された方の療養の支援に役立つよう、医療機関、治療、行政サービス等の総合的な情報提供のためのポータルサイトの作成を行った。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか引き続き</p>	

					<p>首都圏、関西圏に重点をおきつつ、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の実績は6,183件となった。これは、基準値である中期目標期間の期初（平成26年度）の実績4,832件に比し28.0%の増となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請（請求）件数では、平成29年度の実績1,189件と比べ、1,303件（9.6%増）、中期目標期間の期初（平成26年度）の実績920件と比べ、41.6%増加した。無料電話相談件数が増加し、申請（請求）件数の増加にもつながったと考えている。</li> <li>・制度利用者等へのアンケート調査の結果及び救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」（平成28年12月）を踏まえ、中皮腫と診断された方の療養の支援に役立つよう救済制度、専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を、機構のホームページを通じて総合的に提供するポータルサイトを新たに作成した。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き救済制度を周知し、認知度を向上させる。</li> <li>・これまでに実施した広報の結果を踏まえ、効果の高い制度周知に取り組む。</li> <li>・令和4年（2022年）3月27日に中皮腫及び肺がん</li> </ul>	<p>注視する必要がある。</p> <p>また、中皮腫ポータルサイトについては、総合的な情報提供の取組を推進し、適切な運用に努める必要がある。</p> <p>さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到来を踏まえた周知等について検討していく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	---

						の施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が到来することを踏まえた周知・広報に取り組む。	
--	--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<b>4. その他参考情報</b>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0259

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人情報保護・ 情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
								経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
								従事人員数	43	43	43	43	43

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	<p>(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。</p> <p>(2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。</p>	<p>(1) 認定・給付システムの運用等 認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。</p> <p>(2) 個人情報の保護等 「機構の保有する機微な個人情報の漏えいリスク管理方針」に沿って、石綿情報セキュリティ委員会が決定した取組方針に基づき、救済制度における申請、請求及び給付等に係る申請書類等の管理を厳格に行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt; 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 認定・給付システムの運用等 情報セキュリティを確保しつつ、システム担当者による定例会を毎月開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用を行った。また、システムを活用して、毎月審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。</p> <p>2019年5月1日に予定されている元号改正に対応するため、プログラムの改修作業を開始した。</p> <p>(2) 個人情報の保護等 ・石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿情報セキュリティ委員会(委員長 理事長)において決定した以下の取組について、進捗状況を確認しつつ継続し、高い意識をもって適切な行動を行うよう意識付けを行った。</p> <p>①過去の個人情報の漏えい事案に関する情報の集約化と共有 ②ヒヤリハット事例の集約化 ③不要な個人情報の削除</p> <p>・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員(派遣職員等を含む)を対象に研修を実施した。</p> <p>・情報セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者等の職員を「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加させた。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由： 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。</li> <li>個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会において報告した対策を順次実施し、また石綿救済業務に携わる全ての職員(派遣職員等を含む)に対して研修を実施することができた。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>認定・給付システムの運用にあたり、システム担当者間における情報共有やインターネットからの遮断など、引き続きシステムの安定的運用及び情報セキュリティの確保が図られているほか、システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。</p> <p>また、救済業務に携わる全職員を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティの確保に係る研修の実施のほか、過去のインシデント情報等の集約・共有、不要な個人情報の削除等といった石綿情報セキュリティ委員会が決定された取組を行うなど、個人情報保護及び情報セキュリティ確保のための対応が適切に図られている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、B評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針&gt;</p> <p>引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のための対応を図っていく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6-6	救済制度の見直しへの対応		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
環境省との意見交換会の実施の有無		有	有	有	有	有	有		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	5,006,383
									決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	4,692,925
									経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	4,695,655
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	4,296,559
									従事人員数	43	43	43	43	43

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （平成 30 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応	<主な定量的指標> — <その他の指標> 環境省との意見交換会の実施の有無 <評価の視点> ・情報提供が適切に行われているか。	<主要な業務実績> (1) 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査に係るデータ解析業務の実施 昨年度行った実態調査の結果を基に機構の保有する救済制度の被認定者に関する個人情報を用いて解析し、調査協力者の療養期間や指定疾病等と入通院や介護の状況との関連性について検討を行った。検討に当たっては、部内に各課に所属する職員からなる「被認定者	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。	評価 B <評価に至った理由> 中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ昨年度実施した、石綿救済制度の被認定者実態調査の結果に係る検討業務を行うとともに、呼吸器関連学会や看護師・医療ソーシャルワーカー等の医療関係団体、がん診療連携拠点病院等とも連携を図り、医療現場への制度周知等を	



		<p>を行う。</p>	<p>・見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われているか。</p>	<p>実態調査の結果解析業務チーム」を編成するとともに、外部の疫学研究者等の専門家からなるワーキンググループを設置し、石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査の結果解析に関する評価、検討を行った。</p> <p>(2) 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力【再掲】</p> <p>(ア) 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会情報提供・相談支援部会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行ったほか、東京都及び静岡がん診療連携協議会担当者連絡会において救済制度のパンフレットを配布した。</p> <p>(イ) 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫）において、救済制度のパンフレットを配布した。</p> <p>(ウ) 昨年度に引き続き日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにおいて、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。</p> <p>(エ) 日本肺癌学会ワークショップにおいて、救済制度のパンフレットを配布した。</p> <p>(3) 「石綿による肺がん」の重点的な周知【再掲】</p> <p>(ア) 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、石綿による肺がん周知のチラシを医療機関等に配布（1,793枚）するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。</p> <p>(イ) 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」（医師、看護師等の会員数約70万人）利用者を対象とした「Yahoo! JAPAN データ連携ターゲット広告により呼吸器内科医に対する周知を行った。</p> <p>(1/7～2/6 51,467回表示)</p>	<p>● 平成28年12月に救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省並びに呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等他とも連携を図りながら次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査に係るデータ解析業務の実施</li> <li>・ 医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力</li> <li>・ 「石綿による肺がん」の重点的な周知</li> <li>・ 関係機関との連携による医療機関への広報</li> <li>・ 申請負担軽減対策</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>政府による改正法施行5年の救済制度の見直しについて、救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。</p>	<p>実施するとともに、「石綿による肺がん」については、医療機関へのチラシの配布やセミナーにおける説明、ウェブサイト等の活用により重点的な周知を図った。</p> <p>また、電子化した申請書類様式をホームページで案内し、申請に係る負担の軽減を図るなど、制度の適切な実施のため必要な対応が図られている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B評定とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	-------------	---	--	---	--

				<p>(ウ) インターネット広告を利用し呼吸器内科医、看護師、介護士、ケアマネージャー等に対する周知を行った。(1/7～2/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ADMATRIX DSP (4,321,611 回表示)</li> <li>・Facebook「マーケットプレイス」(966,476 回表示)</li> </ul> <p>(4) 関係機関との連携による医療機関への広報【再掲】</p> <p>地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、秋田医師会、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。</p> <p>また、呼吸器内科医師や産業医等を対象として、独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修（開催回数計：43 回、受講者総数 945 名）に、医師・医療機関向けパンフレット等を提供し、救済制度や申請・請求手続の周知を図った。</p> <p>(5) 申請負担軽減対策</p> <p>申請者、請求者、医療機関等に対し、電子化した申請（請求）書類の様式を機構ホームページでご案内するなどして、申請に係る負担軽減に努めた。</p>	
--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	(2)【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
新規課題公募における申請件数	業務移管前の直近3年間（H26新規公募～H28新規公募）と同水準以上の申請件数を確保	H25：270件 (H26新規課題公募) H26：223件 (H27新規課題公募) H27：251件 (H28新規課題公募) (平均：248件)	—	—	251件 (H29新規課題公募)	308件 (H30新規課題公募)	275件 (H31新規課題公募) ※基準値と比較対象の申請数（戦略プロジェクト14件は除く）		予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052	5,043,300
事後評価における上位2段階の割合	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間（H22終了課題～H26終了課題）の実績の平均値を上回り、さらに、60%以上を目指す。	50.3%	—	—	—	60.3% (H28終了課題) (参考) ※平成28年度研究管理業務は環境省で実施	82.0% (H29終了課題)		決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859	4,986,060
									経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318	4,916,911

									経常利益(千円)	—	—	11,818	11,538	35,278
									行政コスト(千円)	—	—	115,818	5,071,754	4,928,089
									従事人員数	—	—	4	10	10

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクト」という。)及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等(以下「個別研究課題」という。)について、環境省の提示</p>	<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(平成27年8月20日中央環境審議会答申)」(以下「推進戦略」という。)に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクト」という。)及び環境問題の解決に資する「環</p>	<p>(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 研究者への助言・支援の一層の強化を図るため、研究・技術開発の動向や行政の政策ニーズを各研究者への助言や進捗管理を行うプログラム・オフィサー(以下「PO」という。)の体制の強化を図る。 平成30年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究(以下「戦略プロジェクトI」という。)及び環境問</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ●新規課題公募における申請件数において、業務移管前の直近3年間H26 新規公募～H28 新規公募と同水準以上の申請件数を確保 (平均:248件) ●事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間(H22 終了課題～H26 終了課題)の実績の平均値(50.3%)を上回り、さらに、60%以上を目指す。 &lt;その他の指標&gt; &lt;評価の視点&gt; ●業務移管に伴う業</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 ①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制の強化 研究者への助言・支援の一層の強化を図るため、研究・技術開発の動向や行政の政策ニーズに関する各研究者への助言や研究・技術開発の進捗管理を行う、豊富な研究経歴を有する8名のPOの業務について、機構がPO個人と直接委託業務契約を締結し、基本的な執務の場所を東京事務所に設けるなど職務環境を整備することにより、機構とPOの連携を強化した。 また、環境研究推進委員会(以下「推進委員会」という。)及び研究部会等の運営業務や評価結果集計業務等の事務局業務についても、平成30年度から機構が直接行うこととし、業務運営を円滑かつ効果的に実施した。 ②行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 平成30年度の実施課題としては、「戦略プロジェクトI」及び「環境問題対応型研究領域等分野」に加え、平成30年度から新たに</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価:A 評価理由: 以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価をAとした。 ●平成31年度新規課題の公募の実施及び申請結果 ①広報の積極的展開、公募説明会の充実 新規課題公募の広報として、パンフレット、チラシ、ポスターの制作・配布に加え、環境新聞への掲載、環境分野の学会へのブース出展など、これまで推進費と関係がなかった研究者へ広く周知するとともに、公募説明会ではPOの協力を得て、研究者の個別質問に対応するなど公募説明会を充実した。 ②申請件数の増加</p>	<p>評価:B &lt;評価に至った理由&gt; ・平成28年10月の業務移管後、平成30年度は研究者への助言、支援の一層の強化を図るため、各研究者への助言や進捗管理を行うPOの体制を強化し、業務を円滑に実施した。 ・推進費制度や公募情報に関する周知を図るため、広報開始時期の早期化、各大学での公募説明会の開催、学会等の研究者コミュニティサイトや大学ウェブサイトへの掲載などを積極的に行った。環境問題対応型研究領域等分野の新規課題の申請件数において平成30年度に実施した平成31年度新規課題公募では289件が申請され、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(平均248件)を上回った。 ・環境省が提示する行政ニーズに基づいた研究課題を採択しながら、若手の研究課題については一定の予算枠を設けて重点的に採択した。また、「パリ協定」を踏まえた気候変動対策に関する研究</p>	

<p>する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。</p> <p>研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。</p>	<p>境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。</p> <p>研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。</p> <p>研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前</p>	<p>題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。また、「戦略的研究開発領域分野」において、特に短期間（3年間以内）で重点的に進める中規模のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクトⅡ」という。）を新たに開始する。</p> <p>平成31年度から開始する「戦略プロジェクトⅡ」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示するとともに、より行政政策への貢献が期待できる</p>	<p>務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。</p> <p>●公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。</p>	<p>立ち上げた「戦略プロジェクトⅡ」を合わせて134課題を採択し、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施した。</p> <p>③平成31年度新規課題の公募の実施 ア 平成31年度新規課題の公募の実施に当たっての見直し 平成30年度に実施した平成31年度新規課題の公募に当たっては、研究の効果的な推進を図るため、研究体制の要件の見直しや重点的公募課題等の公募方針を策定した。（公募における方針及び見直し内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手枠に一定の予算枠を設け、重点的に採択（平成30年度から継続）</li> <li>・重点的に公募する分野（特に提案を求める研究開発テーマ）の設定</li> </ul> <p>①平成30年4月に閣議決定された第5次環境基本計画に位置付けられた6つの重点戦略に貢献する研究課題</p> <p>②平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題</p> <p>③大学等における学術研究と民間企業等の実用化研究とを融合させたコンソーシアム型研究に該当するもの、または推進戦略に示す重点課題に該当する技術開発課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期戦略的研究開発プロジェクトⅠ型の実施に向けて、課題調査型研究（戦略FS研究）を実施</li> <li>・研究体制の要件の緩和 サブテーマに対して複数の研究機関の参画を認める</li> </ul> <p>また、研究者にとってより使いやすい制度となるよう、平成29年度に引き続き、手続や研究費使用ルール等の見直しを行った。（公募における手続き、研究費使用ルール等の見直し内容）</p>	<p>平成30年度に実施した平成31年度新規課題の公募では、上記のような広報の充実、公募の重点方針の策定、研究費の利便性向上等の取組を行った。平成30年度においてもこれらの様々な取組を行ったところ、結果として、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間（H26新規公募～H28新規公募）の申請件数の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均248件）を11%上回る増加を達成することができた。</p> <p>③新規課題の重点的・戦略的な採択 平成31年度新規課題の採択においては、予算の増額が認められたことから、革新型研究開発（若手枠）について一定の採択枠を設けて優先するとともに、気候変動影響への適応に関する研究課題、社会実装につながる技術開発研究を重点的に採択するなど、新規課題の採択方針を明確にした上で重点的、戦略的に新規課題を採択することができた。</p> <p>●終了研究課題の事後評価結果 プログラム・オフィサー（PO）と直接委託契約することで機構とPOの連携を強化し、研究推進に係る助言やアドバイスなど研究者へのサポートを強</p>	<p>課題を採択した。さらに、新設した戦略研究開発プロジェクトⅡ型（平成30年度より実施）において環境行政への貢献が見込まれる研究課題を採択した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価において5段階評価で下位3段階以下となるB評価以下の課題については、POの助言、指導の下、今後の具体的な対応方針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に反映させる措置を講じ、研究支援の充実を図った。</li> <li>・一般向けに実施している研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、実施方法を見直し、科学工学会年会の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を行うなど、研究成果の普及と情報発信の強化を図った。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるためB評価とする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	---	---	---	--	---

	<p>の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。</p> <p>(平成28年度新規課題:262件、平成27年度新規課題:225件、平成26年度新規課題:282件)(戦略的研究開発領域を除く)</p>	<p>課題など重点的採択分野等を設定して、新規課題の公募を行う。</p> <p>公募に当たっては、各地の大学等において公募説明会等を開催するとともに、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど、推進費の制度や公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究区分の誤りが生じないように研究区分毎の申請書様式を作成</li> <li>・昨年度の申請書で誤りが多かった申請書の記載方法の見直し</li> <li>・直接経費の区分の見直し(再委託費を外注費に統合)</li> <li>・昨年度誤りの多かった事項について公募要領に説明を追記及びQ&amp;Aのアップデート</li> </ul> <p>イ 平成31年度新規課題の公募の実施</p> <p>平成31年度新規課題の公募を平成30年9月27日～11月1日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、5つの公募区分について実施した。</p> <p>公募の広報の実施にあたっては、昨年度に引き続き、広報の早期化を図るため、第1回推進委員会(7月12日開催)において平成31年度新規課題の公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要に係る広報を開始し、行政ニーズなど公募内容の詳細は申請受付開始直前の9月末から開始するなど2回に分けて実施した。</p> <p>広報ツールとしては、推進費の啓発ツールとして推進費の概要を取りまとめたパンフレットを改訂するとともに、公募のポスター及びチラシを製作した。これらの広報ツールは21の研究者コミュニティや科学研究費補助金を利用している51の大学、研究機関等へ配布するとともに、環境省の協力の下、67の地方環境研究所にも配布するなど広く周知した(9月)。</p> <p>研究者に対して、平成31年度新規課題公募の内容を具体的に説明する公募説明会を大学、研究機関において開催した。平成30年度は前年度に引き続いて全国8箇所で開催したほか、大学側から開催要望のあった1箇所を加え、計9箇所で開催した。説明会で</p>	<p>化するとともに、研究費執行の利便性の向上等の研究環境の改善など、平成30年度においてもこれらの様々な取組を行ったところ、結果として、平成29年度に終了した50課題の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合を、年度計画に掲げる業務移管前の直近5年間(H22終了課題～H26終了課題)の水準を大幅に上回る82.0%(平成30年度)とすることができた。</p> <p>●研究成果の普及及び活用の促進</p> <p>これまで1日で開催していた終了課題の成果報告会を、研究成果のより一層の活用等に資するため、平成30年度から7日間にわたる部会毎の開催とした。また、一般向けには、化学工学会の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を実施するとともに、国内最大級の環境分野のイベントである「エコプロ2018」に新規出展するなど研究成果の普及に努めた。更に、放送大学と共同で推進費の研究成果を紹介する番組コンテンツを作成した。(放送は平成31年4月放送)</p> <p>本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持すること、研究者支援を充実</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率</p>	<p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率</p>	<p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率</p>		<p>は、公募要領や行政ニーズを取りまとめた冊子を配布するとともに、若手枠の設定や研究体制の要件の緩和など、平成 31 年度公募方針をアピールした。平成 30 年度は全ての会場でPOの参加・協力を得て、研究者からの専門的な内容に関する質問、相談にも個別に対応できるようにした。</p> <p>企業や学会への広報アプローチとして、平成 30 年度は研究者が一堂に会する学会（大気環境学会、水環境学会、海洋学会、土壌肥料学会）にブース出展し、パンフレット等の配布やランチョンセミナーで推進費を紹介したりするなど、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者まで幅広い層に周知を図った。</p> <p>また、新たに専門紙広告による広報展開として、企業、学会関係者の読者が多い環境新聞に広告を掲載した。</p> <p>ウ 平成 31 年度新規課題公募に係る申請結果 平成 30 年度 9 月 27 日から 11 月 1 日まで、平成 31 年度新規課題の公募をした結果、取下げ等の誤った申請を除いた件数において比較すると、289 件（戦略プロジェクト 14 件＋環境問題対応型研究領域等分野 275 件）の申請があり、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間（H26 新規課題公募～H28 新規課題公募）の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）を約 11% 上回る増加となった。</p> <p>公募区分としては、昨年度に引き続き、重点的採択枠を設けたことから、革新型研究開発（若手枠）が昨年度の申請件数は下回ったものの、一昨年より多くの申請があった。</p> <p>また、研究領域としては、統合領域の研究課題が最も多くの申請があった。</p> <p>(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営 ①平成 31 年度新規課題の審査</p>	<p>して研究成果を最大化すること、研究成果を広く普及して成果の活用を図ることが求められる重要な業務であるが、新規課題の公募及び事後評価結果において、中期計画に掲げる基準値を大幅に上回る結果を得るとともに、事後評価結果においては、困難度が高いとされた基準値を大きく上回ったことは高く評価できる。また、研究成果についても、新たに環境イベントや放送番組を通じて広く普及することができた。これらを踏まえればAと評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 平成 31 年度新規課題公募では中期計画を大幅に上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。今後は環境行政貢献型の競争的資金として、より行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、応募される研究の質の更なる向上を図る。</p> <p>また、第 5 期科学技術基本計画等の国の方針を踏まえ、革新型研究開発（若手枠）について一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。</p>	
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	--	--	--

<p>的な制度の運営 環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。 また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価におい</p>	<p>的な制度の運営 環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフィージビリティスタディ、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。 機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を</p>	<p>的な制度の運営 平成30年度から開始する新規課題の採択に当たっては、豊富な研究経歴を有するPOによるプレ審査を経て、推進委員会及び研究部会において、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。 また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告することにより、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。 研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その</p>		<p>平成30年度に実施した平成31年度新規課題公募の審査に当たっては、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から行う審査に加え、業務移管に伴い導入した行政への貢献が期待される課題についての加点方法を取り入れた。また、研究費の妥当性の審査において、研究の意義や研究計画の妥当性の評価とは別に、経費の内訳の積算が妥当かどうか精査する査定評価について一部見直しを行った。</p> <p>平成31年度新規課題公募として申請のあった289件について、POにおいて、資格、要件等をチェックするプレ審査を実施し、プレ審査では、次工程の第1次審査を効率的に実施するため、研究期間の妥当性、行政ニーズの適否等についてPOによる参考コメントを付すなどの方法で行った。なお、平成31年度新規課題公募では、プレ審査結果の確認会議の運用方法を見直し、審査結果に行政ニーズが的確に反映されるよう、プレ審査結果について環境省が確認する期間をより長く確保した。</p> <p>プレ審査を通過した289課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト2課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）、課題調査型研究100課題を選定した。今回、この第一次審査において、研究成果が環境行政に資するよう、行政ニーズにより貢献する研究課題を加点するとともに、平成30年度は特に提案を求める研究開発テーマに掲げたテーマのうち、コンソーシアム型研究に該当するもの、または推進戦略に示す重点課題に該当し、環境政策への貢献が期待される技術開発課題についても加点対象とした。また、気候変動への適応に関する課題は重点的に採択されるように低炭素領域の第一次審査通過率を高く設定した。また、革新型（若手枠）についても、一定の採択数を確保する</p>		
---	--	---	--	---	--	--



<p>ては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。</p> <p>【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっております、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。</p>	<p>得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。</p> <p>また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。</p> <p>研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。</p> <p>事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。</p> <p>また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー</p>	<p>結果を次年度の研究計画に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。</p> <p>平成29年度に研究が終了した課題（業務移管前に開始した課題）について、機構が設置した研究部会において、事後評価を実施する。</p> <p>事後評価の参考とするため、研究者から研究成果を報告してもらう研究成果報告会について、平成30年度から従来の1日開催から部会毎の開催に変更し、研究成果報告会の充実化を図る。</p> <p>事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。</p> <p>また、全ての研究課題について、学識経験者（アド</p>		<p>ため、一定水準以上の課題については通過させた。</p> <p>第一次審査を通過した課題を対象に、研究部会の委員及び環境省職員による第二次審査（ヒアリング審査）を実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。</p> <p>採択課題の決定については、戦略プロジェクトは研究のレベルが採択の水準に達しているかどうかを評価し、その結果、戦略プロジェクト（Ⅱ）2件（14課題で構成）を採択した。環境問題対応型は、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに44課題の新規課題を採択した。革新型（若手枠）は一定の予算枠の範囲において、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに15課題を新規採択した。今回の採択では、昨年度に引き続き革新型（若手枠）について、別枠の予算を設け重点的に採択した。なお、革新型（若手枠）の採択率の大幅な増加を受け、研究の質を確保するため、革新型（若手枠）の研究者に対しては、次年度において、よりよい研究成果が得られるよう研究マネジメント講習会を実施するとともに、進捗管理の助言等によるマネジメント支援を充実させる予定である。</p> <p>②平成30年度が中間年度にあたる実施課題の評価（中間評価）</p> <p>平成30年度実施課題のうち、中間年度にあたる58課題についてヒアリングによる中間評価を行った。全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、89.6%（52/58課題）であった（前年度は91.9%）。</p> <p>また、5段階で下位3段階以下となるB評価以下の課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、研究成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省</p>	<p>(以下「PO」という。)が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者(アドバイザー)からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。 ※ 業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。</p> <p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省</p>	<p>バイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。</p> <p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、研究</p>		<p>針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる措置を講じた</p> <p>③平成29年度終了課題の評価(平成30年度事後評価) 平成29年度に終了した50課題について書面による事後評価を行った。機構への業務移管に伴い、研究推進に係る助言やアドバイスなど研究者へのサポートを強化するとともに、研究費執行の利便性の向上等の研究環境の改善など様々な取組を行ったところ、結果として、全ての課題がA+~Bとなり、上位2段階(S、A評価)の比率は、82.0%(41/50課題)となり、年度計画に掲げる業務移管前の直近5年間(H22終了課題~H26終了課題)の実績の平均値50.3%を大幅に上回った。</p> <p>④研究の進捗管理(キックオフ会合及びアドバイザーボード会合の開催) 平成30年度に実施している全ての研究課題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させた。アドバイザーボード会合では、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。また、機構職員もほぼ全ての研究課題に出席し、研究の進捗や今後の計画スケジュール等の確認を行った。</p> <p>(3) 研究成果の普及及び活用の促進 ①終了成果課題の成果の公表及び研究成果報告会の開催 平成29年度終了課題について、研究成果報告書を機構ホームページに掲載し、研究成果の普及に努めた。平成30年度終了課題については、これまで全課題を1日で開催して</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。</p> <p>また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</p>	<p>と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。</p> <p>また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。</p>	<p>者が環境省と密に連携するよう、研究途中段階において行うアドバイザーボード会合に加え、新規課題については、研究開始時にP O及び行政推薦課題については環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図るキックオフ会合等の打合せ会議の実施を研究者に求める。</p> <p>また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による社会実装の推進につながる取組として、公募の方法を含めた検討を行う。</p> <p>平成 29 年度までに終了した研究課題については、研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表する。また、研究者や行政担当者等、対象を絞った成果の普及・活用促進のため、研究成果発表会を学会</p>	<p>いた研究成果報告会を平成 30 年度から研究成果のより一層の活用等に資するため、部会毎の開催に変更し、3月に研究成果報告会を7回(戦略課題2専門部会、各領域の5部会)開催し、研究者が研究成果の発表を行った。また報告会における評価委員のコメントを事後評価に活用できるようにした。</p> <p>②一般向けのシンポジウム及び環境イベント(新規)の開催</p> <p>これまで一般向けに実施していた研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、平成 30 年度は3月に化学工学会年会の協力を得て、推進費で実施中の又は実施した資源循環領域や安全確保領域を中心に、化学工学に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を行った。</p> <p>また、平成 30 年度は推進費の研究成果について自治体や企業を含む一般の国民を対象に広く情報発信することを目的として、国内最大級の環境分野に関するイベントである「エコプロ 2018」へ出展し、廃プラスチックの循環の評価に関する研究課題等社会的に関心が高そうな3課題についてサイエンスカフェを開催するとともに16課題のパネル展示を行った(12月6日～8日開催)。</p> <p>※地球環境基金部と合同ブースで出展</p> <p>③放送大学 BS 放送コンテンツの共同制作及び情報発信(新規)</p> <p>推進費の研究成果を広く普及することを目的として、初めての取組として、放送大学と共同で推進費の研究成果を紹介する番組コンテンツを作成した。今回は平成 29 年度に若手枠で採択されたSDGsを地域に実装させるための研究(研究課題名:ポスト2015年開発アジェンダの地域実装に関する研究、研究代表者:法政大学・川久保准教授)の成果をPRするコンテンツを作成した。</p>		
--	--	---	--	--	--

		と連携するなどして開催する。 研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するとともに、研究費が一定規模以上の研究課題には、「国民との科学・技術対話」を推進するため、中間・事後評価で国民に向けた研究成果の情報発信の実施状況を確認し、研究評価に反映させるなど研究成果の普及及びその活用の促進を図る。		本コンテンツは放送大学 BS231 チャンネルで平成 31 年 4 月に放送するとともに、機構ホームページでも情報発信する予定である。 タイトル：「環境研究の最新の成果 ～SDGs の地域実装に関する研究～」 放送日：4 月 28 日（日）21 時～21 時 45 分 5 月 12 日（日）21 時～21 時 45 分		
--	--	---	--	--	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7-2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第8号～10号
当該項目の重要度、難易度	(1)【重要度：高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るために運営体制の効率化が望まれており、科学技術基本計画において、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められていることから、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成31年度行政事業レビューシート 事業番号0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研究費使用における研究者の利便性の向上	研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。	同左	—	—	—	アンケート調査の実施は平成30年度	85%	予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052	5,043,300
								決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859	4,986,060
								経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318	4,916,911
								経常利益（千円）	—	—	11,818	11,538	35,278
								行政コスト（千円）	—	—	115,818	5,071,754	4,928,089
								従事人員数	—	—	4	10	10

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。</p> <p>【重要度：高】 推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。</p>	<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性の向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。</p> <p>なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。</p> <p>※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による</p>	<p>(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 平成 30 年度から新規に実施する研究課題についても、複数年度契約を締結（補助金を除く。）し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを適用する。</p> <p>なお、研究者等に対して、平成 29 年度から適用した研究費の使用ルールの見直しに係る研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; ● 今回の業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入等により、研究費の執行の利便性の向上が図られたか、研究者に対して研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。</p> <p>&lt;その他の指標&gt; &lt;評価の視点&gt; ● 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ① 研究費の新たな使用ルールの導入 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用により、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、年度を跨ぐ契約を要する調達等を可能とするなど、利便性の向上、事業の効率的、効果的な実施に貢献した。</p> <p>なお、平成 30 年 8 月には、業務移管前後にかけて実施した継続課題も含め、平成 29 年度継続課題及び平成 30 年度新規課題の研究者・事務担当者に対して、研究費の利便性の向上等に関するアンケート調査を実施し、業務移管前と比較した推進費の利便性の向上について、有効回答者のうち 85%から 5 段階のうちの上位 2 段階までの評価を得ることができた。</p> <p>特に、物品の購入が以前より容易になった、年度当初（4 月 1 日）から執行できるようになった、研究開始後早期に研究費の配分がある、事務手続きや提出書類が簡素化された、流用制限が緩和されたといった点が高く評価された。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：A</p> <p>評価理由： ● 研究費の利便性の向上 推進費の業務移管後において、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続きの簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進した。これらにより、研究者の事務的負担が軽減され研究に専念できる環境が整備され、平成 30 年度に研究者等に対して実施した研究費の利便性の向上に関するアンケート調査の結果、有効回答者のうち 85%から上位 2 段階の評価を得て目標を達成した。</p> <p>● 研究情報管理基盤システムの整備 平成 29 年度において研究管理体制の強化を図るため、研究情報管理基盤システムを構築したが、平成 30 年度においては、研究者と機構・POの間での情報共有機能に加えて、POが</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究資金における使用ルールへの統一を図りながら、平成 28 年 10 月の業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結する等の制度改革及び運用改善を推進し、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境の整備に努めた。</li> <li>課題の中間評価において、評価結果により指導対象となった課題については、POの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにするなど研究者への支援の強化を図った。</li> <li>研究者へのさらなる支援強化を図るための研究情報管理基盤システムについて検討・構築作業を行った。</li> <li>新規課題を実施する研究機関を対象とした会計説明会や研究公正の専門家による講演等を実施し、使用ルール、研究公正の重要性の周知を徹底しながら、50 の研究課題については中間実地検査を実施するなど研究費の適切な執行に取り組んだ。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるため B 評価とする。</p>	

<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。</p>	<p>利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。</p> <p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。</p> <p>また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。</p>	<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当の実施能力を向上させること等により、機構の担当者やPOがアドバイザーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うとともに、平成29年度までは外部機関に委託していたPO業務について、機構とPOの直接契約に切り替え、機構とPOの連携強化を図ることで、研究者への支援を一層充実させる。</p> <p>また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、中間評価において5段階評価で下位3段階の課題に対しては、</p>		<p>(2) 研究者への助言等の支援の強化 ①行政ニーズの周知徹底 新規課題の研究開始に当たっては、原則、全ての課題に対して、研究者、担当PO、行政推薦課題については環境省担当課室によるキックオフ会合を開催した。キックオフ会合では、POが研究の進め方等について確認するとともに、行政推薦課題については、環境省担当課室が研究者に政策の検討状況の情報提供や行政ニーズを共有するなど、行政のニーズを周知徹底し、成果の最大化が図れるよう努めた。</p> <p>②評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援 平成30年度実施課題のうち、中間年度に当たる課題の中間評価において、5段階評価(S~D)下位3番目(B)以下の評価(B評価)を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。</p> <p>③アドバイザーボード会合への機構職員の参加 平成30年度実施課題において開催されたアドバイザーボード会合に、PO(全ての課題)及び機構職員(ほぼ全ての課題)が出席し、研究の進捗状況や評価結果の反映状況を確認するとともに、推進費で実施している同様の研究の情報提供、研究費の執行のアドバイス、今後のスケジュールの周知など、研究者への助言、アドバイスをを行った。</p>	<p>最新の学術情報を把握・分析して、研究者への支援に活用するために、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文を検索、分析する機能を追加し、また業務移管前を含めた過去の研究情報等をデータベース化した。これらにより、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に寄与する環境整備を行った。</p> <p>●海外動向調査の実施 研究費の配分機関としての新たな取組として、環境分野の競争的資金における研究支援等に関する海外動向調査を実施し、国際的な環境研究に対する研究支援の動向や潮流を把握するとともに、今後の推進費事業の新規プログラム企画、研究成果の環境政策へのフィードバック、研究事業の評価・モニタリング方法等研究支援施策の検討に資する調査を行った。これによりドイツ、フランスの配分機関及び研究機関と意見交換を行うとともに、多くの知見を得た。</p> <p>以上の通り、平成30年度においても。業務移管前には実施されていなかった、あるいは想定されていなかった新たな取組を数多く実施することにより、業務移管前に比べて研究者にとって</p>	<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>			<p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	--	--	--	--	---	--	--	---

機構とPOが連携し、研究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。

研究者と機構・POの間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築する。また、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文検索システムを導入し、最新の学術情報の把握・分析を可能とすることにより、POの研究者支援の強化に繋げる。

更には、海外を含めた環境研究動向調査を実施し、その中で国内外の研究支援活動の状況を把握することにより、次期中期計画における推進費の

#### ④研究情報管理基盤システムの構築

研究者と機構・POの間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築し、平成30年5月から一部機能の運用を開始した。また、学術論文の概要やジャーナルを幅広く収録した論文検索システムを導入し、最新の学術情報の把握・分析を可能としたり、業務移管前を含めた過去の研究情報等をデータベース化したりすることにより、POの研究者支援の強化に繋げた。

#### ⑤環境分野の競争的資金における研究支援等に関する海外動向調査（新規）

国際的な環境研究に対する研究支援の動向や潮流を把握するとともに、今後の推進費事業の新規プログラム企画や研究成果の環境政策へのフィードバック、研究事業の評価・モニタリング方法等研究支援施策の検討に資することを目的として、海外での環境分野における政府機関及び研究開発機関による研究支援策の状況に関する文献調査及び実地調査を実施した。（海外調査機関：ドイツ5機関、フランス4機関）

また、推進部から3名が実地調査に同行し、ドイツ、フランスの配分機関及び研究機関の担当者と意見交換するとともに、先進的な研究実施体制と運用フロー、研究公正・研究費の適正な執行方法等に関し多くの知見を得た。これらは次年度以降の推進費業務に活用しさらなる改善を図っていく予定である。

#### ⑥推進費の今後の展開に向けたワークショップの開催（新規）

国の環境政策や科学技術政策の推進に当たり、推進費が果たすべき役割を整理しつつ、推進費の現状の課題と今後の展開について外部有識者（日本学術振興会（科研費P

の利便性の向上を実現し、研究成果の最大化に向けた仕組みを構築することができた。また、平成30年度に実施した研究費の利便性の向上等に関するアンケート調査結果において、重要度が高いとされた基準値の60%を大きく上回ったことは高く評価できる。これらを踏まえればAと評価する。

#### <課題と対応>

研究費の利便性の向上により、研究者の事務的な負担が軽減され、研究に専念出来る環境が整備されたが、予算執行の裁量が増えたことにより、今後、研究費の不適正な執行や研究管理上の問題等が懸念される。

このため、会計説明会の実施や研究公正の専門家による講演を開催するなど研究費の使用ルールや研究公正の重要性について周知徹底を図るとともに、研究機関が執行した研究費の妥当性等を確認する実地検査を実施し、必要に応じて事務指導を行う。また、研究が計画的かつ効率的に推進できるよう、担当POをはじめ機構職員、環境省担当課室が研究者への助言、アドバイスをを行う機会を確保する。さらに、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に向けて、研究情報管理基盤システムの更な



<p>(3) 研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに</p>	<p>(3) 研究費の適正な執行等 新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者情報を確認し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正</p>	<p>運営、職員の人材育成等の参考とする</p> <p>(3) 研究費の適正な執行等 平成 31 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中がないか確認する。 また、平成 30 年度新規課題の研究者については、機構が指定する研究公正に関する教育の履行を義務付ける。 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における</p>		<p>○)、科学技術振興機構（CRDS 環境・エネルギーユニットフェロー等）や研究者（内閣府プロジェクト研究、推進費戦略研究プロジェクト、次世代事業（民間企業）等）などのステークホルダーの意見等を聴取し、今後の新規課題の公募方針の作成や制度運用の参考とすることを目的として、2月にワークショップを開催した。 ワークショップにおいては、研究費の目的に即した評価方法の一層の充実、国際的な研究の推進、若手枠の効果的な活用と若手研究者の育成支援等、推進費の研究成果の最大化、社会実装の強化に向けた様々な有益な提言がなされた。これらは次年度以降の公募方針の作成等に活用しさらなる改善を図っていく予定である。</p> <p>(3) 研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除した。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正行為を防止するため、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費の取扱や研究公正に関する説明会を実施し、推進費の使用ルールの周知徹底や啓発を行った。（4月27日開催、参加数277名）</li> <li>・平成29年度に終了した研究課題を対象に、研究機関が執行した予算の妥当性等を確認するための確定実地検査を、平成30年度に新たに実施した。（平成30年度23課題）</li> <li>・研究機関における研究費の管理・執行体制及び、研究公正に関する取組について各研究実施場所にて状況の確認を行う中間実地検査を、平成29年度に引き続き実施した。（平成30年度37課題）</li> <li>・研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に</li> </ul>	<p>る活用や、平成30年度に実施した海外動向調査の結果の活用等について検討していく。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>に、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。</p>	<p>な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。</p> <p>さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。</p>	<p>研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の確認を行う中間検査を継続して実施するとともに、平成29年度に終了した課題について確定検査を実施する。</p> <p>研究費の使用ルールの周知のための会計説明会を、研究情報管理基盤システムの導入に合わせてシステム利用説明会と同時に開催し、研究者及び事務担当者に研究費の適正な執行を徹底する。</p>		<p>適切に対応するフローを整備する等、体制を強化した。</p>		
--	--	--	--	----------------------------------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	組織運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに、環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討及び実施状況を踏まえ、更なる具現化を図る。</p> <p>また、政府が進める「働き方改革」等を踏まえ、</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; —</p> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B</p> <p>評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 業務実施体制の見直しについては、チーム制の運用等に関する細則を制定するなど、チーム制の本格的な導入を開始した。その他、新たに退職金手当管理ツールを導入し、システム化を行うなど、各部門に共通する業務の管理部門への集約化・効率化等を具体的に進めている。</p> <p>内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。</p> <p>コンプライアンスの推進については、全職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員会を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。</p> <p>リスク管理のための体制整備については、「環境再生保全機構リスク管理方針」</p>

<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。 また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算</p>	<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。</p>	<p>引き続き勤務時間や労務の適正管理を確実に行うとともに、女性活躍推進等の取組を進め、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、働きやすい職場の実現に努力する。</p> <p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 管理業務について、引き続き見直しを進め、アウトソーシングやシステム化等を推進し、一層の効率化を図る。 また、引き続き、総括課業務の見直し、チーム制の定着等に取り組み、組織・要員体制の見直しを行う。 さらに、女性活躍推進等の「働き方改革」を進める基盤となるインフラの整備を進める。</p>		<p>(1) 業務実施体制の見直しの検討 ①組織・要員体制の見直し ・チーム制の本格導入 平成29年度の準備・習熟期間を踏まえ、チーム制の運用等に関する細則を制定し本格運用を開始した(6月)。  ②業務の集約化及び効率化 ・退職手当管理ツールの導入 役職員に係る退職手当の管理に当たり、業務の正確性の担保及び効率化を図るために新たに管理ツールを導入し、システム化を行った(3月)。  ③研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着 ア 研修については、平成28年度に策定した3か年計画の最終年であることを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、引き続き各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、研修計画に基づく各種研修を着実に実施した。 イ 人事評価制度に関しては、平成28年度から導入した新たな人事評価制度を2年間運用した中で把握した課題を改善するため、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行った(7月)。</p>	<p>業務実施体制の見直しの検討については、チーム制の本格導入等により、引き続き管理業務の効率化、組織・要員体制の見直しに取り組んだ。</p>	<p>の内容の拡充することにより、リスク対応を確実なものとするとともに、重要リスクについて、業務実施方法の変更等を踏まえて見直しを行った。 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成30年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、サイバー攻撃対策の有効性の検証、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修等を実施している。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	---	--	---	---	--

<p>等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。</p> <p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備</p>	<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する</p>	<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について(平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知)」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画(平成30年度)の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。</p> <p>また、全役職員</p>		<p>(2) 内部統制の推進</p> <p>① 内部統制に係る体制の整備</p> <p>ア 内部統制システム整備計画の策定等</p> <p>(ア) 平成30年度内部統制システム整備計画の策定等</p> <p>各部の内部統制上の課題を整理し、これらに対応するため、内部統制推進委員会における検討を経て、平成30年度内部統制システム整備計画を策定した(4月)。</p> <p>また、同整備計画の一環として、平成29年度に引き続き、業務フローの作成及び日常的モニタリング制度※の構築等を進めることとした(4月)。</p> <p>※ 重要リスク(業務遂行上、機構のミッション達成の大きな障害となり得る内外の要因について、識別、分析及び評価を行ったもの。)のうち、リスクの特に大きな業務の遂行に当たって、そのリスクを顕在化させないために点検を行うもの。</p> <p>(イ) 内部統制推進委員会の開催</p> <p>内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、平成30年度内部統制システム整備計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った(4月、7月、10月、1月)。</p> <p>(ウ) 内部統制研修の実施</p> <p>役職員一人ひとりの危機事案発生時の広報対応における意識向上を図ることを目的として、全役職員を対象として「危機管理広報における基礎知識とメディア対応の重要性」をテーマとして内部統制研修を実施した(10月)。</p> <p>イ 経営と現場の意見交換等</p> <p>次のとおり、平成29年度に引き続き、経営(役員)と現場で働く職員とが直接意見交換</p>	<p>内部統制の推進については、各部の内部統制上の課題に対応するため、「平成30年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行った。</p> <p>また、内部統制研修は「危機管理広報」をテーマとして、危機事案発生時においても職員一人ひとりが当機構の広報パーソンであることの自覚を促した。</p> <p>さらに、経営(役員)と現場で働く職員とが直接対話する機会を設けるなど、課題の把握・解決に向けた取組を継続した。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。</p>	<p>る研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。</p>	<p>を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。 内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を受ける。</p>	<p>等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を行った。 (ア) 職員と理事長との意見交換会の実施 平成30年度は、メンター制度の導入初年度に当たり、改善点を把握するために年度末に制度の振り返りを行い、メンターとの間で意見交換を行った(3月)。 (イ) 内部統制面談の実施 平成30年度は、第3期中期目標期間最終年度であることも踏まえ、当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を改めて把握するため、内部統制担当理事と全課長及び全主幹(監査室を除く。)計20名との個別面談(1人当たり40分程度)を実施した(11月~12月)。併せて、直接申請者と対応する石綿健康被害救済部の職員等7名とも2グループに分けて各1時間程度の面談を行い、状況を確認した。  ウ 第三者意見による改善等 (ア) 内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、平成29年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた(4月)。検証結果を踏まえ、リスク管理に関する全体方針について見直しを行った。(③ア参照) (イ) 監事による確認 平成29年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた(6月)。</p>	<p>コンプライアンスについては、チェックシートによる自己点検や研修の実施など、職員への徹底のための取組を継続した。</p>
<p>② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に</p>	<p>② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点</p>	<p>② コンプライアンスの推進 役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践</p>	<p>② コンプライアンスの推進 ア コンプライアンスの実施状況の点検 職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した(10月)。  イ コンプライアンス研修の実施等 全役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した(10月)。本年度からは、集合研修の効率化及び充実化を図るためにE-ラーニングによる事前学習(「企業倫理・コンプラ</p>	<p>コンプライアンスについては、チェックシートによる自己点検や研修の実施など、職員への徹底のための取組を継続した。</p>

<p>沿って行われていることの      不断の点検を行い、コンプライアンスを      実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を      随時見直し、職員に対する      研修を計画的に実施すると      ともに、内部監査結果等につ      いて、業務運営への確に反      映させるなど、コンプライ      アンスの徹底を図る。</p>	<p>検を行い、コンプライアンスを      実践するための手引書である      「コンプライアンス・マニ      ュアル」を随時見直し、職員に      対する研修を計画的に実施す      るとともに、内部監査結果等      について、業務運営への確に      反映させるなど、コンプライ      アンスの徹底を図る。</p>	<p>するための手引書である「コン      プライアンス・マニュアル」を      随時見直し、職員に対する      研修を計画的に実施するとと      もに、内部監査結果等につ      いて、業務運営への確に反      映させるなど、コンプライ      アンスの徹底を図る。</p>	<p>イアンス基本コース) を必須とした上で、集      合研修では特に「職員の秘密保持義務」をテ      ーマとして説明を行い、コンプライアンス意      識の向上を図った。</p>		
<p>③ リスク管理のための体制整備      業務実施の障害となる要因      を事前にリスクとして識別、      分析及び評価し、適切な対応      を図るための体制等を整備す      る。また、緊急時における業      務実施体制を整備する。</p>	<p>③ リスク管理のための体制整備      業務実施の障害となる要因を      事前にリスクとして識別、分      析及び評価し、適切な対応を      図るための体制等を整備する。      また、緊急時における業務継      続実施体制を整備する。</p>	<p>③ リスク管理のための体制整備      業務実施の障害となる要因を      事前にリスクとして識別、分      析及び評価し、適切な対応を      図るための体制等を整備する      ため、リスク管理に関する全      体方針、リスクが顕在化した      際に特に影響の大きいリスク      ごとの個別方針等に基づき、      平成 29 年度から導入した日      常的モニタリ</p>	<p>③ リスク管理のための体制整備      ア リスク管理に関する全体方針の見直し      内部統制等監視委員会の検証結果も踏ま      え、リスク対応をより確実なものとするため、      平成 28 年度に作成した「環境再生保全機構リ      スク管理方針」の内容の拡充を行った(10 月)。      具体的には、日常的モニタリング制度の各実      施項目の点検手順を明確化するとともに、不      正行為や事務・事故等の環境省への報告実施      について明記した。</p> <p>イ 重要リスク一覧の更新      平成 29 年度までに機構全体で把握した 81      項目の重要リスクについて、業務実施方法の      変更等を踏まえて見直しを行い、74 項目に整      理した(3 月)。</p> <p>ウ 日常的モニタリング制度の運用状況等の      確認</p>	<p>リスク管理についても、      リスク管理方針の見直し等      に取り組み、日常的モニタ      リング制度の点検手順や事      務事故発生時の報告体制を      明確化するなど、その徹底      を図った。また、危機事案      発生を想定した情報発信の      ための取組(メディアトレ      ーニング)を継続した。</p>	

<p>ング制度の運用状況等を確認し、適宜見直しを行うこと等により、リスク管理の徹底を図る。</p> <p>また、緊急時における業務継続実施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。</p>		<p>平成30年度に追加した4件を含めた日常的モニタリング制度の実施項目について、一部改正後の「環境再生保全機構リスク管理方針」に基づく運用状況の確認を行った（1月）。</p> <p>エ リスク管理委員会の開催      リスク管理委員会を半期毎に開催し、発生した事務事故等の対応について定期的に確認することで、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた（10月、3月）。</p> <p>オ メディア対応トレーニングの実施      危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、危機管理広報の運用体制整備の一環として、模擬記者会見実施による実践的なトレーニングを実施した（2月）。</p> <p>また、役職員一人ひとりの危機事案発生時の広報対応における意識向上を図ることを目的として、全役職員を対象に「危機管理広報における基礎知識とメディア対応の重要性」をテーマとする内部統制研修を実施した（10月、前出①ア（ウ））。</p> <p>カ 「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施      （ア）実践的な訓練の実施      平成29年度に引き続き、「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく非常時優先業務の実施訓練を行った（2月）。また、全役職員を対象に、外部委託業者のシステムの操作方法を習熟し、災害時における速やかな安否状況の報告を行えるようになることを目的として、職員安否確認訓練を複数回にわたり繰り返し実施した（8月、12月、3月）。</p> <p>（イ）ERCA自衛消防隊の初期行動等の見直し      被災時に機構入居区画における初期消火活動や避難行動を自衛消防隊の各班が自律的に行うため、自衛消防隊員間の連絡手段や初期</p>		
---	--	--	--	--



<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年</p>	<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹</p>	<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組</p>	<p>行動等の見直しを図り、本部入居ビルが主催する防災訓練において実践した（5 月、11 月）。また、東京事務所入居ビルが主催する防災訓練においても、平成 29 年 10 月の防災訓練以降に東京事務所に勤務することとなった職員を中心に避難経路を実際に確認する等の訓練を行った（10 月）。</p>	<p>④ 情報セキュリティ対策等の推進 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「平成 30 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定（5 月）し、次のとおり各種取組を推進した。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を計 4 回開催し（5 月、9 月、12 月、3 月）、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」改正案及び「平成 31 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」の作成等を行った。 （イ）環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程等の改正 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正（7 月）を踏まえ、「環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程」、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティ実施手順書」の改正を行った（12 月改正、1 月適用）。 （ウ）サイバー攻撃への技術的対策 当機構のウェブサイトのセキュリティ強化を実施した。 （エ）データセンター活用の推進 業務システムのサーバについて、データセンターの活用を推進した（2 月）。 （オ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認のため、全役職員を対象とした自己点検を実施した（9 月）。 （カ）情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（12～3 月）。</p>	<p>情報セキュリティ対策等の推進については、政府の方針を踏まえ、「平成 30 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき各種取組を展開するとともに、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正を踏まえた内部規程等の改正を行うなど、引き続き機構全体の情報セキュリティ高度化を図った。</p>
---	--	---	--	--	---

<p>法律第 59 号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>	<p>底を図る。</p>	<p>を推進する。 また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。</p>		<p>(キ) ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（7月）。 (ク) 情報セキュリティに関する教育・訓練 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（10月）。 また、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、全役職員を対象とした訓練を実施した（9月、3月）。</p> <p>⑤監査 以下の監査を実施し、監査結果について理事会等で報告し、改善に向けて検討を要する事項等について周知した。</p> <p>ア 内部監査 ・情報発信の体制及び事務手続等の状況 ・事務事故等報告制度の運用状況</p> <p>イ 個人情報管理監査 ・個人情報保護管理者の保有個人情報等の管理及び利用の状況 等</p> <p>ウ 情報セキュリティ監査 ・平成 29 年度に調達した主要システム案件の運用状況 ・平成 30 年度以降に調達する主要システム案件の整備状況 等</p> <p>エ 文書管理監査 ・法人文書の管理状況</p> <p>(3) その他 ア 役員懇談会の開催 当機構の課題について理事の担当業務の縦</p>		
---	--------------	---	--	---	--	--

				<p>割りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月1～2回の頻度で役員懇談会を開催した（4～3月に計15回）。</p> <p>イ 働き方改革等に関する実施と検討</p> <p>（ア）長時間労働の是正に向けた取組 平成30年7月6日に「働き方改革関連法」が公布され、平成31年4月1日以降に段階施行となることを踏まえて、「時間外労働時間の適正管理に向けた平成30年度計画」を策定し（8月）、従前からの長時間労働の是正及び年休取得に係る取組をさらに推進した。</p> <p>（イ）ストレスチェックの実施 昨年度同様、全役職員を対象に実施し（10月）、ストレスチェックの結果を踏まえて、高ストレス者への対応、セルフケアの機会の提供を行ったほか、管理職へのストレスチェックフィードバック研修等を行った（2月）。</p> <p>（ウ）ダイバーシティの推進に向けた取組 平成29年度までの取組に加え、結婚、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に関する考え方や働き方等を学ぶことを目的とした「ライフプラン研修」を新たに実施した（8月）。また、女性のキャリアアップの推進を目的とした「3・4等級女性職員研修」を新たに実施した（11月）。</p> <p>なお、障害者雇用、役員及び管理職の女性登用の状況については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用数としては法令に定める当機構の基準となる4名の雇用を達成した。引き続き障害者雇用及び定着の支援についての取組を行う予定である。</li> <li>・役員及び管理職の女性登用については、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての目標を設定し、実現に向けて取り組んだ。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

	平成 31 年 3 月 末時点の状況	第 4 次計画 目標 (令和 2 年 度末)
役員	役員 6 人中 1 人 (16.7%) が 女性	1 人 / 6 人
管理職	管理職 (課長級 以上) 31 人中 2 人 (6.5%) が女性	8.0%

当機構では、女性職員の割合が全体で 33%、このうち 67%は 20 歳代から 30 歳代によって構成されていることから、今後の課題として、女性活躍推進の積極的な展開が不可欠であると判断している。

#### ウ 組織的・戦略的な広報の推進

平成 29 年度から引き続き「広報関係担当者連絡会議」を毎月 1 回程度開催し、部門横断的な広報及び担当者の連携の推進、各部の広報担当者の意識・知識の向上等を目的として情報共有及び意見交換を行った (計 11 回)。同会議では、各部の広報活動に関する情報共有のほか、各種広報媒体による情報発信と当機構ウェブサイトのページビュー数等の連動についての確認、当機構が出展するエコプロ 2018 等イベントや説明会における広報戦略の検討など、戦略的かつ組織的に広報に必要な P D C A サイクルのあり方等に関する意見交換を行った。

#### <課題と対応>

平成 30 年度までの取組状況を踏まえ、引き続き、業務実施体制の見直し、内部統制の推進等に取り組む。

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲6.5%超	26年度中期計画	▲10.8%	▲3.7%	▲7.6%	▲7.8%	▲9.0%	除く人件費
環境研究総合推進業務分	▲1.65%超	29年度予算	—	—	—	—	▲7.6%	除く人件費
業務経費	▲4%超	26年度中期計画	▲18.1%	▲7.5%	▲9.7%	+0.4%	▲10.3%	除く人件費、特殊要因等
環境研究総合推進業務	▲4%超(年平均1%超)	29年度予算	—	—	—	—	▲2.6%	除く人件費、特殊要因等

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<主な定量的指標> 一般管理費 26年度中期計画 421百万円 30年度実績 383百万円 中期計画比 ▲9.0% 環境研究総合推進業務分 29年度予算 37百万円 30年度実績 34百万円 中期計画比 ▲7.6% 業務経費 26年度中期計画	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。	評価 <b>B</b>  <評価に至った理由> 経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。 人件費等については、役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、平成29年度業務実績評価結果（B評価）を鑑みると、妥当な水準であると考えられる。職員給与については、前年度と同水準であるものの、一部職員の住居手当の据え置き等の人件費抑制措置を講じていること、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いこと等	

<p>(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等 平成 27 年度から取組を強化した内部統制システムの整備に向けた計画の成果等を踏まえ、予算執行、経費の運営プロセスの遵守を徹底し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成しつつ、一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。</p>	<p>1,519 百万円 30 年度実績 1,362 百万円 中期計画比 ▲10.3% 環境研究総合推進業務 29 年度予算 243 百万円 30 年度実績 237 百万円 中期計画比 ▲2.6%</p> <p>&lt;その他の指標&gt; なし &lt;評価の視点&gt; ・経費の効率化・削減等</p>	<p>(1) 経費の効率化・削減等</p>	<p>(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。  &lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
<p>①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追</p>	<p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加さ</p>	<p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加さ</p>	<p>① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われて</p>	<p>① 一般管理費の効率化・削減 一般管理費（平成 30 年度計画予算額→平成 30 年度実績額）：▲10 百万円</p>	<p>① 一般管理費 ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成</p>	<p>を鑑みると、妥当な水準であると考え。なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 随意契約の見直し等の調達等合理化については、「調達等合理化計画」を策定し、一者応札・応募に関する対応として、公告期間の拡充や発注・入札情報の周知強化等を実施している。なお、競争性がない随意契約は 13 件発生しているが、契約手続審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証等を実施し、妥当性を担保している。その他、内部規程の拡充・改定や研修を実施している。</p>

<p>加される業務及び拡充業務分等を除く。)について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度(平成26年度)比で6.5%を上回る削減を行うこと。</p> <p>ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。</p> <p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の</p>	<p>れる業務及び拡充業務分等を除く。)について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度(平成26年度)比で6.5%を上回る削減を行う。</p> <p>ただし、新規に追加される業務については、平成29年度以降毎年度、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。</p> <p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付</p>	<p>れる業務及び拡充業務分等を除く。)について、中期計画の削減目標(6.5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。</p> <p>ただし、環境研究総合推進業務に係るものについては、前年度比1.65%以上の効率化を図るものとする。</p> <p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付</p>	<p>いるか。</p> <p>② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。</p>	<p>(393百万円→383百万円)</p> <p>環境研究総合推進業務に係る一般管理費(平成30年度計画予算額→平成30年度実績額): ▲2百万円(36百万円→34百万円)</p> <p>ア. 一般管理費については、中期計画の削減目標(▲6.5%)を達成すべく所要の額を見込んだ平成30年度予算(393百万円)を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成30年度実績額(383百万円)は第三期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>また、環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成29年度からの削減目標(▲1.65%)を達成すべく所要の額を見込んだ平成30年度予算(36百万円)を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成30年度実績額(34百万円)は平成29年度比で▲7.6%の水準を達成した。</p> <p>イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成30年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>② 業務経費の効率化・削減 業務経費(環境研究総合推進業務除く)(平成30年度計画予算額→平成30年度実績額): ▲81百万円 (1,443百万円→1,362百万円)</p> <p>環境研究総合推進業務経費(平成30年度計画予算額→平成30年度実績額): ▲32百万円 (268百万円→237百万円)</p> <p>ア. 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務及び承継業務のうち補償給</p>	<p>すべく、各種経費の削減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成30年度実績額は第三期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲9.0%となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>また、新規に追加された環境研究総合推進業務に係る一般管理費については、平成29年度からの削減目標の削減目標を達成すべく、各種経費の削減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、平成30年度の実績額は平成29年度比で▲7.6%の水準を達成した。</p> <p>イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成30年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>② 業務経費 ア. 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務及び承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費</p>
--	---	---	---	--	--

<p>運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこと。</p> <p>③人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、</p>	<p>金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行う。</p> <p>③人件費等 給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、</p>	<p>金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成30年度予算を作成し、効率的執行に努める。</p> <p>③人件費等 機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結</p>	<p>③給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。</p>	<p>付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、平成30年度実績額は、第三中期目標の初年度（平成26年度）比で▲10.3%（公健▲8.9%、石綿▲14.9%、基金▲8.2%、承継▲18.4%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>環境研究総合推進業務についても、業務の効率化に努めた結果、平成29年度比で第三中期目標の年平均1%の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。</p> <p>なお、公害健康被害補償業務においては、汚染負荷量賦課金の徴収・審査に必要なシステムの構築（15百万円）の財源として、環境研究総合推進業務においては、研究情報管理基盤システムの構築（31百万円）及び複数年度事業（26百万円）の財源として運営費交付金等の繰越額を充当した平成30年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。</p> <p>イ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成30年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>③人件費等 平成29年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成30年6月） なお、平成29年度のラスパイレス指数は、对国家公務員指数107.6（地域・学歴勘案105.9）</p>	<p>（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努めた結果、平成30年度実績額は、第三中期目標の初年度（平成26年度）比で▲10.3%となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>環境研究総合推進業務についても、業務の効率化に努めた結果、平成29年度比で第三中期目標の年平均1%の削減率を上回る▲2.6%の水準を達成した。</p> <p>イ. 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成30年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>③人件費 平成29年度ラスパイレス指数は、宿舍制度の廃止に伴う住居手当の支給割合の増加等により107.6ポイントとなっている。</p>	
---	--	--	--	--	---	--



<p>に、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行うこと。</p>	<p>その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえた対応を適切に行う。</p>	<p>果や取組状況を公表する。</p>		<p>と、宿舎制度の廃止に伴う住居手当の支給割合の増加等により、前年度から2.3ポイント(地域・学歴勘案で2.5ポイント)の増となった。 引き続き、給与水準の適正化に向けた措置を講じることとしている。</p>		
<p>(2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めることとし、以下の取組を推進する。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。 また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し</p>	<p>(2) 随意契約等の見直し</p>	
<p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実</p>	<p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施する</p>	<p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にや</p>		<p>① 契約に係る競争の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成30年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を</p>	<p>① 契約に係る競争の推進 平成30年度に締結した契約45件において、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないもの13件を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む)に付した。また、一者応札・応募の発生は1件であった。</p>	

<p>施するとともに、その取組状況を公表すること。</p>	<p>とともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>むを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。</p> <p>また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。</p> <p>なお、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して入札及び契約手続における透明性の確保等の更なる徹底を図るために、入札及び契約手続に係る組織等のあり方について検討を進める。</p>		<p>定め、調達等の合理化を推進した。</p> <p>ア．随意契約の状況 平成 30 年度は契約件数 45 件、契約金額 1,115 百万円の契約を行ったが、契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないと認められた 13 件、86 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。</p> <p>イ．一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 （メールマガジン登録者数：平成 29 年度末 251 者→平成 30 年度末 283 者）</p> <p>ウ．類似業務に係る調達の集約化 平成 31 年度契約に向けて、普及啓発資料、広報資材等の保管、梱包及び発送業務について、集約化し、調達業務を実施した。</p>	<p>契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。</p>	
<p>② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施に</p>	<p>② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保</p>	<p>②特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を、環境研究総合推進費の委託研究につい</p>		<p>② 調達に関するガバナンスの徹底 ア．随意契約に関する内部統制の確立 該当事案に係る審査の厳格化 平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。</p>	<p>② 調達に関するガバナンスの徹底 ア．随意契約に関する内部統制の確立 平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続</p>	

<p>ついでの確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。</p>	<p>される方法により実施する。また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。</p>	<p>ては「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。</p>		<p>イ. 契約に係る審査体制の活用  (ア) 機構内における審査体制  a. 契約手続審査委員会による審査  契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 29 回、分科会 16 回を開催し、計 45 案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。  【制定、改正等事項】  ・契約事務マニュアルの改訂   b. その他の審査等  ・少額随契案件の審査  少額随契等（委員会等の審査対象外）は、昨年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。  ・1000 万円以上の予定価格の設定  1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。  ・100 万円以上の契約  理事会への報告を経て、ホームページで公表した。   (イ) 契約監視委員会による審査  平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。  また、平成 31 年 4 月に開催した契約監視委員会において、「平成 30 年度調達等合理化計画</p>	<p>きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。   イ. 契約に係る審査体制の活用  (ア) 機構内における審査体制  契約手続審査委員会により、45 案件の審査を行った。   (イ) 契約監視委員会による審査  平成 30 年度の競争性のない随意契約 13 件については、その都度各委員へ発生理由等を説明し、了承を得た。また、平成 30 年度の</p>	
---	---	--	--	---	---	--

				<p>の実績及び自己評価」、「平成 31 年度調達等合理化計画」の審査及び平成 30 年度の契約の状況に係る報告を行い、点検を受けた。</p> <p>〔参考〕契約監視委員会の開催等の状況 平成 30 年 4 月 23 日 平成 30 年度調達等合理化計画の審査 平成 30 年 6 月 26 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 9 月 5 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 10 月 22 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 30 年 12 月 13 日 一者応札・応募案件についての事後説明 平成 31 年 2 月 26 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 14 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 26 日 競争性のない随意契約案件の事前説明 平成 31 年 3 月 29 日 一者応札・応募案件についての事後説明 平成 31 年 4 月 25 日 平成 30 年度契約の現状の点検、見直し</p> <p>ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の現地検査を実施した。</p> <p>③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応 当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成 30 年度においては、「平成 30 年度「環境ユ</p>	<p>契約の状況、調達等合理化計画の遂行状況について平成 31 年 4 月に委員会を開催し、点検を受けた。</p> <p>ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導し</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>ース海外派遣研修」の企画・運営業務」1件がNPO等との契約となっている。</p> <p>(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組 平成30年度より、経理システムの月次ごとの入力管理を厳格に行い、期中の決算処理の正確性を高めたこと、決算の年度末作業の一部を前倒して実施したことなどにより、一層の決算の早期化を図った。</p>	<p>(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組 平成30年度より、経理システムの月次ごとの入力管理を厳格に行い、期中の決算処理の正確性を高めたこと、決算の年度末作業の一部を前倒して実施したことなどにより、一層の決算の早期化を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; (1) 経費の効率化・削減 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。</p> <p>(2) 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	業務における環境配慮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
温室効果ガス排出量(温室効果ガス量)	18年度比で35%削減(改正前の目標)	18年度比	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲44.5%) (※1参考値)	(▲42.4%) (※1参考値)		
	25年度比で10%削減(改正後の目標)	25年度比	—	—	—	▲9.7%	▲10.1% (※2暫定値)		

※1 改正前の目標に対する削減率。 ※2 2017年度のCO2排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価											
				業務実績		自己評価	評価											
(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。	温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。	業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー(電気使用量の削減)、省資源(用紙使用量の削減)及び廃棄物の排出抑制等に努める。 温室効果ガスの排出抑制につ	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 温室効果ガス排出量 &lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画に対して十分な取組がなされているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 温室効果ガスの排出抑制への取組「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画(平成29年10月改定、以下「機構実施計画」という。)」において定めた削減目標に対する平成30年度の達成状況は、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>削減対象項目</th> <th>達成目標</th> <th>達成状況</th> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量</td> <td>2013年度比で10%削減</td> <td>10.1%減</td> </tr> <tr> <td>事務所の単位面積当たりの電気使用量</td> <td>2013年度比で2020年度までに10%削減</td> <td>3.5%減</td> </tr> </table>			削減対象項目	達成目標	達成状況	温室効果ガス排出量	2013年度比で10%削減	10.1%減	事務所の単位面積当たりの電気使用量	2013年度比で2020年度までに10%削減	3.5%減	<p>&lt;評価と根拠&gt; 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を直実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ・業務における環境配慮については、環境配慮実行計画及び環境物品等の調達を図るための方針を策定するとともに、電気使用量や用紙使用量削減に向けた各種取組を推進した。その結果、電気使用量について、平成29年度実績からさらに削減することができ、温室効果ガス排出量の削減目標を</p>		<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 当該年度も、環境報告書を作成・公表している。 電気使用量について、平成29年度実績から更に削減し、温室効果ガス排出量の削減目標を達成している。 また、廃棄物の排出量についても、平成29年度実績から大幅に削減し、削減目標を達成している。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
				削減対象項目	達成目標	達成状況												
				温室効果ガス排出量	2013年度比で10%削減	10.1%減												
				事務所の単位面積当たりの電気使用量	2013年度比で2020年度までに10%削減	3.5%減												

いて、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）パリ協定を踏まえた政府の地球温暖化対策計画の進捗状況も踏まえつつ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の着実な進展を図る。

平成 29 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。さらに、環境政策の実施機関である機構の組織で培われた職員の業務専門性を活かしながら、地域における社会貢献活動に積極的に取り組む。

環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であるこ

用紙の使用量	2013 年度比で 2020 年度までに 25%以上削減	25.0%減
廃棄物の排出量	2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を 2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと	8.3%減 可燃ごみについては 98.1%増

(2) 業務における環境配慮

① 環境配慮のための実行計画の策定等

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため「平成 30 年度環境配慮のための実行計画」を策定し（5 月）、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、廃棄物の排出抑制及び用紙使用量の削減に取り組むとともに、平成 30 年 9 月に 1 回目の自己点検、平成 31 年 2 月に 2 回目の自己点検を行った。

② プラスチックごみ削減の取組

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向け、環境省が自らの取組指針を作成したことを踏まえ、プラスチックごみ削減に向けて率先して取り組むべく、会議等におけるプラスチックを用いた飲料の提供の中止等を定めた「ERCAのプラスチックごみ削減の取組」を策定（11 月）し、プラスチックごみ削減に取り組んだ。

③ 電気使用量及び用紙使用量の削減に向けた各種取組

電気使用量及び用紙使用量の削減並びに廃棄物の排出抑制については、改正後の機構実施計画に定めた目標達成のため、「平成 30 年度環境配慮のための実行計画」に基づき、削減に取り組んだ。

達成することができた。

- ・「環境報告書 2018」を作成し、平成 30 年 9 月末にホームページに公表するとともに、関係機関等（10 月、約 3,000 部）及び国公立図書館、大学等の学校附属図書館、大学等の就職課、NPO 法人等（1 月、2,273 箇所）へ配布した。
- ・社会貢献活動の推進については、地元川崎における活動を中心に地域に根ざした積極的な取組を推進した。



<p>(2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実にを行うこと。</p>		<p>とを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げ、国民に対する情報発信ツールとして活用する。</p>		<p>電気使用量及び廃棄物排出量については、目標値に向けて平成29年度よりも削減量を増やすことができた。</p> <p>用紙使用量については、環境研究総合推進部における人員の増加等により平成29年度よりも使用量が増えたものの、2013年度比で486,458枚を削減するとともに、機構実施計画において定めた削減量の目標値(2013年度比で2020年度までに25%以上削減)を平成30年度も達成することができた。</p> <p>④ 環境配慮物品等の調達</p> <p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成30年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。</p> <p>(3) 環境保全等を目的とした社会貢献債(ソーシャル・ボンド)の購入</p> <p>環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債(ソーシャル・ボンド)については、機構の趣旨に合致した債券であり、4億円を購入した。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国際協力機構債：4億円</li> </ul> <p>(4) 環境報告書の作成及び公表</p> <p>「環境報告書2018」を作成し、ウェブサイト上で公表した(9月)。</p> <p>平成30年度は、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行った。</p> <p>また、ERCAのSDGsをテーマとした特集を組み、機構がこれまで担ってきた各業務・事業をSDGsの視点から捉え直し、各業務・事業とSDGsの各目標とのつながりについて紹介を行った。</p> <p>さらに、外部有識者をファシリテーターとして、若手職員を対象にSDGsの視点からERCAの業務・事業について捉え直すとともに、環境問題を中心とした様々な課題に今後どのような視点や考え方で向き合っていくべきなのかを考えるワークショップを実施した</p>		
--	--	---	--	--	--	--

				<p>こと等を掲載した。</p> <p>なお、「環境報告書 2018」は機構の関係機関等へ配付するとともに（約 3,000 部、10 月）、より多くの方に機構の取組を知っていただくことを目的として、国公立図書館、大学等の学校付属図書館、大学等の就職課、中間支援組織である NPO 法人等 2,273 箇所にも配布した（1 月）。</p>  <p>(5) 社会貢献活動の推進</p> <p>社会貢献活動の推進について、平成 29 年度に引き続き①職員個人による自発的なボランティア活動の推進、②社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組を推進した。</p> <p>具体的には、職員の自発的な活動の機会及び地域貢献の場として「2018 川崎国際多摩川マラソン」（11 月）及び「2019 多摩川リバーサイド駅伝」（3 月）へ運営ボランティアとして参加した。さらに、古着・おもちゃ等の寄付や市民スポーツ大会へのボランティア参加を行ったほか、新宿区立環境学習情報センターが実施している「素敵なカレンダーを捨てるなんて、もったいない！キャンペーン」に参加し、不要な 2019 年カレンダーや手帳について寄付を行った（12～1 月）。</p> <p>そのほか、テラサイクルジャパン合同会社が実施している「歯ブラシ回収プログラム」や、「冷凍食品容器リサイクルプログラム」の社会実験に参加し、プラスチック製品のリサイクルへの協力を行った。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>平成 30 年度までの取組状況等を踏まえ、引き続き、業務における環境配慮に取り組む。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画及び資金計画の作成等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。 なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した	毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	別紙のとおり	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・計画予算と実績について、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. 30 年度計画予算と実績（概略）</p> <p>法人総計としての収入は、計画額約 581 億円に比し実績額約 571 億円と▲11 億円(▲1.9%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 568 億円に比し実績額約 527 億円と▲41 億円(▲7.2%)となった。各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。</p> <p>・公害健康被害補償予防業務勘定収入 計画予算 41,349 百万円 実績 38,984 百万円 差額▲2,364 百万円</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>自己評価：B</p> <p>評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。</p> <p>・計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施した。</p> <p>・資金運用環境が前年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資金の拡大等を行ったことで前年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>支出について、計画額を上回る削減を図っている。また、「Ⅱ-2」に示されるとおり、経費の効率化・削減等については、一般管理費及び業務経費について、中期目標に定めている削減・効率化目標を見据えた各年度の目標額を上回る効率化・削減が図られている。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>	

	<p>上で、厳格に行うものとする。</p>			<p>収入は、納付財源引当金戻入が予算に比し計画を下回ったため、▲2,364百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 41,552百万円          実績 39,110百万円          差額▲2,443百万円          支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲2,443百万円となった。</p> <p>・石綿健康被害救済業務勘定</p> <p>収入          計画予算 4,208百万円          実績 4,303百万円          差額+95百万円          収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分を受け入れたことにより、+95百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 5,134百万円          実績 4,817百万円          差額▲317百万円          支出については、救済給付件数が予算に比し計画を下回ったこと等から、▲317百万円となった。</p> <p>・環境保全研究・技術開発勘定</p> <p>収入          計画予算 5,021百万円          実績 5,034百万円          差額+13百万円          収入は、前年度の研究費の返還金を受け入れたことにより、+13百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 5,099百万円          実績 5,040百万円          差額▲59百万円          支出については、研究費の配分残等により、▲59百万円となった。</p> <p>・基金勘定</p> <p>収入          計画予算 3,005百万円</p>		
--	-----------------------	--	--	---	--	--

				<p>実績 2,865 百万円          差額▲141 百万円          収入は、PCB の民間出えん金受入が予算に比し計画を下回ったことにより、▲141 百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 4,555 百万円          実績 3,371 百万円          差額▲1,183 百万円          支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,183 百万円となった。</p> <p>・承継勘定</p> <p>収入          計画予算 4,560 百万円          実績 5,872 百万円          差額+1,312 百万円          収入は、業務収入の正常債権以外の債権回収が増加したこと等から、+1,312 百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 437 百万円          実績 327 百万円          差額▲110 百万円          支出については、仮差押保証金の支出が予定を下回ったこと等から、▲110 百万円となった。</p> <p>・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。</p> <p>2. 運営費交付金債務の発生状況          当期の運営費交付金債務については、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため、存在しない。          精算収益化額の合計 91 百万円</p> <p>・公害健康被害補償予防業務勘定          運営費交付金債務残高 一百万円          精算収益化額 0 百万円          (主な要因)          システム開発経費及び情報セキュリティ強化等のために前期からの繰越した 21 百万円のう</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>ち 21 百万円を取崩し。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境研究保全・技術開発勘定 運営費交付金債務残高 ー百万円 精算収益化額 37 百万円 (主な要因) 競争的資金及びシステム開発経費のために前期から繰越した 78 百万円のうち 41 百万円を取崩し。</li> <li>・基金勘定 運営費交付金債務残高 ー百万円 精算収益化額 6 百万円 (主な要因) 情報セキュリティ強化及び地球環境基金運用益減少分の財源補填等のために前期から繰越した 58 百万のうち 52 百万円を取崩し。</li> <li>・承継勘定 運営費交付金債務残高 ー百万円 精算収益化額 47 百万円 (主な要因) 情報セキュリティ強化等のために前期から繰越した 38 百万円のうち 8 百万円を取崩し。 当期、予算の変更により 17 百万円発生。</li> </ul> <p>3. 財務の状況</p> <p>(1) 当期総利益</p> <p>平成 30 年度の総利益は、2,286 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における割賦譲渡元金の利息分の回収の増加等によるものである。</p> <p>各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定 ▲33 百万円 (主な要因) 二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失 (▲57) 及び業務の効率化による経費の縮減等 (25)</li> <li>・石綿健康被害救済業務勘定 ー百万円 (主な要因) ー</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>(注)石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境研究保全・技術開発勘定</li> </ul> <p>73 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 (73)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金勘定</li> </ul> <p>74 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等 (74)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継勘定</li> </ul> <p>2,172 百万円 (主な要因) 建設譲渡事業にかかる貸倒引当金戻入分 (529) 及び利息収支差 (1,361)</p> <p>(2) 利益剰余金 利益剰余金は、前年度末の 26,212 百万円に対して、平成 30 年度は、繰越積立金取崩額 86 百万円、当期積立額 2,286 百万円を計上し、当期末残高は 28,412 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定</li> </ul> <p>600 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害救済業務勘定</li> </ul> <p>-百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境研究保全・技術開発勘定</li> </ul> <p>96 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金勘定</li> </ul> <p>182 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継勘定</li> </ul> <p>27,534 百万円</p> <p>(3) 資金の運用 資金の運用については、平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>①昨年に引き続き、直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金内容の弾力化を図った。</p> <p>②また、平成 28 年度まで有価証券等での運用をしていなかった資金の余裕金について、資金の性質も考慮しつつ中期での債券運用を実施した。(13 銘柄、96 億円)</p> <p>これらの結果、全体の資産が増えている中でも、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(昨年度比、平均残額は 2.59%ポイント減少)</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>今後も引き続き、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--



別紙

平成30年度計画予算

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,601
国庫補助金	1,041
その他の政府交付金	11,433
都道府県補助金等	900
業務収入	37,150
受託収入	5
運用収入	861
その他収入	149
計	58,140
支出	
業務経費	55,879
公害健康被害補償予防業務経費	41,309
うち人件費	326
石綿健康被害救済業務経費	4,843
うち人件費	291
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970
うち人件費	107
基金業務経費	4,415
うち人件費	150
承継業務経費	342
うち人件費	149
受託経費	5
一般管理費	891
うち人件費	405
予備費	-
計	56,775

[人件費の見積り]

平成30年度 1,185百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	308	-	308
国庫補助金	41	200	241
その他の政府交付金	7,361	-	7,361
業務収入	32,936	-	32,936
運用収入	-	502	502
その他収入	0	-	0
計	40,646	702	41,349
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	40,526	782	41,309
うち人件費	200	125	326
一般管理費	141	103	244
うち人件費	65	48	112
予備費	-	-	-
計	40,667	885	41,552

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	4,072
業務収入	115
受託収入	5
その他収入	13
計	4,205
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	4,843
うち人件費	291
受託経費	5
一般管理費	284
うち人件費	128
計	5,132

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	5,021
受託収入	0
計	5,021
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970
うち人件費	107
受託経費	0
一般管理費	128
うち人件費	56
計	5,099

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	848	31	29	908
国庫補助金	-	800	-	800
都道府県補助金等	-	900	-	900
運用収入	118	-	240	358
その他収入	24	15	-	39
計	990	1,746	270	3,005
支出				
業務経費				
基金業務経費	920	3,177	318	4,415
うち人件費	122	17	12	150
一般管理費	113	15	11	140
うち人件費	53	7	5	65
予備費	-	-	-	-
計	1,033	3,192	329	4,555

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	365
業務収入	4,098
その他収入	97
計	4,560
支出	
業務経費	
承継業務経費	342
うち人件費	149
一般管理費	95
うち人件費	44
予備費	-
計	437

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度収支計画

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	59,754
経常費用	59,754
公害健康被害補償予防業務経費	41,329
石綿健康被害救済業務経費	4,843
環境保全研究・技術開発業務経費	4,970
基金業務経費	4,414
承継業務経費	2,967
一般管理費	1,154
減価償却費	71
受託業務費	5
財務費用	-
収益の部	60,684
経常収益	60,684
運営費交付金収益	6,795
国庫補助金収益	241
その他の政府交付金収益	8,159
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,329
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,160
受託収入	5
業務収入	35,907
運用収入	866
その他の収益	118
財務収益	1,103
純利益	930
前中期目標期間繰越積立金取崩額	201
総利益	1,131

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	40,703	905	41,608
経常費用	40,703	905	41,608
公害健康被害補償予防業務経費	40,532	797	41,329
補償業務費	40,532	-	40,532
予防業務費	-	797	797
一般管理費	140	103	243
減価償却費	31	4	36
収益の部	40,683	705	41,388
経常収益	40,683	705	41,388
運営費交付金収益	329	-	329
国庫補助金収益	41	200	241
その他の政府交付金収益	7,361	-	7,361
業務収入	32,936	-	32,936
資産見返負債戻入	16	-	16
運用収入	-	505	505
財務収益	0	-	0
純利益(△純損失)	△ 20	△ 200	△ 220
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1	200	201
総利益(△総損失)	△ 19	-	△ 19

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,138
経常費用	5,138
石綿健康被害救済業務経費	4,843
受託業務費	5
一般管理費	284
減価償却費	6
収益の部	5,138
経常収益	5,138
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,329
受託収入	5
その他の政府交付金収益	798
資産見返負債戻入	6
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,103
経常費用	5,103
環境保全研究・技術開発業務費	4,970
受託業務費	0
一般管理費	128
減価償却費	4
収益の部	5,103
経常収益	5,103
運営費交付金収益	5,098
受託収入	0
資産見返負債戻入	4
純利益	-
総利益	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,345
経常費用	3,345
承継業務経費	2,967
一般管理費	359
減価償却費	19
収益の部	4,546
経常収益	4,546
運営費交付金収益	402
事業資産譲渡元金収入	2,970
資産見返負債戻入	19
財務収益	1,103
雑益	51
純利益	1,201
総利益	1,201

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
費用の部	1,036	3,193	330	4,559
経常費用	1,036	3,193	330	4,559
基金業務経費	920	3,177	317	4,414
地球環境基金業務費	920	-	-	920
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,177	-	3,177
維持管理積立金業務費	-	-	317	317
一般管理費	113	15	11	140
減価償却費	4	0	1	5
収益の部	1,036	3,193	279	4,509
経常収益	1,036	3,193	279	4,509
運営費交付金収益	898	32	36	966
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,160	-	3,160
地球環境基金運用収益	118	-	-	118
維持管理積立金運用収益	-	-	243	243
寄附金収益	17	-	-	17
資産見返負債戻入	4	0	0	5
純利益(△純損失)	-	0	△ 51	△ 51
総利益(△総損失)	-	0	△ 51	△ 51

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成30年度資金計画

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	286,742
業務活動による支出	58,109
投資活動による支出	186,228
財務活動による支出	4
翌年度への繰越金	42,400
資金収入	286,742
業務活動による収入	62,338
運営費交付金収入	6,601
国庫補助金収入	1,041
その他の政府交付金収入	11,433
都道府県補助金等収入	900
業務収入	34,263
運用収入	887
その他の収入	7,213
投資活動による収入	192,856
財務活動による収入	7
前年度よりの繰越金	31,541

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
資金支出	68,148	4,444	72,592
業務活動による支出	40,663	883	41,547
投資活動による支出	25,000	2,370	27,370
財務活動による支出	3	-	3
翌年度への繰越金	2,482	1,190	3,672
資金収入	68,148	4,444	72,592
業務活動による収入	37,760	702	38,462
運営費交付金収入	308	-	308
国庫補助金収入	41	200	241
その他の政府交付金収入	7,361	-	7,361
業務収入	30,050	-	30,050
運用収入	0	502	502
投資活動による収入	28,000	2,070	30,070
前年度よりの繰越金	2,389	1,671	4,060

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	94,972
業務活動による支出	5,111
投資活動による支出	77,800
翌年度への繰越金	12,061
資金収入	94,972
業務活動による収入	4,205
その他の政府交付金収入	4,072
特別拠出金収入	115
その他の収入	18
投資活動による収入	86,800
前年度よりの繰越金	3,967

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,277
業務活動による支出	5,250
翌年度への繰越金	26
資金収入	5,277
業務活動による収入	5,021
運営費交付金収入	5,021
受託収入	0
前年度よりの繰越金	255

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
資金支出	6,220	29,619	63,031	98,870
業務活動による支出	1,034	3,192	1,615	5,842
投資活動による支出	4,780	25,000	51,200	80,980
財務活動による支出	-	-	1	1
翌年度への繰越金	406	1,427	10,214	12,047
資金収入	6,220	29,619	63,031	98,870
業務活動による収入	993	1,746	7,396	10,135
運営費交付金収入	848	31	29	908
国庫補助金収入	-	800	-	800
都道府県補助金等収入	-	900	-	900
運用収入	129	15	240	384
その他の収入	17	-	7,127	7,143
投資活動による収入	4,740	26,000	45,200	75,940
財務活動による収入	7	-	-	7
前年度よりの繰越金	480	1,873	10,434	12,788

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	15,031
業務活動による支出	359
投資活動による支出	78
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	14,594
資金収入	15,031
業務活動による収入	4,514
運営費交付金収入	365
業務収入	4,098
その他の収入	51
投資活動による収入	46
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	10,471

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	承継業務に係る債権・債務の適切な処理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
正常債権以外の債権残高(計画値)	最終年度に 100 億円以下 (期間中に▲120 億円以上を圧縮)	約 220 億円	196 億円 (対前年度 ▲24 億円)	150 億円 (対前年度 ▲17 億円)	133 億円 (対前年度 ▲17 億円)	116 億円 (対前年度 ▲17 億円)	100 億円以下 (対前年度 ▲16 億円、期間中 累計▲120 億円)	最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成 26 年度の実績を反映し、平成 27 年度以降の計画値を設定。
正常債権以外の債権残高(実績値及び中期期間中累計値)			167 億円 (対前年度▲51 億円、累計値 51 億円)	115 億円 (対前年度▲53 億円、累計値 104 億円)	88 億円 (対前年度▲26 億円、累計値 130 億円)	47 億円 (対前年度▲41 億円、累計値 171 億円)	36 億円 (対前年度▲11 億円、累計値 182 億円)	
達成度 (圧縮額累計/中期目標値=120 億円)			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%	151.7%	達成度は中期計画期間中の目標値である▲120 億円に対する達成割合を示す。

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれら	(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という。)の残高を本中期目標期間中に 100 億円以下に圧縮するという目標は達成したが、今	<主な定量的指標> 「正常債権以外の債権」を最終年度に 100 億円以下に圧縮する。 <その他の指標> — <評価の視点>	<主要な業務実績> (1) 債権残高の期中変動状況 平成 30 年度期中の債権残高は期首 154 億円から 39 億円(前年度比▲25.3%)減少し、期末現在 115 億円となった。 (2) 「正常債権以外の債権」の圧縮のための回収努力 回収にあたっては、単に法的な手続に訴えるのではなく、公平性、公正性を重んじ、	<評価と根拠> 自己評価: S 評価理由: 本年度においても正常債権以外の債権の圧縮に努めた。回収困難案件が太宗を占め、大幅な債権残高の圧縮が困難な状況においても、期首残高 47 億円から 11 億円(前年度比▲23.4%(各年度対前年度比▲14.6%で目標達成の水準となるが、それを上回る成果を達成(達成度 160.3%))を圧縮し、平成 30 年度末残高	評価	A <評価に至った理由> 承継業務に係る債権管理については、正常債権以外の債権について、中期目標に定めている圧縮目標(残高 100 億円以下)を既に達成しているところ、保有資産の売却態勢や他金融機関借り換えによる回収等により、平成 30 年度期首残高 47 億円より総額 11 億円を圧縮し、各年度対前年度比▲

<p>の正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示すること。また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービスを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得</p>	<p>がある。平成26年度期首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを旨とする。なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。</p> <p>① 約定弁済先の管理強化 正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機</p>	<p>後、残高の圧縮に伴い回収困難案件の割合が増加している状況に留意しつつ、更なる圧縮を図るため、</p> <p>① 約定弁済先の管理強化 ② 返済懲遷 ③ 厳正な法的処理 ④ 迅速な償却処理に引き続き積極的に取り組む。</p> <p>特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化に当たっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、決算書の厳格な分析などにより、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。</p> <p>また、②の返済懲遷については、保有資産の売却、他金融機関への借換、法的・私的再生の活用など、返済確実性の高</p>	<p>正常債権以外の債権残高の圧縮状況</p>	<p>個々の債務者と丁寧に向きあい、ねばり強く交渉を重ねていった。</p> <p>① 面談や財務分析の結果、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、確実な回収につなげた。</p> <p>② 面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等が見込める債務者等に対し、他金融機関からの支援が得られると思われる債務者については、他金融機関からの借換による機構債権の全部又は一部繰上償還を懲遷し、また不動産調査の結果、有休不動産がある場合には、不動産の任意売却を懲遷し、早期の回収につなげた。</p> <p>③ 業況の低迷等により、今後の回収が困難と認められる債務者等に対し、民事再生法や特定調停等、一定の整理を促し、債務者等から再生計画等の提出があった場合は、その内容を厳しく精査の上、回収の極大化に努め、債権残高の圧縮を図った。</p> <p>④ 正常債権以外の債権にかかる法的処理は、平成29年度から係属していた4件(仮差押1件、訴訟1件、仮処分2件)のうち3件(訴訟1件、仮処分2件)が終結。新たに2件(差押1件、訴訟1件)を実施した。</p> <p>⑤ 平成30年度の貸倒償却処理は1件、2億円を実施した。</p> <p>⑥ 個別債権の管理を厳格に実施し、正常債権から非正常債権となる債権を発生させなかった。</p> <p>⑦ 上記の取組等の結果、正常債権以外の債権を47億円から36億円とし、11億円(前年度比▲23.4%)圧縮した。</p> <p>⑧ 正常債権も含めた全ての債権について、今後も経営状況に目を配り、決算書等を徴取の上決算分析を行い、財務内容等を注視していくこととする。</p>	<p>36億円となったことから、自己評価を「S」とした。</p> <p>なお、平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を本中期計画期間中に100億円以下とする目標については平成28年度において100億円以下となり、その後も更なる圧縮に努めた結果、目標値(▲120億円)に対しての圧縮額は182億円となり、達成度は目標を大幅に超える151.7%となった。</p> <p>＜課題と対応＞ 正常債権以外の債権の残高の大幅な圧縮は達成できたが、今後は、業績低迷のため少額弁済に留まる等の回収困難案件が残り、大幅な債権残高の圧縮が期待できないほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止、回収額の増額に努めることとする。</p>	<p>14.6%の目標達成の水準を超える▲23.4%の圧縮を図った。</p> <p>また、これにより正常債権以外の債権の年度末残高は36億円となり、圧縮額は中期目標に定めている目標の151.7%の水準に達している。</p> <p>なお、回収にあたっては、回収困難先のきめ細かい現況調査や財務分析等を行うとともに、私的再生や法的手続による回収も実施している。</p> <p>＜今後の課題＞ 特になし。</p> <p>＜その他事項＞ 特になし。</p>
---	--	---	-------------------------	--	--	--



<p>ること。</p>	<p>関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>② 返済懸念 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定期間化に努める。</p> <p>③ 法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。</p> <p>④ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却</p>	<p>い返済策を債務者に懸念することにより、残高の圧縮を図る。</p> <p>さらに、平成30年度期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとの期中の回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、正常債権以外の債権への取組状況を明らかにする。</p> <p>返済確実性の見込めない債権は、サービサーを効果・効率的に活用し、回収強化を図る。</p> <p>また、債権残高に占める割合の増加が今後見込まれる回収困難事案について、分析の上、対処方針を検討する。</p>	<p>(3) サービサー委託債権からの回収 平成30年度のサービサー委託債権からの回収額は平成30年度末現在13.8億円で、委託費は0.9億円であった。委託費に対する回収額は15.0倍であった。</p>		
-------------	--	--	---	--	--

	<p>処理する。</p> <p>(2) サービスの活用と借入金等の完済 返済確実性の見込めない債権は、サービスを積極的に活用し、回収強化を図る。</p> <p>また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。</p> <p>なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百万円	10,000 百万円	10,000 百万円	—	—	—	一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。
※ ( ) 書きは、借入金残高の最大値			(5,500 百万円)	(2,200 万円)	(—)	(—)	(—)	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。	平成30年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由：資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成28年度以降は短期借入を行わなかったことを踏まえ、自己評価を「B」とした。  <課題と対応> —	評価 B <評価に至った理由> 短期借入は行わずに、計画的な資金管理を実施している。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	職員の人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度(目標) (暫定値)	28年度 (当初計画値)	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
政府機関等主催の外部研修の活用(講座数)	—	20 講座 (平成 25 年度実績)	24 講座	37 講座 (当初計画:28 講座)	46 講座 (当初計画:39 講座)	37 講座 (当初計画:32 講座)	32 講座 (当初計画:35 講座)		
政府機関等主催の外部研修の活用(参加者数)	—	25 名 (平成 25 年度実績)	37 名	65 名 (当初計画:40 名)	64 名 (当初計画:42 名)	58 名 (当初計画:43 名)	58 名 (当初計画:44 名)		
階層別研修の実施・参加(講座数)	—	4 講座 (平成 25 年度実績)	8 講座	10 講座 (当初計画:11 講座)	7 講座 (当初計画:9 講座)	13 講座 (当初計画:13 講座)	13 講座 (当初計画:16 講座)	平成 30 年度については、研修内容について検討を行い、複数の研修を統合して実施したこと等により、実施講座数が当初予定よりも 3 講座減となった。	
階層別研修の実施・参加(参加者数)	—	36 名 (平成 25 年度実績)	76 名	123 名 (当初計画:80 名)	67 名 (当初計画:62 名)	132 名 (当初計画:102 名)	106 名 (当初計画:163 名)	平成 30 年度については、複数の研修を統合して実施したこと等により、参加者数が当初見込みよりも 57 名減となった。	
業務専門性研修の実施(講座数)		88 講座 (年度当初計画講座数)	—	89 講座 (当初計画:88 講座)	83 講座 (当初計画:92 講座)	81 講座 (当初計画:100 講座)	72 講座 (当初計画:92 講座)		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	自己評価: B	評価	B

<p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p> <p>また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。</p>	<p>(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。</p> <p>(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。</p>	<p>(1) 職員により質の高いサービスの提供を行うことができるよう、「ERCA 研修計画」に基づく研修を展開し、各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るための各種研修を実施する。</p> <p>また、女性活躍推進や働き方改革等のための研修を進めるとともに、自主選択制の研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府機関等主催の外部研修の活用状況（講座数、参加者数）</li> <li>・階層別研修の実施状況（講座数、参加者数）</li> <li>・業務専門性研修の実施状況（講座数）</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt; —</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。</p>	<p>(1) 各種研修の実施等 総務部が実施する「一般研修」、「階層別研修」等と各部が実施する「業務専門性研修」を2本の柱とする「ERCA 研修計画」に基づき研修を実施し、平成30年度は「一般研修」、「階層別研修」、「自主研修」、「業務専門性研修」の計92講座を延2,108人が受講した。研修実績は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1190 1438 1902 1969"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般研修</th> <th>階層別研修</th> <th>自主研修及び資格取得支援策</th> <th>業務専門性研修(※)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数</td> <td>4講座</td> <td>13講座</td> <td>2講座</td> <td>72講座(32講座)</td> <td>92講座</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>579名</td> <td>106名</td> <td>197名</td> <td>1,226名(58名)</td> <td>2,108名</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般研修	階層別研修	自主研修及び資格取得支援策	業務専門性研修(※)	計	講座数	4講座	13講座	2講座	72講座(32講座)	92講座	参加者数	579名	106名	197名	1,226名(58名)	2,108名	<p>評定理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実に実施したため、自己評定をBとした。</p> <p>●階層別研修を含む各種研修については、3か年の「ERCA 研修計画」を策定し、研修運営に係るPDCAサイクル等をより一層明確化するとともに、研修計画に基づき着実に研修を実施し、職員の能力開発・人材育成に取り組んだ。</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt; 研修については、「階層別研修」と「業務専門性研修」により構成される多角的な研修計画に沿って研修を実施し、92講座に対し受講者数延べ2,108人が受講している。</p> <p>人事評価制度については、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行うなど制度の改善を図った。</p> <p>また、評価結果については、定期昇給や賞与(業績手当)に反映させている。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
区分	一般研修	階層別研修	自主研修及び資格取得支援策	業務専門性研修(※)	計																			
講座数	4講座	13講座	2講座	72講座(32講座)	92講座																			
参加者数	579名	106名	197名	1,226名(58名)	2,108名																			

		<p>の実施などにより、職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発等を促す。</p> <p>なお、政府機関等主催の外部研修の活用及び階層別研修の実施においては、講座数及び参加者数とも前中期目標期間の最終年度の実績を上回るよう努め、また、業務専門性研修の実施においては、当初計画講座数上回るよう努める。</p>		<p>※括弧内の数値は業務専門性研修のうち政府機関等主催の外部研修の数を示すもの。</p> <p>①一般研修  行政に携わる者として欠かせない倫理観や内部統制・情報セキュリティ等の知識を持ち、明るく働きやすい職場をつくる職員を育成することを目的として、各種一般研修を実施し、5講座を延べ579名が受講した。</p> <p>コンプライアンスや内部統制の基礎知識については、事前にEラーニングによる学習を全役職員に義務づけた上で、集合研修においては内部統制・コンプライアンス・情報セキュリティの各テーマを一度に学べるようにするとともに、本年度のテーマは①平成29年度に実施したメディア対応トレーニングを題材とした危機管理広報（内部統制）、②職員の秘密保持義務（コンプライアンス）、③機構の情報セキュリティ対策（情報セキュリティ）について取り上げ、132名が受講した（10月）。</p> <p>また、ストレスチェック制度及び早期かつ適切なメンタルヘルス対策の重要性への理解を深めることを目的として、当機構でストレスチェックを初めて受検する全役職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施し、32名が受講した。さらに、定期健康診断を最大限に活用し、その結果を健康保持・増進につなげることを目的として、「健康診断の結果の見方」をテーマとした保健師による健康管理研修（講演会）を7月及び8月に実施し、128名が受講した他、職場におけるハラスメントの予防を目的として、ハラスメント防止研修を一般職員向け（受講者129名）・管理職向け（受講者20名）とに分けて実施した。</p> <p>その他、政府が提唱する働き方改革や女性活躍推進の趣旨に鑑み、各役職員が結婚、出産、育児、介護等のライフイベントと仕事の両立に関する知識を学ぶライフプラン研修を全役職員を対象として実施し、138名が受講した。</p> <p>②階層別研修  キャリアアップに応じた職員の能力・スキルの向上を目的として、各種の階層別研修を実施し、13講座を延べ106名が受講した。</p> <p>平成29年度に引き続き新入職員及び若手職員の育成に重点を置き、新入職員研修については、新たに法</p>		
--	--	---	--	---	--	--

人文書管理に関するカリキュラムを取り入れ、公文書管理法と機構文書管理規程の関係など法人文書管理に関する基礎固めを促した。また、機構本部がある川崎市の公害の歴史を学ぶカリキュラムも新たに取り入れ、機構の所掌業務に関する理解を深めた。その他、10月に入構1・2年目職員を対象としたフォローアップ研修、12月から2月に入構3年目職員を対象としたキャリアデザイン研修、12月及び2月に内定者を対象とした内定者研修を実施した。

また、管理職層については、マネジメント力向上に重点を置いた中期計画を踏まえ、管理職クラスの職員（2等級）を対象に、公正かつ効果的な人事評価に必要な知識・スキルを身につけることを目的とした人事評価研修を新たに実施した。その他、政府が提唱する女性活躍推進の趣旨に鑑み、機構における女性管理職を育成すべく、次期管理職クラスの女性職員（3・4等級）を対象に、女性管理職としての働き方を具体的にイメージできるようになることを目的とした3・4等級女性職員研修を新たに実施した。

<階層別研修の実績>

研修名	研修概要	対象者	講座数	受講者数 (延べ人数)
内定者研修	業務理解、社会人の心構え	内定者	1講座	3名
新入職員研修	ビジネスマナー、コンプライアンス、法令・規程、文書管理、各事業部の業務等の理解	平成30年度新入職員	1講座	6名
フォローアップ研修	これまでの業務等の振り返り、今後の目標設定	1・2年目職員	1講座	7名

					キャリア アデザ イン研 修	自身の今後 のキャリア を描ける力 の習得	3年目 職員	1講座	5名		
					人事評 価研修	客観的・効 果的・公正 な人事評価 スキルの習 得	2等級 職員 (課長、 主幹級)	1講座	16名		
					3等級 研修	フォロー シップ能力 の開発	3等級 職員 (課長 代理、副 主幹)	1講座	18名		
					4等級 研修	チームのマ ネジメント 力の開発	4等級 職員 (主査 級)	1講座	22名		
					人事院 行政研 修(課長 補佐級)	リーダーシ ップ開発、 行政課題の 把握	3等級 職員(選 抜)	1講座	1名		
					人事院 行政研 修(課長 級)	リーダーシ ップ開発、 行政課題の 把握	2等級 職員(選 抜)	1講座	1名		
					3・4 等級女 性職員 研修	女性活躍推 進の必要 性、女性管 理職として の働き方の 理解	3・4等 級女性 職員	1講座	13名		
					新任昇 格者研 修	各等級に必 要とされる マネジメン トスキルの 習得	平成30 年4月 昇格者	3講座	14名		



	<p>(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p>	<p>(2) 平成 29 年度に把握した人事評価制度の運営上の課題解決等を通じて、職員一人ひとりの成長、組織全体の成長をより確実なものとするともに、評価結果</p>		<p>③職員の自発的かつ積極的な研修受講及び自己啓発の促進</p> <p>業務遂行に有益な知識・スキルを自主的に身につけ業務改善に取り組む職員を育成するため、「自主研修」及び「資格取得支援策」を実施し、2 講座を延べ 197 名が受講した。</p> <p>自主研修については、各人が必要な知識・スキルを自主的に学べる環境を創出するため、</p> <p>平成 29 年度は試行的に導入した 120 種類以上のビジネススキル講座等を自由に受講できる E ラーニングを全役職員に導入した。また、資格取得支援策については、より専門性の高い職員の育成支援を目的とし、平成 29 年度に支援対象としていた 4 つの業務上必要な資格（簿記、メンタルヘルス・マネジメント検定、医療事務、IT パスポート）に加え、情報セキュリティマネジメント試験、公文書管理検定等を新たに支援対象とした。結果、4 名が対象資格を取得した（公文書管理検定 1 名、ビジネス実務法務検定 1 名、二級ボイラー技士 2 名）。</p> <p>④業務専門性研修の実施</p> <p>72 講座を延べ 1,226 名が受講し、各部門の業務遂行に必要な専門スキルを向上させた。</p> <p>また、業務専門性研修の一環として、各種環境施策の知識等を身につけるため、環境省及び環境省環境調査研修所が主催する研修に職員 20 名が参加した。特に、環境問題史現地研修（四日市コース、西淀川コース及び富山コース）には 5 名が参加し、機構の所掌業務である公害健康被害補償予防業務の原点を学んだ。</p> <p>(2) 人事評価制度の運営改善等</p> <p>①人事評価制度の運用の改善</p> <p>平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度を 2 年間運用した中で把握した課題を改善するため、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、人事評価規程、マニュアル等の改正を行った（7 月）。また、管理職及び一般職員のそれぞれを対象とした人事評価制度の改正ポイントについて説明会を開催し、改正した人事評価制度</p>	<p>●人事評価制度については、平成 28 年度から導入した新たな制度を 2 年間運用した中で把握した課題を改善するため、中間評価の一部廃止や評価シートの見直し等による運用の合理化を図るとともに、</p>	
--	--	--	--	---	--	--

	<p>(4) 人員に関する指標 管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。 (参考) 期初の常勤職員数 140 人</p>	<p>(3) 人員に関する指標 ( 参 考 ) 第3期中期目標期間の期初常勤職員数 140 人 第3期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人</p>	<p>の人事及び給与への反映により、士気の高い組織運営に努める。 また、指導役制度についても、その運用状況等を確認し、適宜見直しを図ることで、職員の更なる成長を促す。</p>	<p>の理解を促した(7月)。さらに、人事評価の中核を担う2等級職員(課長級)を対象に、管下職員に対して行う人事評価の際の「くせ」や「傾向」を把握し、客観的・効果的・公正な評価ができる力を身につけることを目的とした人事評価研修を実施した(2月)。</p> <p>②メンター制度の導入 平成29年度に人事評価制度から切り離れた「指導役制度」については、「若手職員が気軽に相談しやすい風土を醸成し、もって働きやすい職場づくりを目指すとともに、社会人として日常抱える不安や組織全般への疑問等の解消に向け、相談を受けたり精神的なサポートをしたりすることで若手職員の内面を支えること」を目的として、職員の成長を支える「メンター制度」として再整理した(10月)。本年度はメンターとメンティーの初回面談(メンタリング)を10月に行い、その内容等についてメンター同士で意見交換を行う中間報告会を12月に開催した。また、当年度の振り返りと理事長を交えた意見交換の場を設け、課題の把握に努めた(3月)。</p> <p>③人事評価結果の反映 平成29年度の人事評価結果について、平成30年度定期昇給及び6月期賞与の業績手当に適正に反映した。</p>	<p>人事評価規程、マニュアル等の改正を行った。また、管理職及び一般職員のそれぞれを対象とした人事評価制度の改正ポイントについて説明会を開催し、改正した人事評価制度の理解を促した。 「指導役制度」を再整理し、若手職員の内面を支えることを目的とした「メンター制度」とした。</p> <p>また、平成29年度評価結果について、定期昇給等に適正に反映した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 平成30年度までの取組状況等を踏まえて、引き続き、組織・要員体制の見直し、各種研修の実施、人事評価制度の適正な運用等に取り組む。</p>	
--	---	--	---	---	---	--

		期末の常勤職員 数の見込み 148 人					
--	--	---------------------------	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成30年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する	前中期目標期間から繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用に充てることとする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。	<主要な業務実績>  公害健康被害予防事業の財源83,092千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い2,857千円を取り崩した。	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。  <課題と対応> 今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。	評価 B <評価に至った理由> 積立金の処分に関しては、計画に基づいた適正な処理を実施している。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

		費用等に充てることとする。					
--	--	---------------	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	その他当該中期目標を達成するために必要な事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 31 年度行政事業レビューシート 事業番号 0307

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (平成 30 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> 中期計画期間を超える債務負担の必要性	<主要な業務実績>  30 年度は以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。 ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 4 月派遣開始分）」 （契約期間：平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月） ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（平成 30 年 7 月派遣開始分）」 （契約期間：平成 30 年 7 月～平成 33 年 6 月） ・「平成 30 事業年度会計監査人による監査業務」 （契約期間：平成 30 年 9 月～平成 31 年 6 月） ・「石綿健康被害救済制度に係る医学的資料マスキングツールの導入及び運用保守業務」 （契約期間：平成 30 年 9 月～平成 33 年 3 月） ・「石綿健康被害救済認定・給付システムにおける元号変更改修業務」	<評価と根拠> 自己評価：B  評価理由： 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。	評価 B <評価に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担については、必要性が認められる案件に限り実施している。  <今後の課題> 特になし。  <その他事項> 特になし。	

				<p>(契約期間：平成 30 年 9 月～平成 31 年 5 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「維持管理積立金システムに係るサーバ移行、改修及び保守業務」</li> </ul> <p>(契約期間：平成 30 年 11 月～平成 34 年 2 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「例規システムの提供及び法制執務支援等業務」</li> </ul> <p>(契約期間：平成 30 年 12 月～平成 36 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」</li> </ul> <p>(契約期間：平成 31 年 3 月～平成 36 年 2 月)</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報